

関稅定率法等の一部を改正する法律（案） 新旧対照条文目次

○ 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条關係）	1
○ 関稅定率法（第二条關係）	4
○ 関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）（第三条關係）	144
○ とん稅法（昭和三十三年法律第三十七号）（第四条關係）	180
○ 関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第五条關係）	181
○ 関稅暫定措置法（第六条關係）	232
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百十二号）（附則第六条關係）	296
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律（附則第七条關係）	298
○ 輸入品に対する内国消費稅の徵收等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第八条關係）	299
○ 租稅特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）（附則第九条關係）	302
○ 租稅特別措置法（附則第十条關係）	304
○ 石油石炭稅法（昭和五十三年法律第二十五号）（附則第十一条關係）	309

○ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）

番 号	品 名	税 率
二八三四・二九	その他のもの 一 硝酸カルシウム及び硝酸バリウム 二 その他のもの	無税 三・九%
五六〇八・一九	その他のもの 一 (省 略) 二 その他のもの	五%
五六〇八・九〇	その他のもの 一 (省 略) 二 その他のもの	五%
五八・一〇	ししゅう布（モチーフを含む。）	
五八一〇・一〇	ししゅう布（基布が見えないものに限る。）	無税
五八一〇・九一	その他のししゅう布 綿製のもの	無税

番 号	品 名	税 率
二八三四・二九	その他のもの 一 硝酸カルシウム 二 硝酸バリウム 三 その他のもの	無税 四・六% 三・九%
五六〇八・一九	その他のもの 一 同上 二 その他のもの	八・二%
五六〇八・九〇	その他のもの 一 同上 二 その他のもの	九・一%
五八・一〇	ししゅう布（モチーフを含む。）	
五八一〇・一〇	ししゅう布（基布が見えないものに限る。）	一七・九%
五八一〇・九一	その他のししゅう布 綿製のもの	一七・九%

五八一〇・九二	人造繊維製のもの	無税	五八一〇・九二	人造繊維製のもの	一七・九%
五八一〇・九九	その他の紡織用繊維製のもの	無税	五八一〇・九九	その他の紡織用繊維製のもの	一七・九%
六二・一二	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）	無税	六二・一二	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）	八・五%
六二二二・一〇	ブラジャー	無税	六二二二・一〇	ブラジャー	八・五%
六二二二・二〇	ガードル及びパンティガードル	無税	六二二二・二〇	ガードル及びパンティガードル	八・五%
六二二二・三〇	コースレット	無税	六二二二・三〇	コースレット	八・五%
六二二二・九〇	その他のもの	無税	六二二二・九〇	その他のもの	八・五%
八一〇〇・一〇	アンチモンの塊及び粉	無税	八一〇〇・一〇	アンチモンの塊及び粉	一キログラムにつき二円四〇銭
八五四四・二〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	無税	八五四四・二〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	五・八%
八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）	無税	八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）	五・八%
				一 自動車用のもの	無税
				二 その他のもの	五・八%

八五四四・四二	接続子を取り付けてあるもの	無税
八五四四・四九	その他のもの	無税
八五四四・六〇	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	無税
九六一三・一〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	無税
九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	無税
九六一三・八〇	一 貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの	五・一%
九六一三・九〇	二 その他のもの	無税
九六一三・九〇	その他のライター	無税
九六一三・九〇	部分品	無税
八五四四・四二	接続子を取り付けてあるもの	五・八%
八五四四・四九	その他のもの	五・八%
八五四四・六〇	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	無税
九六一三・一〇	一 自動車用のもの	無税
九六一三・一〇	二 その他のもの	五・八%
九六一三・一〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	無税
九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	二・六%
九六一三・八〇	その他のライター	五・一%
九六一三・九〇	部分品	四・六%
九六一三・八〇	その他のライター	四・一%

○ 関税定率法（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九條の二、第二十条の二関係）

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九條、第九條の二、第二十条の二関係）

番 号	品 名	税 率
	第一類 動物（生きているものに限る。）	
<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）を含む。</p> <p>(a) 第〇三・〇一項、第〇三・〇六項、第〇三・〇七項又は第〇三・〇八項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</p> <p>(b)及び(c) (省 略)</p> <p>備考</p> <p>1 第〇一・〇二項及び第〇一〇三・一〇号の「純粋種の繁殖用のもの」とは、純粋種であつて改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものをいう。</p>		
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）	
〇一〇一・二一	純粋種の繁殖用のもの	
一	サラブレッド種、サ	

番 号	品 名	税 率
	第一類 動物（生きているものに限る。）	
<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）を含む。</p> <p>(a) 第〇三・〇一項、第〇三・〇六項又は第〇三・〇七項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</p> <p>(b)及び(c) 同上</p> <p>備考</p> <p>1 第〇一〇二・一〇号及び第〇一〇三・一〇号の「純粋種の繁殖用のもの」とは、純粋種であつて改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものをいう。</p>		
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）	
〇一〇一・一〇	純粋種の繁殖用のもの	
一	馬	
(一)	サラブレッド種、サ	

〇一〇一・二九

二  その他のもの	 されたもの	 ある旨が政令で定め るところにより証明	一  軽種馬以外のもので	〇〇〇〇円	、 四、〇〇〇	 一頭につき	無税	(二)  その他のもの	。  されたものに限る	(一)  軽種馬（競馬の競 走用以外の用途に 供するものであり 、かつ、妊娠して いないものである 旨が政令で定める ところにより証明	二  その他のもの	証明されたもの 定めるところにより のである旨が政令で という。) 以外のもの において「軽種馬」 種 of 馬 (以下この項 ラブ種又はアラブ系 ラブレッド系種、ア ラブ種、アングロア	無税
--------------	-----------	----------------------------	-----------------	-------	------------	-----------	----	----------------	----------------	--	--------------	---	----

二  ろ馬、ら馬及びヒニー	〇〇〇〇円	、 四、〇〇〇	 一頭につき	無税	B  その他のもの	。  されたものに限る	A  軽種馬（競馬の競 走用以外の用途に 供するものであり 、かつ、妊娠して いないものである 旨が政令で定める ところにより証明	(二)  その他のもの	証明されたもの 定めるところにより のである旨が政令で という。) 以外のもの において「軽種馬」 種 of 馬 (以下この項 ラブ種又はアラブ系 ラブレッド系種、ア ラブ種、アングロア	無税
------------------	-------	------------	-----------	----	--------------	----------------	--	----------------	---	----

〇一〇一・三〇  
〇一〇一・九〇

る馬  
その他のもの

(一) 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。  
(二) その他のもの

無税  
無税  
〇〇〇〇円  
四、〇〇〇〇  
一頭につき  
無税

〇一〇一・九〇

その他のもの

一馬

(一) 軽種馬以外のもの  
ある旨が政令で定めるところにより証明されたもの  
(二) その他のもの

A 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠して

いないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る

無税

〇一〇二・二二一 〇一〇二・二二一 〇一〇二・二二九	牛（生きているものに限る。） 家畜のもの 純粋種の繁殖用のもの その他のもの	無税
〇一〇二・三三二 〇一〇二・三三九 〇一〇二・九〇〇	水牛 純粋種の繁殖用のもの その他のもの その他のもの 一 純粋種の繁殖用のもの 二 その他のもの （一） 一頭の重量が三〇〇 の キログラム以下のもの	無税 無税 無税 〇円 七五、〇〇 一頭につき
四、〇〇〇 一頭につき		

〇一〇二・二二一 〇一〇二・二二一 〇一〇二・九〇〇	牛（生きているものに限る。） 純粋種の繁殖用のもの その他のもの 一 水牛 二 その他のもの （一） 一頭の重量が三〇〇 の キログラム以下のもの （二） その他のもの	無税 無税 無税 〇円 七五、〇〇 一頭につき
〇〇〇〇円 四、〇〇〇	二 馬、ら馬及びヒニ	無税
一頭につき 無税	B 1) その他のもの	



〇一・〇五	家きん（鶏（ガルス・ドメス ティクス）、あひる、がちよう 、七面鳥及びほろほろ鳥で、生 きているものに限る。）	〇円
〇一〇五・一一	一羽の重量が一八五グラム以 下のもの	〇円
〇一〇五・一二	（省 略）	〇円
〇一〇五・一三	（省 略）	〇円
〇一〇五・一四	あひる	無税
〇一〇五・一五	がちよう	無税
〇一〇五・九四	ほろほろ鳥	無税
〇一〇五・九九	その他のもの （省 略）	無税
〇一・〇六	その他の動物（生きているもの に限る。）	〇円
〇一〇六・一一	哺乳類	〇円
〇一〇六・一二	霊長類	〇円
〇一〇六・一三	くじら目、海牛目及び鱗脚	〇円
〇一〇六・一四	下目	〇円
〇一〇六・一四	らくだ科	〇円
〇一〇六・一四	うさぎ	〇円
	（二）その他のもの	〇円
		一頭につき 七五、〇〇 〇円
		無税
		無税
		無税
		無税

〇一・〇五	家きん（鶏（ガルス・ドメス ティクス）、あひる、がちよう 、七面鳥及びほろほろ鳥で、生 きているものに限る。）	〇円
〇一〇五・一一	一羽の重量が一八五グラム以 下のもの	〇円
〇一〇五・一二	（省 略）	〇円
〇一〇五・一三	（省 略）	〇円
〇一〇五・一四	同 上	〇円
〇一〇五・一五	同 上	〇円
〇一〇五・九四	その他のもの	〇円
〇一〇五・九九	その他のもの （省 略）	〇円
〇一・〇六	その他の動物（生きているもの に限る。）	〇円
〇一〇六・一一	哺乳類	〇円
〇一〇六・一二	霊長類	〇円
〇一〇六・一三	くじら目及び海牛目	〇円
		無税
		無税
		無税
		無税

〇一〇六・一九	〇一〇六・二〇	その他のもの	無税	〇一〇六・一九	その他のもの	無税
		爬虫類	無税	〇一〇六・二〇	爬虫類	無税
		鳥類	無税		鳥類	無税
〇一〇六・三一	〇一〇六・三二	猛きん類	無税	〇一〇六・三一	猛禽類	無税
〇一〇六・三二	〇一〇六・三三	おうむ目	無税	〇一〇六・三二	おうむ目	無税
〇一〇六・三三		エミュー(ドロマイウス・	無税			
		ノヴァイホルランディアイ	無税			
		)及びだちよう	無税			
〇一〇六・三九		その他のもの	無税	〇一〇六・三九	その他のもの	無税
		昆虫類	無税			
〇一〇六・四一		蜂	無税			
〇一〇六・四九		その他のもの	無税	〇一〇六・九〇	その他のもの	無税
〇一〇六・九〇		その他のもの	無税			
〇二・〇七		肉及び食用のくず肉で、第〇一		〇二・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一	
		・〇五項の家きんのもの(生鮮			・〇五項の家きんのもの(生鮮	
		のもの及び冷蔵し又は冷凍した			のもの及び冷蔵し又は冷凍した	
		ものに限る。)			ものに限る。)	
〇二〇七・一一		(省略)		〇二〇七・一一	同上	
〇二〇七・一一				〇二〇七・一一		
〇二〇七・二七		あひるのもの		〇二〇七・二七	あひる、がちよう又はほろほ	
		分割してないもの(生鮮の			る鳥のもの	
〇二〇七・四一		もの及び冷蔵したものに限		〇二〇七・三二	分割してないもの(生鮮の	
		る。)			もの及び冷蔵したものに限	
〇二〇七・四二		分割してないもの(冷凍し			る。)	
		たものに限る。)			一  あひるのもの	
〇二〇七・四三		脂肪質の肝臓(生鮮のもの			二  その他のもの	

○二〇七・四四	及び冷蔵したものに限り、 （一） その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、 （二） その他のもの（冷凍したものに限り、）	五%	○二〇七・三三	分割しないもの（冷凍したものに限り、） （一） あひるのもの （二） その他のもの	一〇%
○二〇七・四五	その他のもの（冷凍したものに限り、） がちようのもの	一〇%	○二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、）	一〇%
○二〇七・五一	分割しないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、）	一〇%	○二〇七・三五	（一） あひるのもの （二） その他のもの	一〇%
○二〇七・五二	たものに限る、）	一〇%	○二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限り、） （一） 肝臓 （二） その他のもの	一〇%
○二〇七・五三	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、）	五%		（一） あひるのもの （二） その他のもの	一〇%
○二〇七・五四	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、）	五%		その他のもの	一〇%
○二〇七・五五	その他のもの（冷凍したものに限り、）	五%			一〇%
○二〇七・六〇	ほろほろ鳥のもの （一） 肝臓（冷凍したものに限り、） （二） その他のもの	一〇%			一〇%

〇二〇八・四〇	くじら目のもの、海牛目のもの及び <u>鰭脚</u> 下目のもの (省 略)	無税
〇二〇八・五〇	らくだ科のもの	無税
〇二〇八・六〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)	無税
〇二・〇九	豚のもの	一〇%
〇二〇九・一〇	その他のもの	一〇%
〇二〇九・九〇	くじら目のもの、海牛目のもの及び <u>鰭脚</u> 下目のもの	七%
〇二一〇・九二	魚(生きているものに限る。)	
〇三・〇一	観賞用の魚	
〇三〇一・一一	淡水魚	
〇三〇一・一九	一  こい(キュプリヌス属のもの)及び金魚(カラシウス・アウラトウス) 二  その他のもの その他の魚(生きているものに限る。)	五% 二・五% 二・五%
〇二〇八・四〇	くじら目のもの及び海牛目のもの	無税
〇二〇八・五〇	同上	無税
〇二・〇九	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)	無税
〇二〇九・〇〇	豚のもの	一〇%
〇二一〇・九二	くじら目のもの及び海牛目のもの	七%
〇三・〇一	魚(生きているものに限る。)	
〇三〇一・一〇	観賞用の魚	
〇三〇一・一九	一  こい及び金魚 二  その他のもの その他の魚(生きているものに限る。)	五% 二・五% 二・五%

〇三〇一・九一	(省 略)
〇三〇一・九二	(省 略)
〇三〇一・九三	こい (キュプリヌス・カル ピオ、カラシウス・カラシ ウス、クテノフアリユンゴ ドン・イデルルス、ミュロ フアリユンゴドン・ピケウ ス及びヒュポフタルミクテ ユス属又はキルリヌス属の もの)
〇三〇一・九四	一 (省 略) 二 (省 略)
〇三〇一・九五	くろまぐろ (トウヌス・テ イヌス及びトウヌス・オリ エンタリス)
〇三〇一・九九	一 (省 略) 二 (省 略) (省 略)
〇三〇二・一一	魚 (生鮮のもの及び冷蔵したも のに限るものとし、第〇三・〇 四項の魚のフィレその他の魚肉 を除く。) さけ科のもの (肝臓、卵及び しらこを除く。) ます (サルモ・トルタ、オ ンコルヒュンクス・ミキス

〇三〇一・九一	同上
〇三〇一・九二	同上
〇三〇一・九三	こい
〇三〇一・九四	一 同上 二 同上
〇三〇一・九五	くろまぐろ (トウヌス・テ イヌス)
〇三〇一・九九	同上 同上 同上
〇三〇二・一一	魚 (生鮮のもの及び冷蔵したも のに限るものとし、第〇三・〇 四項の魚のフィレその他の魚肉 を除く。) さけ科のもの (肝臓、卵及び しらこを除く。) ます (サルモ・トルタ、オ ンコルヒュンクス・ミキス

〇三〇二・一一

ハリバット（レインハルド

〇三〇二・一九

その他のもの  
ひらめ・かれい類（かれい科、  
、だるまがれい科、うしのし  
た科、ささうしのした科、ス  
コフタルムスコ又はこけびら  
め科のもの。肝臓、卵及びし  
らこを除く。）

〇三〇二・一四

大西洋さけ（サルモ・サラ  
ル）及びドナウさけ（フコ  
・フコ）

〇三〇二・一三

太平洋さけ（オンコルヒュ  
ンクス・ネルカ、オンコル  
ヒュンクス・ゴルブスカ、  
オンコルヒュンクス・ケタ  
、オンコルヒュンクス・ト  
スカウイトスカ、オンコル  
ヒュンクス・キストク、オ  
ンコルヒュンクス・マソウ  
及びオンコルヒュンクス・  
ロデュルス）

五%  
五%

五%

五%

〇三〇二・一一

ハリバット（レインハルド

〇三〇二・一九

その他のもの  
ひらめ・かれい類（かれい科  
、ひらめ科、うしのした科、  
ささうしのした科、スコフタ  
ルミダエ科又はこけびらめ科  
のもの。肝臓、卵及びしらこ  
を除く。）

ナウさけ（フコ・フコ）

〇三〇二・一三

太平洋さけ（オンコルヒュ  
ンクス・ネルカ、オンコル  
ヒュンクス・ゴルブスカ、  
オンコルヒュンクス・ケタ  
、オンコルヒュンクス・ト  
スカウイトスカ、オンコル  
ヒュンクス・キストク、オ  
ンコルヒュンクス・マソウ  
及びオンコルヒュンクス・  
ロデュルス）、大西洋さけ  
（サルモ・サラル）及びド  
ナウさけ（フコ・フコ）

五%

五%

五%

○三〇二・二二二  
 ○三〇二・二二三  
 ○三〇二・二二四  
 ○三〇二・二二九  
 ○三〇二・三一一  
 ○三〇二・三一二  
 ○三〇二・三二三  
 ○三〇二・三三四  
 ○三〇二・三三五  
 ○三〇二・三三六  
 ○三〇二・三三九

テイウス・ヒポグロソイデ  
 ス、ヒポグロソス・ヒポグ  
 ロソス及びヒポグロソス・  
 ステノレピス)  
 プレイス(プレウロネクテ  
 ス・プラテスサ)  
 ソール(ソレア属のもの)  
 ターボット(プセタ・マク  
 シマ)  
 その他のもの  
 まぐる(トウヌス属のもの)  
 及びかつお(エウテイヌス(カ  
 ツオヌス)・ペラミス)(  
 肝臓、卵及びびしらを除く。  
 )  
 びんながまぐる(トウヌス  
 ・アラリング)  
 きはだまぐる(トウヌス・  
 アルバカレス)  
 かつお  
 めばちまぐる(トウヌス・  
 オベスス)  
 くらまぐる(トウヌス・テ  
 イヌス及びトウヌス・オリ  
 エンタリス)  
 みなみまぐる(トウヌス・  
 マッコイイ)  
 その他のもの

五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%

○三〇二・二二二  
 ○三〇二・二二三  
 ○三〇二・二二四  
 ○三〇二・二二九  
 ○三〇二・三一一  
 ○三〇二・三一二  
 ○三〇二・三二三  
 ○三〇二・三三四  
 ○三〇二・三三五  
 ○三〇二・三三六  
 ○三〇二・三三九

テイウス・ヒポグロソイデ  
 ス、ヒポグロソス・ヒポグ  
 ロソス及びヒポグロソス・  
 ステノレピス)  
 プレイス(プレウロネクテ  
 ス・プラテスサ)  
 ソール(ソレア属のもの)  
 その他のもの  
 まぐる(トウヌス属のもの)  
 及びかつお(エウテイヌス(カ  
 ツオヌス)・ペラミス)(  
 肝臓、卵及びびしらを除く。  
 )  
 びんながまぐる(トウヌス  
 ・アラリング)  
 きはだまぐる(トウヌス・  
 アルバカレス)  
 かつお  
 めばちまぐる(トウヌス・  
 オベスス)  
 くらまぐる(トウヌス・テ  
 イヌス)  
 みなみまぐる(トウヌス・  
 マッコイイ)  
 その他のもの

五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%

〇三〇二・四一	
〇三〇二・四二	
〇三〇二・四三	

にしん(クルペア・ハレンジス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし(エンガラウリス属のもの)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラキュケントロン・カナドウム)及びめかじき(クスイフィアス・グラディウス)(肝臓、卵及びしらを除く。)

にしん(クルペア・ハレンジス及びクルペア・パラスイイ)

かたくちいわし(エンガラウリス属のもの)

いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)

一 サルディノプス属のもの

一〇%  
一〇%

〇三〇二・四〇	
〇三〇二・五〇	
〇三〇二・六一	
〇三〇二・六二	
〇三〇二・六三	
〇三〇二・六四	
〇三〇二・六五	
〇三〇二・六六	

にしん(クルペア・ハレンジス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。)

コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。)

その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)

いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)

一 サルディノプス属のもの

二 その他のもの

ハドック(メラノグラナムス・アイグレフィヌス)

コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)

さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)

うなぎ(アンギイルラ属のもの)

一〇%  
一〇%  
一〇%  
一〇%  
五%  
五%  
五%  
一〇%  
一〇%  
一〇%



○三〇二・四四	二     その他のもの	一〇%   五%
○三〇二・四五	あじ (トラクルス属のもの)	一〇%
○三〇二・四六	すぎ (ラクキュセントロン・カナドウム)	一〇%
○三〇二・四七	めかじき (クスイフィアス・グラデイウス)	五%   五%
○三〇二・五一	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (肝臓、卵及びしらくを除く。)	一〇%
○三〇二・五二	コツド (ガドウス・モルア)	一〇%
○三〇二・五三	、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	一〇%
○三〇二・五四	ハドック (メラノグララムス・アイグレフィヌス) コールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス) ヘイク (メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	五%   五%

○三〇二・六七	めかじき (クスイフィアス・グラデイウス)	五%   五%
○三〇二・六八	めろ (デイスステイクス属のもの)	五%
○三〇二・六九	その他のもの	五%
	一 にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スクムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コラビス属のもの)	一〇%   五%
	二 その他のもの	一〇%   五%

			〇三〇二・五九		〇三〇二・五五
<p>の もの )、 うな ぎ ( ア ン グ イ ル ラ 属 の もの )、 ナ イ ル パ ー チ ( ラ</p>	<p>の もの )、 ナ イ ル パ ー チ ( ラ</p>	<p>の もの )、 うな ぎ ( ア ン グ イ ル ラ 属 の もの )、 ナ イ ル パ ー チ ( ラ</p>	<p>〇三〇二・五九</p>	<p>〇三〇二・五五</p>	<p>〇三〇二・五五</p>
		<p>一 〇 % 五 %</p>	<p>一 〇 % 五 %</p>	<p>一 〇 % 五 %</p>	<p>一 〇 % 五 %</p>

〇三〇二・七一	〇三〇二・七二	〇三〇二・七三	〇三〇二・七四	〇三〇二・七九	〇三〇二・八一	〇三〇二・八二	〇三〇二・八三
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

テス・ニロテイクス）及びら  
 いぎよ（カンナ属のもの）（  
 肝臓、卵及びしらを除く。  
 ）  
 テイラピア（オレオクロミ  
 ス属のもの）  
 なまず（パンガシウス属、  
 シルルス属、クラリアス属  
 又はイクタルルス属のもの  
 ）  
 こい（キュプリヌス・カル  
 ピオ、カラシウス・カラシ  
 ウス、クテノフアリユンゴ  
 ドン・イデルルス、ミクロ  
 フアリユンゴドン・ピケウ  
 ス及びヒュポフタルミクテ  
 ユス属又はキルリヌス属の  
 もの）  
 うなぎ（アングイルラ属の  
 もの）  
 その他のもの  
 その他の魚（肝臓、卵及びし  
 らを除く。）  
 さめ  
 えい（がんぎえい科のもの  
 ）  
 めろ（デイソステイクス属  
 のもの）

五%	五%	五%	五%	五%	五%	五%	五%
----	----	----	----	----	----	----	----

〇三〇二・八四

シーバス（ディケントラル  
クス属のもの）

〇三〇二・八五

たい（たい科のもの）

〇三〇二・八九

その他のもの

一 にしん（クルペア属  
のもの）、ぶり（セ  
リオーラ属のもの）

、さば（スコムベル  
属のもの）、いわし  
（エトルメウス属の  
もの）、あじ（デカ  
プテルス属のもの）

及びさんま（コロー  
ビス属のもの）

二 その他のもの

肝臓、卵及びしらこ

一 にしん（クルペア属の  
もの）又はたら（ガド  
ウス属、テラグラ属又  
はメルルシウス属のも  
の）の卵

二 その他のもの

魚（冷凍したものに限りものと  
し、第〇三・〇四項の魚のフィ  
レその他の魚肉を除く。）

さけ科のもの（肝臓、卵及び  
しらこを除く。）

〇三〇二・九〇

〇三〇二・九〇

〇三〇二・九〇

〇三〇二・九〇

〇三〇二・九〇

〇三〇二・九〇

〇三〇二・九〇

〇三〇二・九〇

〇三〇二・九〇

〇三〇二・九〇

〇三〇二・九〇

〇三〇二・九〇

〇三〇二・九〇

五%

五%

一〇%

一〇%

五%

五%

一〇%

一〇%

五%

五%

一〇%

一〇%

五%

五%

一〇%

一〇%

五%

五%

一〇%

一〇%

五%

五%

一〇%

一〇%

五%

五%

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

肝臓、卵及びしらこ

一 にしん（クルペア属の  
もの）又はたら（ガド  
ウス属、テラグラ属又  
はメルルシウス属のも  
の）の卵

二 その他のもの

魚（冷凍したものに限りものと  
し、第〇三・〇四項の魚のフィ  
レその他の魚肉を除く。）

太平洋さけ（オンコルヒュ  
クス・ネルカ、オンコルヒ  
ュクス）

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

〇三〇二・七〇

五%

五%

一〇%

一〇%

五%

五%

一〇%

一〇%

五%

五%

一〇%

一〇%

五%

五%

一〇%

一〇%

五%

五%

一〇%

一〇%

五%

五%

一〇%

一〇%

五%

五%

〇三〇三・一一

べにぎけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）

五%

〇三〇三・一二

その他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）

五%

〇三〇三・一三

大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

五%

〇三〇三・一四

ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オ

〇三〇三・一一

ンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらを除く。）

五%

〇三〇三・一九

ンコルヒュンクス・アパケ  
及びオンコルヒュンクス・  
クリソガステル)

その他のもの

〇三〇三・二二三

テイラピア (オレオクロミス  
ス属のもの)

〇三〇三・二二四

なまず (パンガシウス属、  
シルルス属、クラリアス属  
又はイクタルルス属のもの)

〇三〇三・二二五

こい (キュプリヌス・カル

五| 五|  
% | % |

五|  
% |

五|  
% |

〇三〇三・一九

その他のもの

その他のさけ科のもの (肝臓  
、卵及びしらを除く。)

〇三〇三・二二一

ます (サルモ・トルタ、オ  
ンコルヒュンクス・ミキス  
、オンコルヒュンクス、ク  
ラルキ、オンコルヒュンク  
ス・アグアボニタ、オンコ  
ルヒュンクス・ギラエ、オ  
ンコルヒュンクス・アパケ  
及びオンコルヒュンクス・  
クリソガステル)

〇三〇三・二二二

大西洋さけ (サルモ・サラ  
ル) 及びドナウさけ (フコ  
・フコ)

五|  
% |

五|  
% |

五|  
% |

〇三〇三・二六	〇三〇三・二九	〇三〇三・三一	〇三〇三・三二	〇三〇三・三三	〇三〇三・三四	〇三〇三・三九
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

ピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又はキルリヌス属のもの  
 うなぎ（アングイルラ属のもの）  
 その他のもの  
 ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。）  
 ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）  
 プレイス（プレウロネクテス・プラテサ）  
 ソール（ソレア属のもの）  
 ターボット（プセタ・マクシマ）  
 その他のもの  
 まぐろ（トウヌス属のもの）

五%	五%	五%	五%	五%	五%	五%
----	----	----	----	----	----	----

〇三〇三・二九	〇三〇三・三一	〇三〇三・三二	〇三〇三・三三	〇三〇三・三四	〇三〇三・三九
---------	---------	---------	---------	---------	---------

その他のもの  
 ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。）  
 ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）  
 プレイス（プレウロネクテス・プラテサ）  
 ソール（ソレア属のもの）  
 その他のもの  
 まぐろ（トウヌス属のもの）

五%	五%	五%	五%	五%	五%
----	----	----	----	----	----

○三〇三・四一	○三〇三・四二	○三〇三・四三	○三〇三・四四	○三〇三・四五	○三〇三・四六	○三〇三・四九
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

及びかつお（エウテイヌス・カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）  
 びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）  
 きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）  
 かつお  
 めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）  
 くるまぐろ（トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス）  
 みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）  
 その他のもの  
 にしん（クルペア・ハレンジス及びクルペア・パラスイイ）、いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属のもの）

五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%

○三〇三・四一	○三〇三・四二	○三〇三・四三	○三〇三・四四	○三〇三・四五	○三〇三・四六	○三〇三・四九
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

及びかつお（エウテイヌス・カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）  
 びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）  
 きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）  
 かつお  
 めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）  
 くるまぐろ（トウヌス・テイヌス）  
 みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）  
 その他のもの  
 にしん（クルペア・ハレンジス及びクルペア・パラスイイ）及びコッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）

五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%



〇三〇三・五一	すぎ(ラキケントロン・カナドウム)及びめかじき(クスイフィアス・グラデイウス)(肝臓、卵及びしらを除く。)	
〇三〇三・五二	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)	一〇%
〇三〇三・五三	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)	
〇三〇三・五四	一 サルディノプス属のもの 二 その他のもの	一〇% 五%
〇三〇三・五五	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	一〇%
〇三〇三・五六	あじ(トラクルス属のもの)	一〇%
〇三〇三・五七	すぎ(ラキケントロン・カナドウム) めかじき(クスイフィアス・グラデイウス)	五% 五%
	さいうお科、あしながだ科、たら科、そこだら科、かわ	

〇三〇三・五一	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)	一〇%
〇三〇三・五二	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	一〇%
〇三〇三・六一	めかじき(クスイフィアス・グラデイウス)及びめろ(デイスステイクス属のもの)(肝臓、卵及びしらを除く。)	
〇三〇三・六二	めろ(デイスステイクス属のもの)	五%
〇三〇三・七一	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)	

〇三〇三・六三	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	一〇%	〇三〇三・七二	二  その他のもの	一〇%
〇三〇三・六四	ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)	五%	〇三〇三・七三	ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)	五%
〇三〇三・六五	コールフィツシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	五%	〇三〇三・七四	コールフィツシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	五%
〇三〇三・六六	ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	一〇%	〇三〇三・七五	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	一〇%
	一  メルルシウス属のもの		〇三〇三・七六	うなぎ(アングイルラ属のもの)	五%
	二  ウロフュキス属のもの		〇三〇三・七七	シーバス(デイケントラルクス・ラブラクス及びデイケントラルクス・プンクタウス)	五%
〇三〇三・六七	すけそうだら(テラグラ・カルコグラナム)	一〇%	〇三〇三・七八	ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	五%
〇三〇三・六八	ブルーホワイティング(ミクロメシステイウス・ポウタソウ及びミクロメシステイウス・アウストラリス)	五%		一  メルルシウス属のもの	一〇%
〇三〇三・六九	その他のもの		〇三〇三・七九	二  ウロフュキス属のもの	五%
	一  たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	一〇%		その他のもの	
				一  にしん(カルペア属のもの)、たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	五%
				二  サルデイノプス属のもの	一〇%

○三〇三・八二	○三〇三・八一	○三〇三・八四	○三〇三・八九	○三〇三・九〇
二	二	一	一	一
その他の魚（肝臓、卵及びし らこを除く。）	その他のもの	えい（がんぎえい科のもの ）	その他のもの	肝臓、卵及びしらこ
さめ	めろ（デイソステイクス属 のもの）	その他のもの	にしん（クルペア属 のもの）、ぶり（セ リオーラ属のもの） 、さば（スコムベル 属のもの）、いわし （エトルメウス属又 はエングラウリス属 のもの）、あじ（デ カプテルス属のもの ）及びさんま（コロ ラピス属のもの）	にしん（クルペア属の もの）の卵
五%	五%	五%	五%	五%
五%	五%	五%	五%	六%

○三〇三・八〇	○三〇三・八〇
二	二
その他のもの	その他のもの
ら属のもの）、ぶり （セリオーラ属のも の）、さば（スコム ベル属のもの）、い わし（エトルメウス 属又はエングラウリ ス属のもの）、あじ （トラクルス属又は デカプテルス属のも の）及びさんま（コ ロラピス属のもの）	肝臓、卵及びしらこ
一〇%	一〇%
五%	六%

〇三・〇四

三| ウス属のもの)の卵  
| その他のもの

魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り、細かく切り刻んであるかないかを問わな

魚のフィレ(テイラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタールス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロテイクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)

〇三〇四・三二一

テイラピア(オレオクロミス属のもの)

一〇%  
五%

五%

〇三・〇四

三| ウス属のもの)の卵  
| その他のもの

魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り、細かく切り刻んであるかないかを問わな

〇三〇四・一一  
〇三〇四・一二  
〇三〇四・一九

生鮮のもの及び冷蔵したもの  
めかじき(クスイフィアス・グラデイウス)  
める(デイソステイクス属のもの)  
その他のもの  
一| フィレ  
二| にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの)

一〇%  
五%

五%  
五%

〇三〇四・三二

なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）

〇三〇四・三三

ナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）

〇三〇四・三九

その他のもの  
その他の魚のファイル（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

〇三〇四・四一

太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）  
ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オ

〇三〇四・四二

五%

五%

五%

五%

〇三〇四・二一

（一） あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）  
（二） その他のもの

（一）

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルデイノプス属又はエンゲラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）  
（二） その他のもの  
冷凍したファイル  
めかじき（クスイフィアス

一〇%  
五%

一〇%  
五%

〇三〇四・四三

ンコルヒュンクス・アパケ  
及びオンコルヒュンクス・  
クリソガステル)

五%

〇三〇四・四四

ひらめ・かれい類(かれい  
科、だるまがれい科、うし  
のした科、ささうしのした  
科、スコフタルムス科又は  
こけびらめ科のもの)

五%

〇三〇四・四五

さいうお科、あしながだら  
科、たら科、そこだら科、  
かわりひれだら科、メル  
ーサ科、ちこだら科又はう  
なぎだら科のもの

一 たら(ガドウス属、  
テラグラ属又はメル  
ルシウス属のもの)

一〇%

〇三〇四・四六

二 その他のもの  
めかじき(クスイフィアス  
・グラデイウス)

五%

〇三〇四・四九

その他のもの

一 にしん(クルペア属  
のもの)、ぶり(セ  
リオーラ属のもの)

五%

、さば(スコムベル  
属のもの)、いわし  
(エトルメウス属、

〇三〇四・二二

・グラデイウス)  
める(デイソステイクス属  
のもの)

五%

〇三〇四・二九

その他のもの

一 にしん(クルペア属  
のもの)、たら(ガ  
ドウス属、テラグラ  
属又はメルルシウス  
属のもの)、ぶり(

五%

セリオーラ属のもの  
)、さば(スコムベ  
ル属のもの)、いわ  
し(エトルメウス属  
、サルデイノプス属  
又はエングラウリス  
属のもの)、あじ(

トラクルス属又はデ  
カプテルス属のもの  
)及びさんま(コロ  
ラビス属のもの)

二 その他のもの

一〇%

五%

〇三〇四・五一

サルディノプス属又は  
エングラウリス属  
のもの、あじ（ト  
ラクルス属又はデカ  
プテルス属のもの）  
及びさんま（コロラ  
ビス属のもの）

一〇%  
五%

二  
その他のもの  
その他のもの（生鮮のもの及び  
冷蔵したものに限る。）

テイラピア（オレオクロミ  
ス属のもの）、なまず（パ  
ンガシウス属、シルルス属  
、クラリアス属又はイクタ  
ルルス属のもの）、こい（  
キュプリヌス・カルピオ、  
カラシウス・カラシウス、  
クテノファリユンゴドン・  
イデルルス、ミクロフアリ  
ユンゴドン・ピケウス及び  
ヒュポフタルミクテウス属  
又はキルリヌス属のもの）  
、うなぎ（アングイルラ属  
のもの）、ナイルパーチ（  
ラテス・ニロテイクス）及  
びらいぎよ（カンナ属のも  
の）

五%  
五%

〇三〇四・五二

さけ科のもの

〇三〇四・五三

さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの

一 たら（ガドウス属、

テラグラ属又はメルルシウス属のもの）

二 その他のもの

めかじき（クスイフィアス・グラデイウス）

めろ（デイソステイクス属のもの）

その他のもの

一 にしん（クルペア属

のもの）、ぶり（セ

リオーラ属のもの）

、さば（スコムベル

属のもの）、いわし

（エトルメウス属、

サルデイノプス属又

はエングラウリス属

のもの）、あじ（ト

ラクルス属又はデカ

プテルス属のもの）

及びさんま（コロラ

ビス属のもの）

二 その他のもの

一〇%

五%

五%

五%

五%

一〇%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%

五%



○三〇四・六一  
 ○三〇四・六二  
 ○三〇四・六三  
 ○三〇四・六九

魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎよ（カンナ属のもの）のもの）（冷凍したものに限り。）  
 ティラピア（オレオクロミス属のもの）  
 なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）  
 ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）  
 その他のもの  
 魚のフィレ（さいうお科、あしながだ科、たら科、そこ

五% 五% 五% 五%

〇三〇四・八一

太平洋さけ(オンコルヒユ

たものに限る。)

その他の魚のフィレ(冷凍し

二| その他のもの

)|

はテラグラ属のもの

一| たら(ガドウス属又

その他のもの

カルコグランマ)

すけそうだら(テラグラ・

の|

二| ウロフユキス属のも

の|

一| メルルシウス属のも

はウロフユキス属のもの)

ヘイク(メルルシウス属又

キウス・ヴィレンス)

コールフィツシュ(ポルラ

ス・アイグレフィヌス)

ハドック(メラノグララム

)|

ドウス・マクロケファルス

、ガドウス・オガク及びガ

コッド(ガドウス・モルア

凍したものに限る。)

はうなぎだら科のもの)(冷

メルルーサ科、ちこだら科又

だら科、かわりひれだら科、

〇三〇四・七一

〇三〇四・七二

〇三〇四・七三

〇三〇四・七四

〇三〇四・七五

〇三〇四・七九

一| 〇%  
五| 5%

一| 〇%

五| 5%

一| 〇%

五| 5%

五| 5%

一| 〇%

〇三〇四・八五

〇三〇四・八四

〇三〇四・八三

〇三〇四・八二

ンクス・ネルカ、オンコ  
 ルヒュンクス・ゴルブスカ、  
 オンコルヒュンクス・ケタ  
 、オンコルヒュンクス・ト  
 スカウイトスカ、オンコ  
 ルヒュンクス・キストク、オ  
 ンコルヒュンクス・マソウ  
 及びオンコルヒュンクス・  
 ロデュルス)、大西洋さけ  
 (サルモ・サラル) 及びド  
 ナウさけ (フコ・フコ)  
 ます (サルモ・トルタ、オ  
 ンコルヒュンクス・ミキス  
 、オンコルヒュンクス・ク  
 ラルキ、オンコルヒュンク  
 ス・アグアボニタ、オンコ  
 ルヒュンクス・ギラエ、オ  
 ンコルヒュンクス・アパケ  
 及びオンコルヒュンクス・  
 クリソガステル)  
 ひらめ・かれい類 (かれい  
 科、だるまがれい科、うし  
 のした科、ささうしのした  
 科、スコフタルムスコ又は  
 こけびらめ科のもの)  
 ・メラデイウス)  
 めかじき (クスイフィアス  
 ・メラデイウス)  
 めろ (デイソステイクス属

五%

五%

五%

五%

〇三〇四・八六

のもの

にしん(クルペア・ハレン  
グス及びクルペア・パラス  
イイ)

〇三〇四・八七

まぐろ(トウヌス属のもの

)及びかつお(エウテイヌ  
ス(カツオヌス)・ペラミ  
ス)

〇三〇四・八九

その他のもの

- 一 にしん(クルペア属  
のもの)、ぶり(セ  
リオーラ属のもの)  
、さば(スコムベル  
属のもの)、いわし  
(エトルメウス属、  
サルデイノプス属又  
はエングラウリス属  
のもの)、あじ(ト  
ラクルス属又はデカ  
プテルス属のもの)  
及びさんま(コロラ  
ビス属のもの)
- 二 その他のもの

その他のもの(冷凍したもの  
に限る。)

〇三〇四・九一

めかじき(クスイフィアス  
・グラダイウス)

〇三〇四・九二

めろ(デイソステイクス属

五%

一〇%

五%

一〇%  
五%

五%

〇三〇四・九一

めかじき(クスイフィアス  
・グラダイウス)

〇三〇四・九二

めろ(デイソステイクス属

その他のもの

五%

〇三〇四・九三

のもの

〇三〇四・九四

〇三〇四・九五

五%

五%

一〇%

のもの

五%

テイラピア（オレオクロミ  
ス属のもの）、なまず（パ  
ンガシウス属、シルルス属  
、クラリアス属又はイクタ  
ルルス属のもの）、こい（  
キュプリヌス・カルピオ、  
カラシウス・カラシウス、  
クテノフアリユンゴドン・  
イデルルス、ミユロフアリ  
ユンゴドン・ピケウス及び  
ヒュポフタルミクテウス属  
又はキルリヌス属のもの）  
、うなぎ（アングイルラ属  
のもの）、ナイルパーチ（  
ラテス・ニロテイクス）及  
びらいぎよ（カンナ属のも  
の）

すけそうだら（テラグラ・  
カルコグランマ）  
さいうお科、あしながだら  
科、たら科、そこだら科、  
かわりひれだら科、メルル  
ーサ科、ちこだら科又はう  
なぎだら科のもの（すけそ  
うだら（テラグラ・カルコ  
グランマ）を除く。）

一 たら（ガドウス属、

〇三〇四・九九

二| テラグラ属又はメル  
シウス属のもの|

その他のもの

一| にしん(クルペア属  
のもの)、ぶり(セ  
リオーラ属のもの)  
、さば(スコムベル  
属のもの)、いわし  
(エトルメウス属、  
サルデイノプス属又  
はエングラウリス属  
のもの)、あじ(ト  
ラクルス属又はデカ  
プテルス属のもの)  
及びさんま(コロラ  
ビス属のもの)|

二| その他のもの

一〇%  
五%

一〇%  
五%

〇三・〇五

魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬  
けしたものに限る。)、くん製  
した魚(くん製する前に又はく  
ん製する際に加熱による調理を  
してあるかないかを問わない。)  
並びに魚の粉、ミール及びペ

〇三〇四・九九

その他のもの

一| にしん(クルペア属  
のもの)、たら(ガ  
ドウス属、テラグラ  
属又はメルシウス  
属のもの)、ぶり(

セリオーラ属のもの  
)、さば(スコムベ  
ル属のもの)、いわ  
し(エトルメウス属  
、サルデイノプス属  
又はエングラウリス  
属のもの)、あじ(ト  
ラクルス属又はデ  
カプテルス属のもの  
)及びさんま(コロ  
ラビス属のもの)|  
二| その他のもの

一〇%  
五%

〇三・〇五

魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬  
けしたものに限る。)、くん製  
した魚(くん製する前に又はく  
ん製する際に加熱による調理を  
してあるかないかを問わない。)  
並びに魚の粉、ミール及びペ

〇三〇五・一〇

レット（食用に適するものに限る。）

魚の粉、ミール及びペレット  
（食用に適するものに限る。）

一五%

〇三〇五・二〇

魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）

一 にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）

一二%

二 さけ科のもの卵

五%

三 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ

四 その他のもの

四%

魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）

テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パ

ンガシウス属、シルルス属

、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい

キュプリヌス・カルピオ、

カラシウス・カラシウス、

〇三〇五・三二

〇三〇五・一〇

レット（食用に適するものに限る。）

魚の粉、ミール及びペレット  
（食用に適するものに限る。）

一五%

〇三〇五・二〇

魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）

一 にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）

一二%

二 さけ科のもの卵

五%

三 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ

四 その他のもの

四%

魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）

一 さけ科のもの

一二%

二 その他のもの

一五%

〇三〇五・三〇

〇三〇五・三二

クテノフアリユンゴドン・イデルルス、ミュロフアリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）

一五%

〇三〇五・三九

さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルル一サ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの  
その他のもの  
一 さけ科のもの  
二 その他のもの

一五%

一二%

一五%

〇三〇五・四一

くん製した魚（フィレを含む）、食用の魚のくず肉を除く。

太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オ

〇三〇五・四一

くん製した魚（フィレを含む）。

太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オ



〇三〇五・四二

〇三〇五・四三

〇三〇五・四四

ンコルヒュンクス・マソウ  
及びオンコルヒュンクス・  
ロデュルス)、大西洋さけ  
(サルモ・サラル) 及びド  
ナウさけ(フコ・フコ)  
にしん(クルペア・ハレン  
グス及びクルペア・パラス  
イイ)

一五%

一五%

ます(サルモ・トルタ、オ  
ンコルヒュンクス・ミキス  
、オンコルヒュンクス・ク  
ラルキ、オンコルヒュンク  
ス・アグアボニタ、オンコ  
ルヒュンクス・ギラエ、オ  
ンコルヒュンクス・アパケ  
及びオンコルヒュンクス・  
クリソガステル)

一五%

テイラピア(オレオクロミ  
ス属のもの)、なまず(パ  
ンガシウス属、シルルス属  
、クラリアス属又はイクタ  
ルルス属のもの)、こい  
キュプリヌス・カルピオ、  
カラシウス・カラシウス、  
クテノファリユンゴドン・  
イデルルス、ミュロフアリ  
ユンゴドン・ピケウス及び  
ヒュポフタルミクテウス属

〇三〇五・四二

ンコルヒュンクス・マソウ  
及びオンコルヒュンクス・  
ロデュルス)、大西洋さけ  
(サルモ・サラル) 及びド  
ナウさけ(フコ・フコ)  
にしん(クルペア・ハレン  
グス及びクルペア・パラス  
イイ)

一五%

一五%

○三〇五・四九	又はキルリス属のもの） うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）	一五%
○三〇五・五一	その他のもの 乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。） コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	一五%
○三〇五・五九	その他のもの 一  sake科のもの 二 その他のもの 塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚（食用の魚のくず肉を除く。）	一五% 一二%
○三〇五・六一	にしん（クルペア・ハレンガス及びクルペア・パラスイイ）	一五%
○三〇五・六二	コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	一五%

○三〇五・四九	その他のもの 乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	一五%
○三〇五・五一	コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	一五%
○三〇五・五九	その他のもの 一  sake科のもの 二 その他のもの 塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚	一五% 一二%
○三〇五・六一	にしん（クルペア・ハレンガス及びクルペア・パラスイイ）	一五%
○三〇五・六二	コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	一五%

〇三〇五・六三	〇三〇五・六四	〇三〇五・六九	〇三〇五・七一	〇三〇五・七二
---------	---------	---------	---------	---------

一	一	一	一	一
かたくちいわし(エングラ ウリス属のもの)	ウリス属のもの)	その他のもの	魚のひれ、頭、尾、浮袋その 他の食用の魚のくず肉	魚の頭、尾及び浮袋
一五%	一五%	一五%	一五%	一五%

一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
-----	-----	-----	-----	-----

〇三〇五・六三	〇三〇五・六九
---------	---------

一	一	一	一
かたくちいわし(エングラ ウリス属のもの)	その他のもの	魚のひれ、頭、尾、浮袋その 他の食用の魚のくず肉	魚の頭、尾及び浮袋
一五%	一五%	一五%	一五%

一五%	一五%	一五%	一五%
-----	-----	-----	-----

〇三〇五・七九

二 乾燥したもの

(一) さけ科のもの

(二) その他のもの

三 塩蔵したもの及び塩

水漬けたもの

(一) さけ科のもの

(二) その他のもの

その他のもの

一 くん製したもの

二 乾燥したもの

(一) さけ科のもの

(二) その他のもの

三 塩蔵したもの及び塩

水漬けたもの

(一) さけ科のもの

(二) その他のもの

〇三〇六

甲殻類（生きているもの、生鮮

のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾

燥し、塩蔵し又は塩水漬けた

ものに限るものとし、殻を除い

てあるかないかを問わない。）

、くん製した甲殻類（殻を除い

てあるかないか又はくん製する

前に若しくはくん製する際に加

熱による調理をしてあるかない

かを問わない。）蒸気又は水

煮による調理をした殻付きの甲

一五%  
一二%

一五%  
一二%

一五%

一五%  
一二%

一五%  
一二%

〇三〇六

甲殻類（生きているもの、生鮮

のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾

燥し、塩蔵し又は塩水漬けた

ものに限るものとし、殻を除い

てあるかないかを問わない。）

、蒸気又は水煮による調理をし

た殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷

凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水

漬けたものであるかないかを

問わない。）並びに甲殻類の粉

、ミール及びペレット（食用に

〇三〇六・一一	穀類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲穀類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
〇三〇六・一二	冷凍したもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	四・八％ 四％
〇三〇六・一四	かに 一 くん製したもの 二 その他のもの	九・六％ 六％
〇三〇六・一五	ノルウエーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	
〇三〇六・一六	一 くん製したもの 二 その他のもの コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォーター	四・八％ 四％

〇三〇六・一一	適するものに限る。） 冷凍したもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	四％
〇三〇六・一二	ロブスター（ホマルス属のもの）	四％
〇三〇六・一三	シュリンプ及びプローン	四％
〇三〇六・一四	かに	六％

〇三〇六・二一	<p>冷凍してないもの いせえびその他のいせえび 科のえび（パリヌルス属、 パヌリルス属又はヤスス属 のもの）</p> <p>一 生きているもの、生 鮮のもの及び冷蔵し たもの</p> <p>二 くん製したもの</p>	四・八%
〇三〇六・一九	<p>一 えび</p> <p>二 その他のもの</p> <p>（一） くん製したもの （二） その他のもの</p>	四・八%
〇三〇六・一七	<p>一 くん製したもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>その他のシュリンプ及びプ ローン</p> <p>その他のもの（甲殻類の粉 、ミール及びペレット（食 用に適するものに限る。） を含む。）</p>	四・八%

〇三〇六・二一	<p>冷凍してないもの いせえびその他のいせえび 科のえび（パリヌルス属、 パヌリルス属又はヤスス属 のもの）</p> <p>一 生きているもの、生 鮮のもの及び冷蔵し たもの</p>	四%
〇三〇六・一九	<p>一 えび</p> <p>二 その他のもの</p> <p>その他のもの（甲殻類の粉 、ミール及びペレット（食 用に適するものに限る。） を含む。）</p>	一〇%

〇三〇六・二二二

三| 其| 他| の| 物| 品|  
ロブスター(ホマルス属の  
もの)

六| %

一| 生| きて| いる| 物| 品|、  
生

鮮| の| 物| 品| 及| び| 冷| 蔵| し

た| も| の|

二| 生| きて| いる| 物| 品|、  
生

三| 其| 他| の| 物| 品|

四| 八| %

六| %

〇三〇六・二二四

か| に

一| 生| きて| いる| 物| 品|、  
生

鮮| の| 物| 品| 及| び| 冷| 蔵| し

た| も| の|

二| 生| きて| いる| 物| 品|、  
生

三| 其| 他| の| 物| 品|

九| 六| %

一| 五| %

〇三〇六・二二五

ノルウェーロブスター(ネ  
フロプス・ノルヴェギクス

一| 生| きて| いる| 物| 品|、  
生

鮮| の| 物| 品| 及| び| 冷| 蔵| し

た| も| の|

二| 生| きて| いる| 物| 品|、  
生

三| 其| 他| の| 物| 品|

四| 八| %

六| %

〇三〇六・二二六

コールドウォーターシュリ

〇三〇六・二二二

二| 其| 他| の| 物| 品|  
ロブスター(ホマルス属の  
もの)

六| %

一| 生| きて| いる| 物| 品|、  
生

鮮| の| 物| 品| 及| び| 冷| 蔵| し

た| も| の|

二| 其| 他| の| 物| 品|

六| %

四| %

〇三〇六・二二三

シュリンプ及びプローン

一| 生| きて| いる| 物| 品|、  
生

鮮| の| 物| 品| 及| び| 冷| 蔵| し

た| も| の|

二| 其| 他| の| 物| 品|

六| %

四| %

か| に

一| 生| きて| いる| 物| 品|、  
生

鮮| の| 物| 品| 及| び| 冷| 蔵| し

た| も| の|

二| 其| 他| の| 物| 品|

六| %

一| 五| %

〇三〇六・二二四

一| 生| きて| いる| 物| 品|、  
生

鮮| の| 物| 品| 及| び| 冷| 蔵| し

た| も| の|

二| 其| 他| の| 物| 品|

〇三〇六・二七

ンプ及びワールドウォータ  
ープローン（克蘭ゴン・  
克蘭ゴン及びパンダルス  
属のもの）

一 生きているもの、生

鮮のもの及び冷蔵し  
たもの

二 くん製したもの

三 その他のもの

その他のシュリンプ及びプ  
ローン

一 生きているもの、生

鮮のもの及び冷蔵し

たもの

二 くん製したもの

三 その他のもの

その他のもの（甲殻類の粉  
、ミール及びペレット（食  
用に適するものに限る。）  
を含む。）

一 生きているもの、生

鮮のもの及び冷蔵し

たもの

（一） えび

（二） その他のもの

二 くん製したもの

（一） えび

（二） その他のもの

四  
・八  
% 四  
%

六  
%

四  
・八  
% 四  
%

六  
%

一  
〇  
% 四  
%

四  
・八  
%

九  
・六  
%

〇三〇六・二九

その他のもの（甲殻類の粉  
、ミール及びペレット（食  
用に適するものに限る。）  
を含む。）

一 生きているもの、生

鮮のもの及び冷蔵し

たもの

（一） えび

（二） その他のもの

一  
〇  
% 四  
%



〇三・〇七	<p>三     その他のもの</p> <p>(一)    えび</p> <p>(二)    その他のもの</p>	<p>軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）</p> <p>（一）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p>	<p>一〇    %</p> <p>一五    %</p>
〇三〇七・一一	<p>かき</p> <p>一    生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>二    その他のもの</p> <p>一    冷凍したもの</p> <p>二    くん製したもの</p> <p>三    その他のもの</p>	<p>かき</p> <p>一    生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>二    その他のもの</p>	<p>一〇    %</p> <p>一〇    %</p> <p>一五    %</p> <p>九・六    %</p>
〇三〇七・一九	<p>一    スキヤロップ（ペクテン属、クラミクス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む</p>	<p>スキヤロップ（ペクテン属、クラミクス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む</p>	<p>一五    %</p>

〇三・〇七	<p>二     その他のもの</p> <p>(一)    えび</p> <p>(二)    その他のもの</p>	<p>軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）</p> <p>（一）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p>	<p>一〇    %</p> <p>一五    %</p>
〇三〇七・一〇	<p>かき</p> <p>一    生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの</p> <p>二    その他のもの</p>	<p>かき</p> <p>一    生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの</p> <p>二    その他のもの</p>	<p>一〇    %</p> <p>一五    %</p>
〇三〇七・一〇	<p>一    スキヤロップ（ペクテン属、クラミクス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む</p>	<p>スキヤロップ（ペクテン属、クラミクス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む</p>	<p>一五    %</p>

〇三〇七・二二一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・二一九	その他のもの	一〇%
	一 冷凍したもの	一〇%
	二 くん製したもの	九・六%
	三 その他のもの	一五%
〇三〇七・三一	い貝(ミュテイルス属又はペルナ属のもの)	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・三九	その他のもの	一〇%
	一 冷凍したもの	一〇%
	二 くん製したもの	九・六%
	三 その他のもの	一五%
〇三〇七・四一	いか(セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフエス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオテイウチス属のもの)	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・四九	その他のもの	一〇%
	一 冷凍したもの	一〇%
	二 くん製したもの	九・六%
	三 その他のもの	一五%
	たこ(オクトプス属のもの)	

〇三〇七・二二一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・二一九	その他のもの	一〇%
	一 冷凍したもの	一〇%
	二 その他のもの	一五%
〇三〇七・三一	い貝(ミュテイルス属又はペルナ属のもの)	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・三九	その他のもの	一〇%
	一 冷凍したもの	一〇%
	二 その他のもの	一五%
〇三〇七・四一	いか(セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフエス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオテイウチス属のもの)	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・四九	その他のもの	一〇%
	一 冷凍したもの	一〇%
	二 その他のもの	一五%
	たこ(オクトプス属のもの)	

〇三〇七・五一

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

一〇%

〇三〇七・五九

その他のもの

一 冷凍したもの

一〇%

二 くん製したもの

九・六%

三 その他のもの

一五%

〇三〇七・六〇

かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）

一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの

一〇%

二 くん製したもの

九・六%

三 その他のもの

一五%

クラム、コックル及びアークシエル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの）

一〇%

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

一〇%

一 貝柱

一〇%

二 はまぐり

五%

三 その他のもの

一〇%

〇三〇七・七一

〇三〇七・五一

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

一〇%

〇三〇七・五九

その他のもの

一 冷凍したもの

一〇%

二 その他のもの

一五%

〇三〇七・六〇

かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）

一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの

一〇%

二 その他のもの

一五%

その他のもの

一五%

〇三〇七・七九

その他のもの

一 冷凍したもの

(一) 貝柱

(二) はまぐり

(三) その他のもの

二 くん製したもの

三 その他のもの

(一) 貝柱

(二) はまぐり(塩蔵し

又は塩水漬けた

ものに限る。)

(三) その他のもの

あわび(ハリオテイス属のもの)

〇三〇七・八一

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

その他のもの

一 冷凍したもの

二 くん製したもの

三 その他のもの

その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)

〇三〇七・八九

〇三〇七・九一

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

一〇%

五%

一〇%

九・六%

一五%

七・五%

一五%

一〇%

一〇%

九・六%

一五%

一〇%

一〇%

〇三〇七・九一

その他のもの(水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。))の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

一 水棲無脊椎動物(生

きていないもの)

〇三〇七・九九

その他のもの  
 一 冷凍したもの  
 二 くん製したもの  
 三 その他のもの

一〇%  
 九・六%  
 一五%

〇三〇七・九九

きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。  
 二 貝柱  
 三 いか  
 四 その他のもの  
 (一) はまぐり  
 (二) その他のもの  
 その他のもの  
 一 冷凍したもの  
 (一) 貝柱  
 (二) いか  
 (三) うに、くらげ及びなまこ  
 (四) その他のもの  
 (一) はまぐり  
 A 貝柱  
 (二) その他のもの  
 (三) うに、くらげ及びなまこ  
 (四) その他のもの  
 A ほかまぐり(塩蔵し又は塩水漬けたものに限る)。

七・五%  
 一〇%  
 一五%  
 一五%  
 一〇%  
 五%  
 一〇%  
 一〇%  
 一〇%  
 一〇%  
 五%  
 一〇%  
 一〇%  
 無税

〇三・〇八

水棲無脊椎動物（生きてい  
の、生鮮のもの及び冷蔵し、冷  
凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水  
漬けたものに限るものとし、  
甲殻類及び軟体動物を除く。）  
、くん製した水棲無脊椎動物（  
甲殻類及び軟体動物を除くもの  
とし、くん製する前に又はくん  
製する際に加熱による調理をし  
てあるかないかを問わない。）  
並びに水棲無脊椎動物の粉、ミ  
ール及びペレット（甲殻類及び  
軟体動物を除くものとし、食用  
に適するものに限る。）

〇三〇八・一一

〇三〇八・一九

なまこ（ステイコプス・ヤポ  
ニクス及びなまこ綱のもの）  
生きているもの、生鮮のも  
の及び冷蔵したもの  
一 生きているもの  
二 その他のもの  
その他のもの  
一 くん製したもの  
二 その他のもの  
うに（パラケントロトウス・  
リヴィドウス、ロクセキヌス  
・アルブス、エキキヌス・エ

無税  
一〇％  
九・六％  
一〇％

B| その他のもの

一五％

〇三〇八・二二	スクレントウス及びストロン ギョロケントロトウス属のも の	
〇三〇八・二九	生きているもの、生鮮のも の及び冷蔵したもの	無税
〇三〇八・三〇	一 生きているもの	九・六%
	二 くん製したもの	無税
〇三〇八・九〇	一 生きているもの	無税
	二 生鮮のもの、冷蔵した もの及び冷凍したもの	一〇%
〇四・〇一	三 くん製したもの	九・六%
	四 その他のもの	一〇%
	(一) うに及びくらげ	一〇%
	(二) その他のもの	一五%
〇四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若し くは乾燥をし又は砂糖その他の 甘味料を加えたものを除く。）	
〇四・〇一	(省 略)	
〇四・〇一	(省 略)	
〇四・〇一	(省 略)	

〇四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若し くは乾燥をし又は砂糖その他の 甘味料を加えたものを除く。）	
〇四・〇一	同上	
〇四・〇一	同上	

○四〇一・四〇

脂肪分が全重量の六%を超え  
一〇%以下のもの

一 滅菌し、冷凍し又は保  
存に適する処理をした  
もの

二 その他のもの

脂肪分が全重量の一〇%を超  
えるもの

一 滅菌し、冷凍し又は保  
存に適する処理をした  
もの及び脂肪分が全重  
量の一三%以上のクリ  
ーム（滅菌し、冷凍し  
又は保存に適する処理  
をしたものを除く。）

(二) その他のもの

二 その他のもの

二五%及び  
一キログラ  
ムにつき七  
四七円

二五%

二五%及び

一キログラ  
ムにつき七  
四七円

二五%及び

一キログラ  
ムにつき一  
四一一円

二五%

○四〇一・三〇

脂肪分が全重量の六%を超え  
るもの

一 滅菌し、冷凍し又は保  
存に適する処理をした  
もの及び脂肪分が全重  
量の一三%以上のクリ  
ーム（滅菌し、冷凍し  
又は保存に適する処理  
をしたものを除く。）

(一) 脂肪分が全重量の四  
五%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

二五%及び

一キログラ  
ムにつき七  
四七円

二五%及び

一キログラ  
ムにつき一  
四一一円

二五%



〇四・〇七	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。） ふ化用の受精卵	
〇四〇七・一一	鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの	無税
〇四〇七・一九	その他のもの	無税
〇四〇七・二一	その他の卵（生鮮のものに限る。）	
〇四〇七・二九	鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの	二〇%
〇四〇七・九〇	その他のもの	二〇%
	一 冷凍したもの	二〇%
	二 その他のもの	二五%
〇六〇三・一四	（省略）	
〇六〇三・一五	ゆり（リリウム属のもの）	無税
〇六・〇四	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	

〇四・〇七	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）	
〇四〇七・〇〇	一 ふ化用のもの	無税
	二 その他のもの	
	（一） 生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	二〇%
	（二） その他のもの	二五%
〇六〇三・一四	同上	
〇六・〇四	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	



〇七・一三・三五

二| ようにしたもの

二| その他のもの

(一)| 播種用のもの（野

菜栽培用のものに

限る。）である旨

が政令で定めると

ころにより証明さ

れたもの

(二)| その他のもの

無税

一〇%

一キログラ

ムにつき四

一七円

ささげ（ヴィグナ・ウング  
イクラタ）

一| 薬品処理（例えば、

殺菌又は発芽促進の

ための処理）により

専ら播種用に適する

ようにしたもの

二| その他のもの

(一)| 播種用のもの（野

菜栽培用のものに

限る。）である旨

が政令で定めると

ころにより証明さ

れたもの

(二)| その他のもの

無税

一〇%

一キログラ

ムにつき四

一七円

〇七二三・三九

～

〇七二三・五〇

〇七二三・六〇

(省略)

き豆(カヤヌス・カヤン)

一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの

二 その他のもの

無税

(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)

(二) 〃である旨が政令で定めるところにより証明されたもの  
その他のもの

一〇%

一キログラムにつき四

一七円

〇七二四・二〇

〇七二四・三〇

(省略)

ヤム芋(ダイオスコレア属のもの)

一 冷凍したもの

二 その他のもの

さといも(コロカシア属のもの)

一 冷凍したもの

二 その他のもの

二〇%

一五%

一〇%

一五%

〇七二三・三九

～

〇七二三・五〇

同上

〇七二四・二〇

同上

○七二四・五〇	アメリカサといも（クサント ソマ属のもの）		
○七二四・九〇	一 冷凍したもの 二 その他のもの その他のもの	二〇%	二〇%
○八〇一・一一	二 その他のもの	一五%	
○八〇一・一二	（省 略） 内果皮付きのもの	六%	
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及 び乾燥したものに限るものとし 、殻又は皮を除いてあるかない かを問わない。）		
○八〇二・一一	（省 略）		
○八〇二・三二	くり（カスターネア属のもの）	一六%	一六%
○八〇二・四一	殻付きのもの		
○八〇二・四二	殻を除いたもの	一六%	
○八〇二・五一	ピスタチオナット		
○八〇二・五二	殻付きのもの	無税	無税
○八〇二・五二	殻を除いたもの	無税	無税
○八〇二・六一	マカダミアナット 殻付きのもの	五%	
○七二四・九〇	その他のもの		
○八〇一・一一	一 冷凍したもの （一） さといも （二） その他のもの 二 その他のもの	二〇%	二〇%
○八〇一・一二	同上	一五%	
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及 び乾燥したものに限るものとし 、殻又は皮を除いてあるかない かを問わない。）		
○八〇二・一一	同上		
○八〇二・三二	同上		
○八〇二・四〇	くり（カスターネア属のもの）	一六%	
○八〇二・五〇	ピスタチオナット	無税	
○八〇二・六〇	マカダミアナット	五%	

〇八〇二・六二	穀を除いたもの	五
〇八〇二・七〇	コーラナット（コーラ属のもの）	二〇
〇八〇二・八〇	びんろう子	無税
〇八〇二・九〇	その他のもの	二〇
〇八・〇三	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限り。）	二〇
〇八〇三・一〇	プランテイン	五
〇八〇三・九〇	一 生鮮のもの （一） 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの （二） 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日まで輸入されるもの 二 乾燥したもの その他のもの 一 生鮮のもの （一） 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの （二） 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日まで輸入されるもの	四〇 四〇 五〇 六〇 四〇

〇八〇二・九〇	その他のもの	無税
〇八・〇三	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限り。）	二〇
〇八〇三・〇〇	一 生鮮のもの （一） 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの （二） 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日まで輸入されるもの 二 乾燥したもの	五 四〇 五〇 六〇
〇八〇三・〇〇	三 べカン	五
〇八〇三・〇〇	その他のもの	二〇

〇八・〇八	りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	五〇% 六%
〇八〇八・一〇		
〇八〇八・三〇	りんご	二〇%
〇八〇八・四〇		
〇八・〇九	マルメロ	八%
〇八〇九・一〇		
〇八〇九・二一	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）	八%
〇八〇九・二九		
〇八〇九・三〇	（省 略）	一〇% 一〇%
〇八〇九・四〇		
〇八一〇・二〇	（省 略）	一〇%
〇八一〇・三〇		
〇八一〇・四〇	（省 略）	一〇%
〇八一〇・五〇		
〇八一〇・六〇	（省 略）	一〇%

〇八・〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	二〇% 八%
〇八〇八・一〇		
〇八〇八・二〇	なし及びマルメロ	八%
〇八・〇九		
〇八〇九・一〇	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）	一〇%
〇八〇九・二〇		
〇八〇九・三〇	同上	一〇%
〇八〇九・四〇		
〇八一〇・二〇	同上	一〇%
〇八一〇・四〇		
〇八一〇・五〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	一〇%
〇八一〇・六〇		
	同上	一〇%

〇八一〇・七〇

柿

一〇%

〇八一・九〇

その他のもの

一 砂糖を加えたもの

(一) (省略)

(二) (省略)

(三) サワーチェリー

ルヌス・ケラスス

(四) 桃及び梨

(五) (省略)

二 その他のもの

(一) (省略)

(二) (省略)

(三) 桃、梨及びベリー

(四) (省略)

一八・四%

一〇%

〇八一二・九〇

その他のもの

一 (省略)

二 (省略)

三 (省略)

四 その他のもの

(一) (省略)

(二) くり (カスターネア属のもの)

(三) (省略)

〇八一三・五〇

この類のナット又は乾燥果実を混合したもの

一六%

〇八一・九〇

その他のもの

一 砂糖を加えたもの

(一) 同上

(二) 同上

(三) サワーチェリー

(四) 桃及びなし

(五) 同上

二 その他のもの

(一) 同上

(二) 同上

(三) 桃、なし及びベリー

(四) 同上

一八・四%

一〇%

〇八一二・九〇

その他のもの

一 同上

二 同上

三 同上

四 その他のもの

(一) 同上

(二) くり

(三) 同上

〇八一三・五〇

この類のナット又は乾燥果実を混合したもの

一六%



○九〇四・一一	○九〇四・一一 ○九〇四・一二	○九・〇四
乾燥したもの（破碎及び粉砕のいずれもしてないものに限る。）	とうがらし属又はピメンタ属の果実 （省 略） （省 略） とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉砕したものに限る。）及びこしやう属のペッパー	一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり（カスターネア属のもの）、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット（コーラ属のもの）、第〇八〇二・九〇号のナット又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。） 二 （省 略）

一〇％

○九〇四・二〇	○九〇四・一一 ○九〇四・一二	○九・〇四
一 小売用の容器入りにしたものである。	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉砕したものに限る。） 同 上 同 上 ペッパー	一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子を除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。） 二 同 上

一〇％

七％



○九〇八・一一

破砕及び粉砕のいずれも  
でないもの

一 小売用の容器入りに  
したもの

二 その他のもの

○九〇八・一二

破砕し又は粉砕したもの

一 小売用の容器入りに  
したもの

二 その他のもの

肉づく花

○九〇八・二一

破砕及び粉砕のいずれもし  
てないもの

一 小売用の容器入りに  
したもの

二 その他のもの

○九〇八・二二

破砕し又は粉砕したもの

一 小売用の容器入りに  
したもの

二 その他のもの

カルダモン類

○九〇八・三二

破砕及び粉砕のいずれもし  
てないもの

一 小売用の容器入りに  
したもの

二 その他のもの

○九〇八・三三

破砕し又は粉砕したもの

一 小売用の容器入りに  
したもの

四・二%

無税

四・二%

無税

四・二%

無税

四・二%

無税

四・二%

無税

四・二%

無税

四・二%

○九〇八・二〇

一 小売用の容器入りにし  
たもの

二 その他のもの

四・二%

無税

肉づく花

一 小売用の容器入りにし  
たもの

二 その他のもの

四・二%

無税

○九〇八・三〇

一 小売用の容器入りにし  
たもの

二 その他のもの

四・二%

無税

カルダモン類

〇九・〇九	アニス、大ういきよう、ういき よう、コリアンダー、クミン又 はカラウエイの種及びジュニパ ーベリー	二     その他のもの	無税
〇九〇九・二二	コリアンダーの種 破碎及び粉碎のいずれもし てないもの	一     小売用の容器入りに したもの	七%
〇九〇九・二二	破碎し又は粉碎したもの 二     その他のもの	二     小売用の容器入りに したもの	無税
〇九〇九・三二	クミンの種 破碎及び粉碎のいずれもし てないもの	二     その他のもの	三・五%
一     小売用の容器入りに			

〇九・〇九	アニス、大ういきよう、ういき よう、コリアンダー、クミン又 はカラウエイの種及びジュニパ ーベリー		
〇九〇九・一〇	アニス又は大ういきようの種 一     小売用の容器入りにし たもの	二     その他のもの	七%
〇九〇九・二〇	コリアンダーの種	一     小売用の容器入りにし たもの	三・五%
二     小売用の容器入りにし たもの	二     その他のもの (一)     破碎及び粉碎のい ずれもしてないもの (二)     破碎し又は粉碎した もの		無税
〇九〇九・三〇	クミンの種 一     小売用の容器入りにし たもの	二     その他のもの	七%

〇九〇九・三二

二 したもの  
二 したもの  
二 したもの  
一 小売用の容器入りにしたもの  
二 したもの

七%  
無税

二 したもの

七%  
三・五%

〇九〇九・六一

アニス、大ういきよう、カラウエイ又はういきようの種及びジュニパーベリー  
破碎及び粉碎のいずれもしてないもの

〇九〇九・四〇

(一) 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの  
(二) 破碎し又は粉碎した  
もの

無税  
三・五%

カラウエイの種  
一 小売用の容器入りにした  
もの  
二 したもの  
(一) 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの  
(二) 破碎し又は粉碎した  
もの

七%

〇九〇九・五〇

ういきようの種及びジュニパーベリー  
一 小売用の容器入りにした  
もの  
二 したもの  
(一) 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの  
(二) 破碎し又は粉碎した  
もの

無税  
三・五%  
七%  
無税  
三・五%

〇九〇九・六二

一 小売用の容器入りにしたもの

二 その他のもの

破碎し又は粉碎したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

二 その他のもの

七%  
無税

〇九・一〇

しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレー  
その他の香辛料  
しょうが

〇九一〇・一一

破碎及び粉碎のいずれもしていないもの

一 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液に

より一時的な保存に適する処理をしたもの

二 その他のもの

(一) 小売用の容器入りにしたもの

(二) その他のもの

破碎し又は粉碎したもの

一 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液に

より一時的な保存に適する処理をしたもの

二 その他のもの

一 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液に

より一時的な保存に適する処理をしたもの

〇九一〇・一一

しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレー  
その他の香辛料  
しょうが

〇九・一〇

しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレー  
その他の香辛料  
しょうが

〇九一〇・一一

一 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により

一時的な保存に適する処理をしたもの

二 その他のもの

(一) 小売用の容器入りにしたもの

(二) その他のもの

破碎し又は粉碎したもの

一 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液に

より一時的な保存に適する処理をしたもの

二 その他のもの

一 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液に

より一時的な保存に適する処理をしたもの

二 その他のもの

一五%

一〇%

五%

一〇・〇一	〇九一〇・九九	小麦及びメスリン	<ul style="list-style-type: none"> <li>二  その他のもの</li> <li>(一)  小売用の容器入りにしたもの</li> <li>(二)  その他のもの</li> </ul>	一五%
	〇九一〇・九一		<ul style="list-style-type: none"> <li>この類の注1(b)の混合物</li> <li>一  カレー</li> <li>二  その他のもの</li> <li>(一)  小売用の容器入りにしたもの</li> <li>(二)  その他のもの</li> </ul>	一二%
	〇九一〇・三〇		<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の香辛料</li> <li>二  その他のもの</li> <li>一  小売用の容器入りにしたもの</li> <li>たもの</li> </ul>	四・二%
	〇九一〇・二〇		<ul style="list-style-type: none"> <li>うこん</li> <li>二  その他のもの</li> <li>一  小売用の容器入りにしたもの</li> </ul>	四・二%
	〇九一〇・二〇		<ul style="list-style-type: none"> <li>サフラン</li> <li>二  その他のもの</li> <li>(一)  小売用の容器入りにしたもの</li> </ul>	一〇%
	〇九一〇・二〇		<ul style="list-style-type: none"> <li>一  小売用の容器入りにしたもの</li> </ul>	五%

一〇・〇一	〇九一〇・九九	小麦及びメスリン	<ul style="list-style-type: none"> <li>二  その他のもの</li> <li>(一)  小売用の容器入りにしたもの</li> <li>(二)  その他のもの</li> </ul>	四・二%
	〇九一〇・九一		<ul style="list-style-type: none"> <li>この類の注1(b)の混合物</li> <li>一  小売用の容器入りにしたもの</li> <li>二  その他のもの</li> <li>その他の香辛料</li> <li>二  その他のもの</li> <li>一  小売用の容器入りにしたもの</li> <li>たもの</li> </ul>	四・二%
	〇九一〇・三〇		<ul style="list-style-type: none"> <li>うこん</li> <li>二  その他のもの</li> <li>一  小売用の容器入りにしたもの</li> <li>たもの</li> </ul>	四・二%
	〇九一〇・二〇		<ul style="list-style-type: none"> <li>サフラン</li> <li>二  その他のもの</li> <li>(一)  小売用の容器入りにしたもの</li> </ul>	四・二%
	〇九一〇・二〇		<ul style="list-style-type: none"> <li>一  小売用の容器入りにしたもの</li> </ul>	四・二%

一〇〇〇三・一〇	一〇〇〇二・九〇	一〇〇〇二・一〇	一〇〇〇一・九一	一〇〇〇一・九一	一〇〇〇一・一一
大麦及び裸麦 播種用のもの	その他のもの	ライ麦 播種用のもの	その他のもの	その他のもの 播種用のもの	デュラム小麦 播種用のもの
一キログラムにつき四	五%	無税	五円	一キログラムにつき六 五円	一キログラムにつき六 五円

一〇〇〇三・〇〇	一〇〇〇二・〇〇	一〇〇〇一・九〇	一〇〇〇一・一〇
大麦及び裸麦	ライ麦	その他のもの	デュラム小麦
一キログラムにつき四	無税	一キログラムにつき六 五円	一キログラムにつき六 五円



一〇〇三・九〇	その他のもの	六円 一キログラムにつき四 六円
一〇〇四	オート	無税
一〇〇四・一〇	播種用のもの	無税
一〇〇四・九〇	その他のもの	無税
一〇〇七	グレーンソルガム	
一〇〇七・一〇	播種用のもの	
	一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二 その他のもの	五%
一〇〇七・九〇	その他のもの	五%
一〇〇八	そば、ミレット及びカナリシード並びにその他の穀物	
一〇〇八・一〇	そば	
	一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二 その他のもの	一五%

一〇〇四	オート	無税
一〇〇四・一〇		
一〇〇七	グレーンソルガム	
一〇〇七・一〇	播種用のもの	
	一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二 その他のもの	五%
一〇〇八	そば、ミレット及びカナリシード並びにその他の穀物	
一〇〇八・一〇	そば	
	一 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二 その他のもの	一五%

一〇〇八・二一	ミレット				
一〇〇八・二九	播種用のもの				
一〇〇八・三〇	その他のもの				
一〇〇八・四〇	カナリーシード				
	フオニオ(デイギタリア属のもの)				
	一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの				
	二 その他のもの				
一〇〇八・五〇	キヌア(ケノポディウム・クイノア)				
	一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの				
	二 その他のもの				
	ライ小麦				
	一 キログラムにつき六五円				
	二 その他のもの				
	無税				
一〇〇八・九〇	その他の穀物				
	一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの				
	二 その他のもの				
	無税				
一〇〇八・二〇	ミレット				
一〇〇八・三〇	カナリーシード				
	無税				
一〇〇八・九〇	その他の穀物				
	一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの				
	二 その他のもの				
	無税				

二 たもの その他のもの	無税 五%	大豆（割つてあるかないかを問わない。） 播種用のもの その他のもの	一二・〇一 一二〇一・一〇 一二〇一・九〇
		落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。） 播種用のもの	一二・〇二
		その他のもの 殻付きのもの	一二〇二・三〇 一二〇二・四一
		殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	一二〇二・四二
			一キログラ 二六円 ムにつき七
			一キログラ 二六円 ムにつき七
			一キログラ

二 たもの その他のもの （一）ライ小麦 （二）その他のもの	無税 五%	ライ麦粉 大豆（割つてあるかないかを問わない。） 落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。） 殻付きのもの	一二・〇一 一二〇一・〇〇 一二・〇二
		殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	一二〇二・二〇
			一キログラ 二六円 ムにつき七
			一キログラ 二六円 ムにつき七
			一キログラ
			無税 二五%
			五円 五%
			一キログラ ムにつき六

一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）				
一二〇七・一〇	油やしの実及びパーム核	無税			
綿実					
一二〇七・二一	播種用のもの	無税			
一二〇七・二九	その他のもの	無税			
一二〇七・三〇	ひまの種	無税			
一二〇七・四〇	(省 略)				
一二〇七・五〇	(省 略)				
一二〇七・六〇	サフラワー（カルタムス・テインクトリウス）の種	無税			
一二〇七・七〇	メロンの種	無税			
その他のもの					
(省 略)					
(省 略)					
(省 略)					
一二・一一二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー）				

ムにつき七  
二六円

一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）				
一二〇七・二〇	綿実	無税			
一二〇七・四〇	同上				
一二〇七・五〇	同上				
その他のもの					
同上					
同上					
同上					
一二・一一二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー）				

無税

キコリウム・インテュブス変種  
サテイヴム)の根で煎つてない  
ものを含むものとし、他の項に  
該当するものを除く。

海草その他の藻類

食用に適するもの

- 一 長方形(正方形を含む。)  
の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの

一枚につき  
一円五〇銭

- 二 あまのり属のもの及びこれを交えたもの  
(この号の一に掲げる物品を除く。)

四〇%

- 三 その他のもの

一五%

その他のもの

- 一 ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの
- 二 その他のもの

五%  
無税

一一二二二・二〇

キコリウム・インテュブス変種  
サテイヴム)の根でいつてない  
ものを含むものとし、他の項に  
該当するものを除く。

海草その他の藻類

- 一 食用のもの(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限り。)

- (一) 長方形(正方形を含む。)  
の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの

一枚につき  
一円五〇銭

- (二) あまのり属のもの及びこれを交えたもの  
(一)のものを除く。

四〇%

- (三) その他のもの

一五%

その他のもの

- (一) ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの
- (二) その他のもの

五%  
無税



<p>一五〇一・二〇</p>	<p>その他の豚脂</p> <p>一 酸価が一・三を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>ムにつき一〇円</p> <p>無税</p> <p>一キログラムにつき一〇円</p> <p>七・五%</p>
<p>一五〇一・九〇</p>	<p>その他のもの</p>	<p>七・五%</p>
<p>一五・〇二</p>	<p>牛、羊又はやぎの脂肪（第一五〇三項のものを除く。）</p>	<p>無税</p>
<p>一五〇二・一〇</p>	<p>タロー</p>	<p>無税</p>
<p>一五〇二・九〇</p>	<p>その他のもの</p>	<p>無税</p>
<p>号注</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 第一六・〇四項又は第一六・〇五項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第三類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。</p> <p>備考</p> <p>1 第一六〇五・五九号又は第一六〇五・六九号の細分において「いか」、「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、号注2の規定により第一六〇五・五四号に属するいか以外のもの、第一六〇五・六二号に属するうに以外のもの又は第一六〇</p>	<p>第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p>	

<p>一五・〇二</p>	<p>二  その他のもの</p>	<p>一キログラムにつき一〇円</p> <p>七・五%</p>
<p>一五〇二・〇〇</p>	<p>牛、羊又はやぎの脂肪（第一五〇三項のものを除く。）</p>	<p>無税</p>
<p>号注</p> <p>1 同上</p> <p>2 第一六・〇四項又は第一六・〇五項の号において、慣用名のみで定める魚及び甲殻類は、第三類において同一の慣用名で定める魚及び甲殻類と同一の種に属する。</p>	<p>第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p>	





一六〇五・二二

気密容器入りでないもの

一 単に水若しくは塩水

で煮又はその後に冷

蔵し、冷凍し、塩蔵

し、塩水漬けし若し

くは乾燥したもの

二 その他のもの

一六〇五・二九

その他のもの

一 単に水若しくは塩水

で煮又はその後に冷

蔵し、冷凍し、塩蔵

し、塩水漬けし若し

くは乾燥したもの

二 その他のもの

一六〇五・三〇

ロブスター

一 単に水若しくは塩水で

煮又はその後に冷蔵し

、冷凍し、塩蔵し、塩

水漬けし若しくは乾燥

したもの

二 その他のもの

その他の甲殻類

一 えび

(一) 単に水若しくは塩水

で煮又はその後に冷

蔵し、冷凍し、塩蔵

し、塩水漬けし若し

四・八%

六%

四・八%

六%

四・八%

六%

四・八%

六%

四・八%

六%

一六〇五・三〇

ロブスター

一 くん製したものと及び単

に水若しくは塩水で煮

又はその後に冷蔵し、

冷凍し、塩蔵し、塩水

漬けし若しくは乾燥し

したもの

二 その他のもの

その他の甲殻類

一 えび

(一) くん製したものと及び

単に水若しくは塩水

で煮又はその後に冷

蔵し、冷凍し、塩蔵

一 くん製したものと及び単

に水若しくは塩水で煮

又はその後に冷蔵し、

冷凍し、塩蔵し、塩水

漬けし若しくは乾燥し

したもの

二 その他のもの

四・八%

六%

一六〇五・四〇

その他の甲殻類

一 えび

(一) くん製したものと及び

単に水若しくは塩水

で煮又はその後に冷

蔵し、冷凍し、塩蔵

四・八%

六%

第一七類 糖類及び砂糖菓子	一六〇五・六一	くは乾燥したもの	四・八%	
	一六〇五・六二		(一) その他のもの	六%
	一六〇五・六三			
	一六〇五・六九		軟体動物	九・六%
	一六〇五・五二			
	一六〇五・五一		かき	九・六%
	一六〇五・五三		スキヤロップ(いたや貝を含む。)	
	一六〇五・五四		い貝	九・六%
	一六〇五・五五		いか	
	一六〇五・五六		たこ	九・六%
一六〇五・五七	クラム、コックル及びアー			
一六〇五・五八	クシエル	九・六%		
一六〇五・五九	あわび			
	かたつむりその他の巻貝(海棲 <small>せう</small> のものを除く。)	九・六%		
	その他のもの			
	一 いか	九・六%		
	二 その他のもの			
	その他の水棲無脊椎動物	九・六%		
	なまこ			
	うに	一・二%		
	くらげ			
	その他のもの	一・二%		
	一 うちに			
	二 くらげ	一・五%		
	三 その他のもの			

第一七類 糖類及び砂糖菓子	一六〇五・九〇	し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八%		
				(一) その他のもの	六%
				その他のもの	九・六%
				一 くん製したもの	九・六%
				二 その他のもの	
				(一) いか及びくらげ	一・五%
				(二) なまこ及びうに	
				(三) その他のもの	九・六%

<p>一七〇一・一二 一七〇一・一三</p>	<p>(省 略)</p> <p>この類の号注2の甘しや糖</p>	<p>一キログラ</p>	<p>号注</p> <p>1 第一七〇一・一二号、第一七〇一・一三号及び第一七〇一・一四号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで九九・五度未満に相当する砂糖をいう。</p> <p>2 第一七〇一・一三号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで六九度以上九三度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶（不規則な形のものに限る。）のみを有するものである。</p>
----------------------------	----------------------------------	--------------	--

<p>一七〇一・一二</p>	<p>同上</p> <p>二 其他のもの</p> <p>(一) 分みつ糖</p> <p>(二) 其他のもの</p> <p>の</p> <p>一 乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもの</p>	<p>無税</p> <p>一キログラ</p> <p>ムにつき四</p> <p>一円五〇銭</p> <p>一キログラ</p> <p>ムにつき二</p> <p>一円五〇銭</p>	<p>号注</p> <p>1 第一七〇一・一一号及び第一七〇一・一二号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで九九・五度未満に相当する砂糖をいう。</p>
----------------	--	---	--

一七〇一・一四

その他の甘しや糖

一 乾燥状態において、

全重量に対するしよ

糖の含有量が、検糖

計の読みで九八・五

度未満に相当するも

の

(一) 分蜜糖

(二) その他のもの

二 その他のもの

ムにつき四  
一円五〇銭

無税

一キログラ

ムにつき四

一円五〇銭

一キログラ

ムにつき二

一円五〇銭

二〇〇三・九〇

その他のもの

一 トリフ

(一) 気密容器入りのもの

(容器ともの一個の

重量が一〇キログラ

二〇〇三・二〇

トリフ

一 気密容器入りのもの(

容器ともの一個の重量

が一〇キログラム以下

のものに限る。)

二 その他のもの

その他のもの

一 砂糖を加えたもの

二 その他のもの

(一) 気密容器入りのもの

(容器ともの一個の

一六%

一一・二%

二二・四%

<p>二〇〇八・一一 二〇〇八・一九</p>	<p>二〇・〇八</p>
<p>その他のもの（混合したものを含む。） 一 砂糖を加えたもの （一）パルプ状のもの</p>	<p>果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。） （省 略） （二）その他のもの （一）砂糖を加えたもの （二）その他のもの A 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り。） B その他のもの</p>
<p>三五%</p>	<p>一六% 一一・二% 二二・四% 一一・二% 一六%</p>

<p>二〇〇八・一一 二〇〇八・一九</p>	<p>二〇・〇八</p>
<p>その他のもの（混合したものを含む。） 一 砂糖を加えたもの （一）パルプ状のもの</p>	<p>果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。） 同 上</p>
<p>三五%</p>	<p>一六% 一一・二% 重量が一〇キログラム以下のものに限る。） （二）その他のもの</p>



二〇〇八・九七	混合したもの 一  ミックスドフルーツ 、フルーツサラダ及 びフルーツカクテル	二〇〇八・九三 二〇〇八・九一	（省略） その他のもの（混合したもの （第二〇〇八・一九号のもの を除く。）を含む。） （省略） 克蘭ベリー（ヴァキニウ ム・マクロカルポン、ヴァ キニウム・オクシココス及 びヴァキニウム・ヴィテイ スイダイア） 一  砂糖を加えたもの （一）  パルプ状のもの （二）  その他のもの 二  その他のもの （一）  パルプ状のもの （二）  その他のもの	（省略） その他のもの（混合したもの （第二〇〇八・一九号のもの を除く。）を含む。） （省略） 克蘭ベリー（ヴァキニウ ム・マクロカルポン、ヴァ キニウム・オクシココス及 びヴァキニウム・ヴィテイ スイダイア） 一  砂糖を加えたもの （一）  パルプ状のもの （二）  その他のもの 二  その他のもの （一）  パルプ状のもの （二）  その他のもの	二〇〇八・二〇 ～ 二〇〇八・八〇	ルス属のもの） 、カシューナツ ト及びぎんなん D  その他のもの （a）  煎つたもの （b）  その他のもの	二二・八% 六% 二二・八%
---------	--	--------------------	---	---	-------------------------	---	----------------------

二〇〇八・九二	混合したもの 一  ミックスドフルーツ 、フルーツサラダ及 びフルーツカクテル	二〇〇八・九一	同上 その他のもの（混合したもの （第二〇〇八・一九号のもの を除く。）を含む。） 同上	同上 その他のもの（混合したもの （第二〇〇八・一九号のもの を除く。）を含む。） 同上	二〇〇八・二〇 ～ 二〇〇八・八〇	一ナツト及びぎ んなん D  その他のもの （a）  いったもの （b）  その他のもの	二二・八% 六% 二二・八%
---------	--	---------	--	--	-------------------------	--	----------------------

二〇・〇九	果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限り、砂糖その他の甘味料を加えてあるかな	(d) (省略)	一〇%
二〇〇八・九九	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) 砂糖を加えたもの</p> <p>A パルプ状のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A パルプ状のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) (省略)</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A (省略)</p> <p>B その他のもの</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) (省略)</p> <p>(c) さととも(コロカシア属のもの)(冷凍したものに限る。)</p>	<p>二五%</p> <p>二八%</p> <p>三五%</p> <p>二〇%</p>	

二〇・〇九	果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限り、砂糖その他の甘味料を加えてあるかな	(d) 同上	一〇%
二〇〇八・九九	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) 砂糖を加えたもの</p> <p>A パルプ状のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A パルプ状のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一同上</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 同上</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A 同上</p> <p>B その他のもの</p> <p>(a) 同上</p> <p>(b) 同上</p> <p>(c) さととも(冷凍したものに限る。)</p>	<p>二五%</p> <p>二八%</p> <p>三五%</p> <p>二〇%</p>	



二〇〇九・一一 ～ 二〇〇九・七九	いかを問わない。 (省 略) その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)	二〇〇九・一一 ～ 二〇〇九・七九	いかを問わない。 同 上 その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)	
二〇〇九・八一	クランベリー(ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィテイスイダイア)ジュース 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。) (二) その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下 (二) その他のもの	二七% 三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率) 二七%	一 果汁 (一) 砂糖を加えたもの A しよ糖(天然に含有するものを含む。) (一) の含有量が全重量の一〇%以下 (二) のもの B その他のもの (一) その他のもの A しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下 (二) のもの B その他のもの	二七% 三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率) 二七% 二二・五% 三〇%
二 その他のもの	(一) しよ糖の含有量が	従量税率)	二 野菜ジュース	三〇%

二〇〇九・九〇		(省略)	<p>二〇〇九・八九</p> <p>全重量の一〇%以下のもの</p> <p>(一) 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>一 果汁</p> <p>(一) 砂糖を加えたもの</p> <p>A しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>二 野菜ジュース</p> <p>B その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>(一) 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	九・六%	一〇・八%	二二・五%	三〇%	二二・五%	三七%	三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	二二・五%	三〇%	二二・五%	九・六%
---------	--	------	---	------	-------	-------	-----	-------	-----	--	-------	-----	-------	------

二〇〇九・九〇	同上		<p>(一) 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	九・六%	一〇・八%									
---------	----	--	---------------------------------------	------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第二二類 各種の調製食料品

注

1 及び 2 (省略)

3 第二一・〇四項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかないかを問わない。

第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

号注

1 第二四〇三・一一号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。

二四・〇三

その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス

喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかないかを問わないものとし、その含有量の

第二二類 各種の調製食料品

注

1 及び 2 同上

3 第二一・〇四項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜及び果実）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかないかを問わない。

第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

二四・〇三

その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス

喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかないかを問わないものとし、その含有量の

二四〇三・一〇

号注 1 3 (省略) 4 第二七〇・一二号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 八六の方法による温度二一〇度における	第二七類 鈹物性燃料及び鈹物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鈹物性ろう	二四〇三・一一 二四〇三・一九 二四〇三・九一 二四〇三・九九 二五・二八 二五二八・〇〇	いかんを問わない。 この類の号注1の水パイプたばこ その他のもの 一 パイプたばこ 二 その他のもの その他のもの (省略) (省略) (省略)	三五% 三五% 四%	無税

号注 1 3 同上 4 第二七〇・一一号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 八六の方法による温度二一〇度における	第二七類 鈹物性燃料及び鈹物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鈹物性ろう	二五・二八 二四〇三・九一 二四〇三・九九 二五二八・九〇 二五二八・一〇	いかんを問わない。 一 パイプたばこ 二 その他のもの その他のもの 同上 同上 同上	三五% 四%	無税 無税

<p>二七・一〇</p>	<p>石油及び歴青油（原油を除く。）  （）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限り、他の項に該当するものを除く。）並びに  <b>廃油</b>  石油及び歴青油（原油を除く。）  （）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限り、他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>減失量加算留出容量が全容量の九〇%以上のものをいう。</p> <p>5  第二七・一〇項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。</p> <p>備考</p> <p>1 第二七・一〇・一一号、第二七・一〇・一九号及び第二七・一〇・二〇号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (f) (省略)</p>
<p>二七・一〇</p>	<p>石油及び歴青油（原油を除く。）  （）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限り、他の項に該当するものを除く。）  <b>廃油</b>  石油及び歴青油（原油を除く。）  （）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限り、他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>減失量加算留出容量が全容量の九〇%以上のものをいう。</p> <p>備考</p> <p>1 第二七・一〇・一一号及び第二七・一〇・一九号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (f) 同上</p>
<p>二七・一〇・一一</p>	<p>軽質油及びその調製品</p>	
<p>二七・一〇・一一</p>	<p>軽質油及びその調製品</p>	



二七二〇・一九

B| アルキレン  
その他のもの

(三)| 軽油

二| その他のもの

その他のもの

一| 石油及び歴青油（石

油及び歴青油以外の  
物品を加えたもので  
、その物品の重量が  
全重量の五%未満の  
ものを含む。）

(一)| 灯油

A| 低重合度の混合

アルキレン

B| その他のもの

(二)| 軽油

(三)| 重油及び粗油

A| 温度一五度にお

ける比重が〇・

九〇三七以下の

三%

一キロリツ

トルにつき

三四六円

一キロリツ

トルにつき

七五〇円

三・九%

三%

一キロリツ

トルにつき

三四六円

一キロリツ

トルにつき

七五〇円

三%

一キロリツ

トルにつき

三四六円

一キロリツ

トルにつき

七五〇円

三%

一キロリツ

トルにつき

七五〇円

三%

二七二〇・一九

B| アルキレン  
その他のもの

(三)| 軽油

二| その他のもの

その他のもの

一| 石油及び歴青油（石

油及び歴青油以外の  
物品を加えたもので  
、その物品の重量が  
全重量の五%未満の  
ものを含む。）

(一)| 灯油

A| 低重合度の混合

アルキレン

B| その他のもの

(二)| 軽油

(三)| 重油及び粗油

A| 温度一五度にお

ける比重が〇・

九〇三七以下の

三%

一キロリツ

トルにつき

三四六円

一キロリツ

トルにつき

七五〇円

三・九%

三%

一キロリツ

トルにつき

三四六円

一キロリツ

トルにつき

七五〇円

三%

一キロリツ

トルにつき

三四六円

一キロリツ

トルにつき

七五〇円

三%

一キロリツ

トルにつき

七五〇円

三%





二七二〇・二〇

石油及び歴青油（原油を除く）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、	二  その他のもの	(五)  その他のもの	B  その他のもの	下のもの	○・八四九四以	及び温度一五度	潤滑用に供しな	潤滑用に供しな	その他主として	作動油、防錆油	並びに焼入油、	航空機用潤滑油	油、絶縁油及び	ラフィン、切削	るもの（流動パ	八四九四を超え	ける比重が○・	A  温度一五度にお	フィンを含む。）	(四)  潤滑油（流動パラ	二四九円	
																						温度一五度にお
																						ける比重が○・
																						八四九四を超え
																						るもの（流動パ
ラフィン、切削																						
油、絶縁油及び																						
航空機用潤滑油																						
並びに焼入油、																						
作動油、防錆油																						
その他主として																						
潤滑用に供しな																						
潤滑用に供しな																						
い油に限る。）																						
及び温度一五度																						
○・八四九四以																						
下のもの																						
B  その他のもの																						
(五)  その他のもの																						
二  その他のもの																						
石油及び歴青油（原油を除く）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、																						

三・九%  
四・八%  
九・六%  
四・六%

石油及び歴青油（原油を除く）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、	二  その他のもの	(五)  その他のもの	B  その他のもの	以下のもの	が○・八四九四	並びに温度一五	潤滑用に供しな	潤滑用に供しな	その他主として	作動油、防錆油	並びに焼入油、	航空機用潤滑油	油、絶縁油及び	ラフィン、切削	るもの（流動パ	八四九四を超え	ける比重が○・	A  温度一五度にお	フィンを含む。）	(四)  潤滑油（流動パラ	二四九円	
																						温度一五度にお
																						ける比重が○・
																						八四九四を超え
																						るもの（流動パ
ラフィン、切削																						
油、絶縁油及び																						
航空機用潤滑油																						
並びに焼入油、																						
作動油、防錆油																						
その他主として																						
潤滑用に供しな																						
潤滑用に供しな																						
い油に限る。）																						
並びに温度一五																						
が○・八四九四																						
以下のもの																						
B  その他のもの																						
(五)  その他のもの																						
二  その他のもの																						
石油及び歴青油（原油を除く）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、																						

三・九%  
四・八%  
九・六%  
四・六%

バイオディーゼルを含有するものに  
限るものとし、他の号に該当するものを除く。

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む）。

(一) 揮発油

A 低重合度の混合アルキレン

(a) トリプロピレン

(b) その他のもの

B 政令で定める分留性状の試験方法による減量加算五

%留出温度と減失

量加算九五%留出

温度との温度差が

二度以内のもの（

低重合度の混合アルキレンを除く。

）

C その他のもの

五%

一キロリットルにつき

九三四円

(二) 灯油

二・六%

無税



1  号注  第二八五二・一〇号において「化学的に単一のもの」とは	二七二〇・九九	第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属 、放射性元素又は同位元素の無機又 は有機の化合物	二七二〇・九九 無税	二七二〇・九一 廃油 二  その他のもの (六) 其他のもの B  其他のもの 以下のもの 重が〇・八四九四 一五度における比 限る。) 及び温度 用に供しない油に の他主として潤滑 作動油、防錆油そ 油並びに焼入油、 及び航空機用潤滑 、切削油、絶縁油 (流動パラフィン 九四を超えるもの る比重が〇・八四	三・九% 四・八% 九・六% 四・六%
	二七二〇・九九 無税		二七二〇・九一 廃油 二  その他のもの (六) 其他のもの B  其他のもの 以下のもの 重が〇・八四九四 一五度における比 限る。) 及び温度 用に供しない油に の他主として潤滑 作動油、防錆油そ 油並びに焼入油、 及び航空機用潤滑 、切削油、絶縁油 (流動パラフィン 九四を超えるもの る比重が〇・八四	三・九% 四・八% 九・六% 四・六%	

1  号注  第二八五二・一〇号において「化学的に単一のもの」とは	二七二〇・九九	第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属 、放射性元素又は同位元素の無機又 は有機の化合物	二七二〇・九九 無税	二七二〇・九一 廃油 二  その他のもの (六) 其他のもの B  其他のもの 以下のもの 重が〇・八四九四 一五度における比 限る。) 及び温度 用に供しない油に の他主として潤滑 作動油、防錆油そ 油並びに焼入油、 及び航空機用潤滑 、切削油、絶縁油 (流動パラフィン 九四を超えるもの る比重が〇・八四	三・九% 四・八% 九・六% 四・六%
	二七二〇・九九 無税		二七二〇・九一 廃油 二  その他のもの (六) 其他のもの B  其他のもの 以下のもの 重が〇・八四九四 一五度における比 限る。) 及び温度 用に供しない油に の他主として潤滑 作動油、防錆油そ 油並びに焼入油、 及び航空機用潤滑 、切削油、絶縁油 (流動パラフィン 九四を超えるもの る比重が〇・八四	三・九% 四・八% 九・六% 四・六%	

この類の注1(a)から(e)まで及び第二九類の注1(a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。

二八・五二

二八五二・一〇

水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマalgamを除く。）

化学的に単一のもの

一 認証標準物質

二 無機化合物及びその製品

(一) 品

(一) 硫酸塩

(二) 写真用の化学調製品

(ワニス、ま膠着剤、ま接着剤その他これらに類する調製品を除く。)及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）

(三) 有機化合物及びその製品

(一) 植物性なめしエキス並びにタンニン及び

並びにタンニン及び

並びにタンニン及び

並びにタンニン及び

並びにタンニン及び

並びにタンニン及び

並びにタンニン及び

並びにタンニン及び

並びにタンニン及び

並びにタンニン及び

並びにタンニン及び

並びにタンニン及び

並びにタンニン及び

無税

無税

四・六%  
三%

二八・五二

二八五二・一〇

水銀の無機又は有機の化合物（アマalgamを除く。）

一 認証標準物質

二 無機化合物及びその製品

(一) 硫酸塩

(二) 写真用の化学調製品

(ワニス、ま膠着剤、ま接着剤その他これらに類する調製品を除く。)及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）

(三) その他のもの

(一) 有機化合物及びその製品

(二) 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

(三) タンニン及びその誘導体

(四) その他のもの

(五) タンニン及びその誘導体

(六) タンニン及びその誘導体

(七) タンニン及びその誘導体

(八) タンニン及びその誘導体

(九) タンニン及びその誘導体

(十) タンニン及びその誘導体

(十一) タンニン及びその誘導体

(十二) タンニン及びその誘導体

(十三) タンニン及びその誘導体

(十四) タンニン及びその誘導体

(十五) タンニン及びその誘導体

(十六) タンニン及びその誘導体

無税

無税

四・六%  
三%

三%  
無税

注 1 (省 略) 2 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (d) (省 略) (e) 第三〇・〇二項の免疫産品	第二九類 有機化学品	二八五二・九〇	二・五% 無税
	(一) スルホン及びスルタム (二) その他のもの	(一) 多硫化物 (二) その他のもの 二 有機化合物及びその製品	一 無機化合物及びその製品 (三) その他のもの (四) その他のもの (五) その他のもの (六) その他のもの (七) その他のもの (八) その他のもの (九) その他のもの (十) その他のもの (十一) その他のもの (十二) その他のもの (十三) その他のもの (十四) その他のもの (十五) その他のもの (十六) その他のもの (十七) その他のもの (十八) その他のもの (十九) その他のもの (二十) その他のもの (二十一) その他のもの (二十二) その他のもの (二十三) その他のもの (二十四) その他のもの (二十五) その他のもの (二十六) その他のもの (二十七) その他のもの (二十八) その他のもの (二十九) その他のもの (三十) その他のもの (三十一) その他のもの (三十二) その他のもの (三十三) その他のもの (三十四) その他のもの (三十五) その他のもの (三十六) その他のもの (三十七) その他のもの (三十八) その他のもの (三十九) その他のもの (四十) その他のもの (四十一) その他のもの (四十二) その他のもの (四十三) その他のもの (四十四) その他のもの (四十五) その他のもの (四十六) その他のもの (四十七) その他のもの (四十八) その他のもの (四十九) その他のもの (五十) その他のもの (五十一) その他のもの (五十二) その他のもの (五十三) その他のもの (五十四) その他のもの (五十五) その他のもの (五十六) その他のもの (五十七) その他のもの (五十八) その他のもの (五十九) その他のもの (六十) その他のもの (六十一) その他のもの (六十二) その他のもの (六十三) その他のもの (六十四) その他のもの (六十五) その他のもの (六十六) その他のもの (六十七) その他のもの (六十八) その他のもの (六十九) その他のもの (七十) その他のもの (七十一) その他のもの (七十二) その他のもの (七十三) その他のもの (七十四) その他のもの (七十五) その他のもの (七十六) その他のもの (七十七) その他のもの (七十八) その他のもの (七十九) その他のもの (八十) その他のもの (八十一) その他のもの (八十二) その他のもの (八十三) その他のもの (八十四) その他のもの (八十五) その他のもの (八十六) その他のもの (八十七) その他のもの (八十八) その他のもの (八十九) その他のもの (九十) その他のもの (九十一) その他のもの (九十二) その他のもの (九十三) その他のもの (九十四) その他のもの (九十五) その他のもの (九十六) その他のもの (九十七) その他のもの (九十八) その他のもの (九十九) その他のもの (百) その他のもの

注 1 同上 2 この類には、次の物品を含まない。 (a) 同上 (d) 同上	第二九類 有機化学品	(一) たんぱく質系物質及びその誘導体(アルブミン誘導体を除く。) (二) その他のもの	六・八% 三%
	(一) たんぱく質系物質及びその誘導体(アルブミン誘導体を除く。) (二) その他のもの	(一) たんぱく質系物質及びその誘導体(アルブミン誘導体を除く。) (二) その他のもの	(一) たんぱく質系物質及びその誘導体(アルブミン誘導体を除く。) (二) その他のもの



二九〇三・二九	ルクロロエチレン)	四・六%	二九〇三・二九	ルクロロエチレン)	四・六%
	その他のもの	四・六%		その他のもの	四・六%
	非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体			非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	
二九〇三・三一	二臭化エチレン (ISO)		二九〇三・三一	二臭化エチレン (ISO)	
	(一・二)ジブロモエタン	四・六%		(一・二)ジブロモエタン	四・六%
	その他のもの	四・六%		その他のもの	四・六%
二九〇三・三九	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)		二九〇三・三九	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)	
二九〇三・七一	クロロジフルオロメタン	四・六%	二九〇三・四一	トリクロロフルオロメタン	四・六%
二九〇三・七二	ジクロロトリフルオロエタン	四・六%	二九〇三・四二	ジクロロジフルオロメタン	四・六%
	ン	四・六%	二九〇三・四三	トリクロロトリフルオロエタン	四・六%
二九〇三・七三	ジクロロフルオロエタン	四・六%	二九〇三・四四	ジクロロテトラフルオロエタン及びクロロペンタフルオロエタン	四・六%
二九〇三・七四	クロロジフルオロエタン	四・六%		その他のペルハロゲン化誘導体 (ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)	四・六%
二九〇三・七五	ジクロロペンタフルオロプロパン	四・六%	二九〇三・四五	その他のペルハロゲン化誘導体 (ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)	四・六%
二九〇三・七六	ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン及びジブロモテトラフルオロエタン	四・六%		ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン及びジブロモテトラフルオロエタン	四・六%
二九〇三・七七	その他のペルハロゲン化誘導体 (ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)	四・六%	二九〇三・四六	その他のペルハロゲン化誘導体 (ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)	四・六%



二九〇三・七八	その他のペルハロゲン化誘導体	四・六%
二九〇三・七九	その他のもの	四・六%
二九〇三・八一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	一・二・三・四・五・六一 ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)
二九〇三・八二	アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘクタクロル (ISO)	四・六%
	一  クロルデン	無税
	二  アルドリン及びヘクタクロル	四・六%
二九〇三・八九	その他のもの	四・六%
	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	
二九〇三・九一	クロロベンゼン、オルトジクロロベンゼン及びパラジクロロベンゼン	四・六%
二九〇三・九二	ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及び DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、一・一・一トトリク	四・六%

二九〇三・四七	その他のペルハロゲン化誘導体	四・六%
二九〇三・四九	その他のもの	四・六%
二九〇三・五一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	一・二・三・四・五・六一 ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)
二九〇三・五二	アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘクタクロル (ISO)	四・六%
	一  クロルデン	無税
	二  アルドリン及びヘクタクロル	四・六%
二九〇三・五九	その他のもの	四・六%
	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	
二九〇三・六一	クロロベンゼン、オルトジクロロベンゼン及びパラジクロロベンゼン	四・六%
二九〇三・六二	ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及び DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、一・一・一トトリク	四・六%

二九〇三・九九	その他のもの	四・六%	四・六%
二九〇八・九一	(省 略)		
二九〇八・九二	四・六―ジニトロ―オルト ―クレゾール (DNOC) (ISO) 及びその塩	四・六%	四・六%
二九・一二	アルデヒド (他の酸素官能基を 有するか有しないかを問わない 。)、アルデヒドの環式重合体 及びパラホルムアルデヒド		
二九一二・一一	(省 略)		
二九一二・二九	アルデヒドアルコール、アル デヒドエーテル、アルデヒド フェノール及び他の酸素官能 基を有するアルデヒド		
二九一二・四一	バニリン (四―ヒドロキシ ―三―メトキシベンズアル デヒド)	五・三%	五・三%
二九一二・四二	(省 略)		
二九一二・四九	その他のもの 一― アルデヒドアルコー		
二九〇三・六九	その他のもの	四・六%	四・六%
二九〇八・九一	同 上		
二九・一二	アルデヒド (他の酸素官能基を 有するか有しないかを問わない 。)、アルデヒドの環式重合体 及びパラホルムアルデヒド		
二九一二・一一	同 上		
二九一二・二九	アルデヒドアルコール	五・三%	五・三%
二九一二・三〇	アルデヒドエーテル、アルデ ヒドフェノール及び他の酸素 官能基を有するアルデヒド		
二九一二・四一	バニリン (四―ヒドロキシ ―三―メトキシベンズアル デヒド)	五・三%	五・三%
二九一二・四二	同 上		
二九一二・四九	その他のもの	四・六%	四・六%



二九三二・九〇	その他のもの	四・六%
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	
二九三二・一一	（省略）	
二九三二・一九	ラクトン	
二九三二・二〇	一  クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリ	五・三%
	二  サントニン	無税
	三  その他のもの	四・六%
	その他のもの	
二九三二・九一	（省略）	
二九三二・九九		
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	
二九三七・一一		
二九三二・九一	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	
二九三二・一一	同上	
二九三二・一九	ラクトン	
二九三二・二一	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	五・三%
二九三二・二九	その他のラクトン	
	一  サントニン	無税
	二  その他のもの	四・六%
	その他のもの	
二九三二・九一	同上	
二九三二・九九		
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	
二九三七・一一		

2  第三〇・〇二項において「免疫産品」とは、単クローン抗	(h)  (g)  (f)  (e)  (d)  (c)  (省) (省) (省) (省) (省) (省) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	1 注 (a) この類には、次の物品を含まない。 (省 略) (b) 喫煙者の禁煙補助用の調製品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第二一・〇六項及び第三八・二四項参照）	第三〇類 医療用品	二九三七・二九	～	(省 略)	
				二九三七・五〇 二九三七・九〇	(省 略) (省 略)	ノルエフェドリン及びその 塩	
				二九三九・四三 二九三九・四四	(省 略)		無税

2  第三〇・〇二項において「変性免疫産品」とは、単クロー	(g)  (f)  (e)  (d)  (c)  (b)  同 同 同 同 同 同 上 上 上 上 上 上	1 注 (a) この類には、次の物品を含まない。 同 上	第三〇類 医療用品	二九三七・二九	～	同上	
				二九三七・三九 二九三七・四〇 二九三七・五〇 二九三七・九〇	エピネフリン その他のもの アミノ酸誘導体	カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物	
				二九三九・四三	同上	同上	無税 無税 無税

<p>体(MAB)、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン(IFN)、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子(TNF)、成長因子(GF)、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子(CSF)その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質(第二九・三七項の物品を除く。)をいう。</p> <p>3(省略)</p>	<p>三〇・〇二</p> <p>人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかいか又は生物工学的的方法により得たものであるかかを問わない。)並びにワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)その他これらに類する物品</p> <p>三〇〇二・一〇</p> <p>免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品(変性したものであるかいか又は生物工学的的方法により得たものであるかかを問わない。)</p> <p>(省略)</p> <p>三〇〇二・二〇</p> <p>三〇〇二・九〇</p> <p>三七・〇二</p> <p>感光性のロール状写真用フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織</p>	<p>無税</p>
--	---	-----------

<p>抗体、抗体フラグメント、抗体複合体及び抗体フラグメント複合体のみをいう。</p> <p>3(同上)</p>	<p>三〇・〇二</p> <p>人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品(生物工学的的方法により得たものであるかかを問わない。)並びにワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)その他これらに類する物品</p> <p>三〇〇二・一〇</p> <p>免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品(生物工学的的方法により得たものであるかかを問わない。)</p> <p>同上</p> <p>三〇〇二・二〇</p> <p>三〇〇二・九〇</p> <p>三七・〇二</p> <p>感光性のロール状写真用フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織</p>	<p>無税</p>
--	---	-----------

三七〇二・一〇 ～ 三七〇二・四四	(省略)	用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光してないものに限る。)
三七〇二・五二	幅が一六ミリメートル以下のもの	
三七〇二・五三 ～ 三七〇二・五六	(省略)	
三七〇二・九六	その他のもの 幅が三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの	
三七〇二・九七	幅が三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	
三七〇二・九八	幅が三五ミリメートルを超えるもの	

無税 無税 無税 無税

三七〇二・一〇 ～ 三七〇二・四四	同上	用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光してないものに限る。)
三七〇二・五一	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	
三七〇二・五二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの	
三七〇二・五三 ～ 三七〇二・五六	同上	
三七〇二・九一	その他のもの 幅が一六ミリメートル以下のもの	
三七〇二・九三	幅が一六ミリメートルを超え、長さが三〇メートル以下のもの	
三七〇二・九四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で	

無税 無税 無税 無税

<p>第三八類 各種の化学工業生産品</p>	<p>注</p> <p>1 及び 2 (省略)</p> <p>3 第三八・二四項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。</p> <p>(a) (c) (省略)</p> <p>(d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液及び修正テープ(第九六・一二項のものを除く。)</p> <p>(e) (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>7 第三八・二六項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂(使用済みであるかないかを問わない。)(から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。</p> <p>号注</p> <p>1 第三八〇八・五〇号には、次の物品を含有する第三八・〇八項の物品のみを含む。</p> <p>アルドリン(ISO)、ビナパクリル(ISO)、カンフエクロル(ISO)(トキサフェン)、カプタホール(ISO)、クロルデン(ISO)、クロルジメホルム(ISO)、クロロベンジレート(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、一・一・一トリクロロー二・二・二ビス(パラ)クロロフェニル)エタン)、デイルドリン(ISO、INN)、四・六―ジニトロオールトークレゾール(</p>
------------------------	---

<p>三七〇二・九五</p> <p>、長さが三〇メートルを超えるもの</p> <p>幅が三五ミリメートルを超えるもの</p> <p>無税</p> <p>無税</p>	<p>第三八類 各種の化学工業生産品</p> <p>注</p> <p>1 及び 2 同上</p> <p>3 第三八・二四項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。</p> <p>(a) (c) 同上</p> <p>(d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液</p> <p>(e) 同上</p> <p>4 (同上)</p> <p>5 (同上)</p> <p>号注</p> <p>1 第三八〇八・五〇号には、次の物品を含有する第三八・〇八項の物品のみを含む。</p> <p>アルドリン(ISO)、ビナパクリル(ISO)、カンフエクロル(ISO)(トキサフェン)、カプタホール(ISO)、クロルデン(ISO)、クロルジメホルム(ISO)、クロロベンジレート(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、一・一・一トリクロロー二・二・二ビス(パラ)クロロフェニル)エタン)、デイルドリン(ISO、INN)、ジノセブ(ISO)並びにその塩及びエス</p>
--	---



<p>三八・二五 三八二五・一〇 ～ 三八二五・九〇 三八・二六</p>	<p>化学工業（類似の工業を含む。） （において生ずる残留物（他の 項に該当するものを除く。）、 都市廃棄物、下水汚泥及びこの 類の注6のその他の廃棄物 （省略）</p>	<p>2 （省略）</p> <p>DNOC（ISO）及びその塩、ジノセブ（ISO）並び にその塩及びエステル、二臭化エチレン（ISO）（二・二 ―ジプロモエタン）、二塩化エチレン（ISO）（二・二― ジクロロエタン）、フルオロアセトアミド（ISO）、ヘプ タクロル（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、一 ・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（HC H（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、 水銀化合物、メタミドホス（ISO）、モノクロトホス（I SO）、オキシラン（エチレンオキシド）、パラチオン（I SO）、パラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン） 、ペンタクロロフェノール（ISO）並びにその塩及びエス テル、ホスファミド（ISO）、二・四・五―T（ISO ）（二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩 及びエステル並びにトリブチルチルチル化合物 第三八〇八・五〇号には、ベノミル（ISO）、カルボフ ラン（ISO）及びチラム（ISO）の混合物を含有する散 布可能な粉末状の製剤をも含む。</p>
--	---	---

<p>三八・二五 三八二五・一〇 ～ 三八二五・九〇</p>	<p>化学工業（類似の工業を含む。） （において生ずる残留物（他の 項に該当するものを除く。）、 都市廃棄物、下水汚泥及びこの 類の注6のその他の廃棄物 同上</p>	<p>2 同上</p> <p>テル、二臭化エチレン（ISO）（二・二―ジプロモエタン ）、二塩化エチレン（ISO）（二・二―ジクロロエタン） 、フルオロアセトアミド（ISO）、ヘプタクロル（ISO ）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、一・二・三・四・五 ・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（ リンデン（ISO、INN）を含む。）、水銀化合物、メタ ミドホス（ISO）、モノクロトホス（ISO）、オキシラ ン（エチレンオキシド）、パラチオン（ISO）、パラチオ ンメチル（ISO）（メチルパラチオン）、ペンタクロロフ エノール（ISO）、ホスファミド（ISO）並びに二・ 四・五―T（ISO）（二・四・五―トリクロロフェノキシ 酢酸）並びにその塩及びエステル</p>
--	---	---

<p>三八二六・〇〇</p>	<p>バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）</p>	<p>四・六％</p>
<p>四一〇一・二〇</p>	<p>全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）</p>	<p>第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</p>
<p>注</p> <p>1   この類において「革」には、シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。</p> <p>2   (省 略)</p> <p>3   (A) 第四二・〇二項には、2   の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) (省 略)</p> <p>(B) (省 略)</p>		

<p>四一〇一・二〇</p>	<p>全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）</p>	<p>第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</p>
<p>注</p> <p>1   同 上</p> <p>2   (A) 第四二・〇二項には、1   の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) 同 上</p> <p>(B) 同 上</p>		

4| (省 略)

四二〇二・一一

外面が革製又はコンポジションレザー製のもの

- 一 携帯用化粧道具入れ  
(貴金属、これを貼り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。)
- 二 (省 略)

二〇%

四二〇二・一一

外面が革製又はコンポジションレザー製のもの

- 一 貴金属、これを貼り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超

3| 同 上

四二〇二・一一

外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの

- 一 携帯用化粧道具入れ  
(貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。)
- 二 同 上

二〇%

四二〇二・一一

外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの

- 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を

第四四類 木材及びその製品並びに木炭	四二〇二・九一	<p>外面が革製又はコンポジションレザ製のもの</p> <p>二 (省 略)</p>	一一・五%
	四二〇二・三一	<p>外面が革製又はコンポジションレザ製のもの</p> <p>一 財布(貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。)</p> <p>二 (省 略)</p>	一七・五%

第四四類 木材及びその製品並びに木炭	四二〇二・九一	<p>外面が革製、コンポジションレザ製又はパテントレザ製のもの</p> <p>二 同上</p>	一一・五%
	四二〇二・三一	<p>外面が革製、コンポジションレザ製又はパテントレザ製のもの</p> <p>一 財布(貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。)</p> <p>二 同上</p>	一七・五%

<p>四四・〇一 四四〇一・一〇 ～ 四四〇一・二二</p>	<p>2  (省 略)</p>	<p>のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。） 、薪材並びにチップ状又は小片状の木材</p> <p>(省 略)</p> <p>のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。） 木質ペレット その他のもの</p> <p>木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかな</p>	<p>号注 1  第四四〇一・三一号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の三%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（直径が二五ミリメートル以下で、長さが一〇〇ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。）をいう。</p>
<p>四四・〇三</p>		<p>無税</p>	

<p>四四・〇一 四四〇一・一〇 ～ 四四〇一・二二 四四〇一・三〇</p>	<p>1  同上</p>	<p>のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。） 、薪材並びにチップ状又は小片状の木材</p> <p>同上</p> <p>のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。） 木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかな</p>	<p>号注</p>
<p>四四・〇三</p>		<p>無税</p>	

四四〇三・一〇 四四〇三・二〇	(省 略)	いか又は粗く角にしてあるかな いかを問わない。)
四四〇三・四一 ~	(省 略)	その他のもの(この類の号注 2)の熱帯産木材のものに限る 。)
四四〇三・九九	(省 略)	
四四・〇七	木材(縦にひき若しくは割り、 平削りし又は丸はぎしたもので 、厚さが六ミリメートルを超え るものに限るものとし、かん ながけし、やすりがけし又は縦継 ぎしたものであるかないかを問 わない。)	
四四〇七・一〇	(省 略)	
四四〇七・二一 ~	熱帯産木材(この類の号注2 のものに限る。)のもの	
四四〇七・九九	(省 略)	
四四・〇八	化粧ばり用単板(積層木材を平 削りすることにより得られるも のを含む。)、合板用単板、こ	

四四〇三・一〇 四四〇三・二〇	同上	いか又は粗く角にしてあるかな いかを問わない。)
四四〇三・四一 ~	同上	その他のもの(この類の号注 1)の熱帯産木材のものに限る 。)
四四〇三・九九	同上	
四四・〇七	木材(縦にひき若しくは割り、 平削りし又は丸はぎしたもので 、厚さが六ミリメートルを超え るものに限るものとし、かん ながけし、やすりがけし又は縦継 ぎしたものであるかないかを問 わない。)	
四四〇七・一〇	同上	
四四〇七・二一 ~	熱帯産木材(この類の号注1 のものに限る。)のもの	
四四〇七・九九	同上	
四四・〇八	化粧ばり用単板(積層木材を平 削りすることにより得られるも のを含む。)、合板用単板、こ	

四四〇八・一〇	(省 略)	熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの	れらに類する積層木材用单板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
四四〇八・三一 ～	(省 略)	(省 略)	
四四〇八・九〇			
四四・一二		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	
四四一二・一〇	(省 略)	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）	
四四一二・三一	一 (省 略)	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの	

四四〇八・一〇	同 上	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	れらに類する積層木材用单板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
四四〇八・三一 ～	同 上	同 上	
四四〇八・九〇			
四四・一二		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	
四四一二・一〇	同 上	同 上	
四四一二・三一	一 同 上	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	

<p>四四一二・三二 ～ 四四一二・九九  四七〇六・九三</p>	<p>二 (省略)</p> <p>機械的及び化学的工工程の組 合せにより製造したもの</p>	<p>無税</p>
<p>第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙 又は板紙の製品</p>		
<p>注 1 (省略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。 (a) (o) (省略)</p> <p>(D) 第九五類の物品 (例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具)</p> <p>(q) 第九六類の物品 (例えば、ボタン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き)</p> <p>3 12 (省略)</p>		
<p>号注 1 及び 2 (省略)</p> <p>3 第四八〇五・一一号において「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ(さらしてないものに限る。)の含有量が全繊維重量の六五%以上であり、かつ、CMT 三〇(コルゲートッド中芯試験で三〇分調湿後)による圧縮強さが相対湿度五〇%、温度二三度において一グラム毎平方メートルにつき一・八ニュートンを超えるロール状の紙</p>		

<p>四四一二・三二 ～ 四四一二・九九  四七〇六・九三</p>	<p>二 同上</p> <p>同上</p> <p>セミケミカルパルプ</p>	<p>無税</p>
<p>第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙 又は板紙の製品</p>		
<p>注 1 同上</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。 (a) (o) 同上</p> <p>(D) 第九五類の物品 (例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具) 及び第九六類の物品 (例えば、ボタン)</p>		
<p>号注 3 12 同上</p> <p>1 及び 2 同上</p> <p>3 第四八〇五・一一号において「段ボール用中しん原紙(セミケミカルパルプ製のものに限る。)」とは、さらしてないセミケミカルパルプ(広葉樹のものに限る。)の含有量が全繊維重量の六五%以上であり、かつ、CMT 三〇(コルゲートッド中しん試験で三〇分調湿後)による圧縮強さが相対湿度五〇%、温度二三度において一グラム毎平方メートルにつき一・八ニュートンを超えるロール状の紙をいう。</p>		



<p>をいう。</p> <p>4 第四八〇五・一二号には、主に機械的及び化学的の工程の組合せにより得られたわらパルプから製造した紙であつて、一平方メートルにつき一三〇グラム以上で、CMT 三〇（コルゲーテッド中芯試験で三〇分調湿後）による圧縮強さが相対湿度五〇％、温度二三度において一グラム毎平方メートルにつき一・四ニュートンを超えるロール状のものを含む。</p> <p>5 57 (省略)</p>	<p>四八・〇五</p> <p>その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。）</p> <p>段ボール用中芯原紙 セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙 わらパルプ製の段ボール用中芯原紙</p> <p>九・六％ 六％</p> <p>四八〇五・一一 四八〇五・一二 四八〇五・一九 ～ 四八〇五・九三 四八〇八・一〇</p> <p>(省略) (省略) (省略)</p>
---	--

<p>4 第四八〇五・一二号には、主にセミケミカルパルプ工程により得られたわらパルプから製造した紙であつて、一平方メートルにつき一三〇グラム以上で、CMT 三〇（コルゲーテッド中芯試験で三〇分調湿後）による圧縮強さが相対湿度五〇％、温度二三度において一グラム毎平方メートルにつき一・四ニュートンを超えるロール状のものを含む。</p> <p>5 57 同上</p>	<p>四八・〇五</p> <p>その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。）</p> <p>段ボール用中しん原紙 セミケミカルパルプ製の段ボール用中しん原紙 わらパルプ製の段ボール用中しん原紙</p> <p>九・六％ 六％</p> <p>四八〇五・一一 四八〇五・一二 四八〇五・一九 ～ 四八〇五・九三 四八〇八・一〇 四八〇八・二〇</p> <p>同上 同上 同上</p> <p>重袋用クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしたものであるかないか又はせん孔し</p>
---	--

四八〇八・四〇

クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）

四八・一八

トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウエブ（幅が三六センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウオツディング製又はセルロース繊維のウエブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル

三・四%

四八〇八・三〇

てあるかないかを問わない。  
その他のクラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）

四八一四・一〇

イングレインペーパー

トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウエブ（幅が三六センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウオツディング製又はセルロース繊維のウエブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル

無税

三・四%

三・四%

<p>7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう</p>	<p>2 3 6 (省 略)</p>	<p>(v) (省 略)</p>	<p>注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a) (t) (省 略) (u) 第九六類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き）</p>	<p>第一一部 紡織用繊維及びその製品</p>	<p>四八二八・五〇 四八二八・九〇</p>	<p>(省 略) (省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシートその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品</p>
-------------------------------------	----------------------------	------------------	---	-------------------------	----------------------------	------------------------	--------------	---

<p>7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう</p>	<p>2 3 6 同 上</p>	<p>(v) 同 上</p>	<p>注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a) (t) 同 上 (u) 第九六類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー及びタイプライターリボン）</p>	<p>第一一部 紡織用繊維及びその製品</p>	<p>四八二八・五〇 四八二八・九〇</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>、テーブルクロス、ナプキン、乳児用のおむつ、タンポン、ベッドシートその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品</p>
-------------------------------------	--------------------------	----------------	--	-------------------------	----------------------------	------------	------------	--

2 4 (省略)	<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(e) (省略)</p> <p>(f) 第九六・一九項の生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品</p>	8 14 (省略)	<p>第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品</p>	<p>(a) 及び (b) (省略)</p> <p>(c) 特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し(縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。)、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品(反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。)</p>
----------------	---	-----------------	---	---

2 4 同上	<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略) 同上</p> <p>(e) (省略) 同上</p>	8 14 同上	<p>第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品</p>	<p>(a) 及び (b) 同上</p> <p>(c) 同上</p> <p>(d) 同上</p> <p>(e) 同上</p> <p>(f) 同上</p>
--------------	--	---------------	---	--

五六〇一・一〇  
生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品(ウォッディング製のものに限る。)

一・五%

五八〇一・二六  
五八〇一・二七

- (省 略)
- たてパイル織物
- 一| プラスチック、ゴム  
その他の物質を染み  
込ませ、塗布し、被  
覆し又は積層したも  
の
- 二| その他のもの

四・二%  
四・五%

五八〇一・二四

五八〇一・二五

五八〇一・二六

五八〇一・三四

- たてパイル織物（パイルを  
切つてないものに限る。）
- 一| プラスチック、ゴム  
その他の物質を染み  
込ませ、塗布し、被  
覆し又は積層したも  
の
- 二| その他のもの
- たてパイル織物（パイルを  
切つたものに限る。）
- 一| プラスチック、ゴム  
その他の物質を染み  
込ませ、塗布し、被  
覆し又は積層したも  
の
- 二| その他のもの
- 同上
- たてパイル織物（パイルを  
切つてないものに限る。）

四・二%  
四・五%

四・二%  
四・五%

五八〇一・三六  
五八〇一・三七

(省略)

たてパイル織物

一| プラスチック、ゴム

その他の物質を染み

込ませ、塗布し、被

覆し又は積層したも

五八〇一・三五

五八〇一・三六

一| プラスチック、ゴム

その他の物質を染み

込ませ、塗布し、被

覆し又は積層したも

の

二| その他のもの

(一)| 添加糸が合成繊維

又はアセテート織

維のもの

(二)| その他のもの

たてパイル織物（パイルを

切つたものに限る。）

一| プラスチック、ゴム

その他の物質を染み

込ませ、塗布し、被

覆し又は積層したも

の

二| その他のもの

(一)| 添加糸が合成繊維

又はアセテート織

維のもの

(二)| その他のもの

同上

四・二%

四・八%

八%

四・二%

四・八%

八%

<p>注</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 第六一・一一項については、次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。</p> <p>(b) (省略)</p> <p>7～10 (省略)</p> <p>注</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 第六二・〇九項については、次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。</p> <p>(b) (省略)</p> <p>5～9 (省略)</p>	<p>第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）</p> <p>二の      (一) 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの      (二) その他のもの</p> <p>四・二%      八%      四・八%</p>
--	---

<p>注</p> <p>1～5 同上</p> <p>6 第六一・一一項については、次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。</p> <p>(b) 同上</p> <p>7～10 同上</p> <p>注</p> <p>1～3 同上</p> <p>4 第六二・〇九項については、次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。</p> <p>(b) 同上</p> <p>5～9 同上</p>	<p>第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）</p>
--	---

六二一一・四一

羊毛製又は織獣毛製のもの

六三・〇六	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品		
六三〇六・一二	（省略）	その他のもの	六・七%
六三〇六・四〇			
六三〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	二	四・八%
六四〇二・二〇			
六四・〇六	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品	二〇%	
六四〇六・一〇	（省略）		
六三・〇六	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一一・二%
六三〇六・一二			
六三〇六・四〇	同上	その他のもの	六・七%
六三〇六・九一			
六三〇六・九九	その他の紡織用繊維製のもの	の	四・八%
六四〇二・二〇			
六四・〇六	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品	二〇%	
六四〇六・一〇	同上		



第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石	六四〇六・二〇〇 六四〇六・九〇〇	(省略) その他のもの	
	六五〇五・〇〇〇 六五〇五・〇〇〇	帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く。))から作つたものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)	一 革製のもの及び毛皮を使用したもの 二 その他のもの
		一 革製のもの及び毛皮を使用したもの 二 その他のもの	二五% 四・二%
		一 ヘアネット 二 その他のもの	三・八% 七%

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石	六四〇六・二〇〇 六四〇六・九一〇	同上 その他のもの	
	六五〇五・一〇〇 六五〇五・九〇〇	木製のもの 一 毛皮を使用したもの 二 その他のもの	二五% 四・二%
	六四〇六・九九〇 六五〇五	その他の材料製のもの 一 革製のもの及び毛皮を使用したもの 二 その他のもの	二五% 四・二%
	六八一一・八三〇 六五〇五・九〇〇	ヘアネット その他のもの	三・八% 七%
	六八一一・八三〇	管及び管用継手	三・九%

<p>注</p> <p>1 及び 2 (省略)</p> <p>3 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (d) (省略)</p> <p>(e) 第四二類の注3(B)に該当する第四二・〇二項又は第四二・〇三項の製品</p> <p>(f) (p) (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p>	<p>七三〇六・三〇</p> <p>その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）</p> <p>三・九%</p>	<p>七三一九・四〇</p> <p>安全ピンその他のピン</p> <p>七三一九・九〇</p> <p>(省略)</p> <p>食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）</p> <p>無税</p>	<p>七四・一八</p>
---	--	--	--------------

<p>注</p> <p>1 及び 2 同上</p> <p>3 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (d) 同上</p> <p>(e) 第四二類の注2(B)に該当する第四二・〇二項又は第四二・〇三項の製品</p> <p>(f) (p) 同上</p> <p>4 同上</p> <p>5 同上</p> <p>、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p>	<p>七三〇六・三〇</p> <p>その他の溶接管（鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）</p> <p>三・九%</p>	<p>七三一九・二〇</p> <p>安全ピン</p> <p>七三一九・三〇</p> <p>その他のピン</p> <p>七三一九・九〇</p> <p>同上</p> <p>食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）</p> <p>無税</p>	<p>七四・一八</p>
---	--	---	--------------

七四一八・一〇

食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

無税

七四一八・二〇

(省略)

七六一五

食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(アルミニウム製のものに限る。)、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品(アルミニウム製のものに限る。)

七六一五・一〇

食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

無税

七四一八・一一

食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

無税

七四一八・一九

瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

同上

七六一五

食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(アルミニウム製のものに限る。)、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品(アルミニウム製のものに限る。)

七六一五・一一

食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

<p>七六一五・二〇</p>	<p>(省略)</p>	<p>無税</p>
<p>八二〇五・九〇</p>	<p>その他のもの(この項の二以上の号の製品をセットにしたものを含む。)</p>	<p>無税</p>
<p>注 1 (省略) 2 第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項に該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所屬が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項の該当する項に属する。ただし、第八四・一九項には、次の物品を含まない。 (a) (e) (省略) 第八四・二二項には、次の物品を含まない。 (a) 及び (b) (省略) また、第八四・二四項には、次の物品を含まない。</p>		

<p>七六一五・一九 七六一五・二〇</p>	<p>その他これらに類する製品 その他のもの 同上</p>	<p>無税</p>
<p>八二〇一・二〇</p>	<p>フォーク</p>	<p>無税</p>
<p>八二〇五・八〇</p>	<p>金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの 手道具又は手工具のセット(この項の二以上の号の製品をセットにしたものに限る。)</p>	<p>無税</p>
<p>八二〇五・九〇</p>	<p>第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p>	<p>無税</p>
<p>注 1 同上 2 第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項に該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所屬が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項の該当する項に属する。ただし、第八四・一九項には、次の物品を含まない。 (a) (e) 同上 第八四・二二項には、次の物品を含まない。 (a) 及び (b) 同上 また、第八四・二四項には、インクジェット方式の印刷機</p>		

<p>(a) インクジェット方式の印刷機（第八四・四三項参照）  (b) ウォータージェット切断機械（第八四・五六項参照）</p> <p>3 3 9 （省略）</p> <p>号注</p> <p>1 第八四七一・四九号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第八四類の注5(c)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。</p> <p>2 （省略）</p>	<p>八四・五六</p> <p>八四五二・九〇</p> <p>八四五六・一〇  ~  八四五六・九〇</p> <p>レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械</p> <p>（省略）</p> <p>無税</p>
--	--

<p>（第八四・四三項参照）を含まない。</p> <p>3 3 9 同上</p> <p>号注</p> <p>1 第八四七一・四九号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第八四類の注5(B)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。</p> <p>2 同上</p>	<p>八四・五六</p> <p>八四五二・九〇</p> <p>八四五六・一〇  ~  八四五六・九〇</p> <p>レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械</p> <p>同上</p> <p>無税 無税</p>
---	--

八五〇七・四〇 (省略)	259 (省略)	<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (c) (省略)</p> <p>(d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置(第九〇・一八項参照)</p> <p>(e) (省略)</p>	八四・七九	機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)	
			八四七九・一〇 ～ 八四七九・五〇 八四七九・六〇 八四七九・七一	(省略)	蒸発式空気冷却装置 旅客搭乗橋
			八四七九・七九 八四七九・八一 ～ 八四七九・九〇	その他の機械類 (省略)	無税 無税
			第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	

八五〇七・四〇 同上	259 同上	<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (c) 同上</p> <p>(d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置(第九〇類参照)</p> <p>(e) 同上</p>	八四・七九	機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)	
			八四七九・一〇 ～ 八四七九・五〇 八四七九・六〇	同上	蒸発式空気冷却装置
			八四七九・八一 ～ 八四七九・九〇	その他の機械類 同上	
			第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	

八五〇七・五〇	ニッケル・水素蓄電池	無税
八五〇七・六〇	リチウム・イオン蓄電池	無税
八五・二二	部分品及び附属品（第八五・一九項又は第八五・二二項の機器に専ら又は主として使用するものに限る。）	
八五二二・一〇	（省略）	
八五二二・九〇	（省略）	
八五・二三	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第三七類の物品を除く。）	
	磁気媒体	
八五二三・二一	（省略）	
八五二三・二九	（省略）	
八五二三・四一	光学媒体	
八五二三・四九	記録していないもの	無税
	その他のもの	無税
八五二三・五一	半導体媒体	
八五二三・八〇	（省略）	
八五・二二	部分品及び附属品（第八五・一九項から第八五・二二項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。）	
八五二二・一〇	同上	
八五二二・九〇	同上	
八五・二三	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第三七類の物品を除く。）	
	磁気媒体	
八五二三・二一	同上	
八五二三・二九	同上	
八五二三・四〇	光学媒体	
	半導体媒体	無税
八五二三・五一	同上	
八五二三・八〇	同上	

八五二八・七三	その他のもの（モノクロームのものに限る。）	無税
八五四〇・一二	モノクロームのもの	無税
八五四〇・四〇	データ・グラフィックディスプレイ管（モノクロームのものに限る。）及びデータ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが〇・四ミリメートル未満のものに限る。）	無税
八七・一四	部分品及び附属品（第八七・一 一項から第八七・一三項までの 車両のものに限る。）	無税
八七二四・一〇	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	無税
八五二八・七三	その他のもの（白黒その他のモノクロームのものに限る。）	無税
八五四〇・一二	白黒その他のモノクロームのもの	無税
八五四〇・四〇	データ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが〇・四ミリメートル未満のものに限る。）	無税
八七・一四	部分品及び附属品（第八七・一 一項から第八七・一三項までの 車両のものに限る。）	無税
八五四〇・七二	クライストロン	無税
八七二四・一一	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	無税
八七二四・一九	サドル その他のもの	無税



八七二四・二〇 ～ 八七二四・九九	(省略)	無税	八七二四・二〇 ～ 八七二四・九九	同上	無税
九〇・〇七	映画用の撮影機及び映写機(録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)	無税	九〇・〇七	映画用の撮影機及び映写機(録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)	無税
九〇〇七・一〇	撮影機	無税	九〇〇七・一一	幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの その他のもの	無税
九〇〇七・二〇 ～ 九〇〇七・九二	(省略)	無税	九〇〇七・一九 九〇〇七・二〇 九〇〇七・九二	同上	無税
九〇・〇八	投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税	九〇・〇八	投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税
九〇〇八・五〇	投影機、引伸機及び縮小機	無税	九〇〇八・一〇 九〇〇八・二〇 九〇〇八・三〇 九〇〇八・四〇	スライド映写機 マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー(複写することができかねないかを問わない。) その他の投影機 写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	無税 無税 無税

九〇〇八・九〇	部分品及び附属品	無税
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	
九一〇九・一〇	電気式のもの	無税
九一〇九・九〇	（省略）	
九二・〇五	吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストラリオン及びバーバリアオルガンを除く。）	
九二〇五・一〇	金管楽器	無税
九二〇五・九〇	その他のもの	無税
九三・〇一	軍用の武器（拳銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）	
九三〇一・一〇	火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）	一二・八%
九三〇一・二〇	（省略）	
九三〇一・九〇	（省略）	
九〇〇八・九〇	部分品及び附属品	無税
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	
九一〇九・一一	電気式のもの	無税
九一〇九・一九	目覚まし時計のもの	無税
九一〇九・九〇	その他のもの	無税
九一四・二〇	同上	
九二・〇五	石	無税
九二〇五・一〇	その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ）	
九二〇五・九〇	金管楽器	無税
九三・〇一	その他のもの	無税
九三〇一・一一	軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）	
九三〇一・一九	火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）	一二・八%
九三〇一・二〇	自走式のもの	一二・八%
九三〇一・九〇	その他のもの	一二・八%
同上	同上	

<p>九三・〇五</p> <p>九三〇五・一〇</p> <p>九三〇五・二〇</p>	<p>第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品</p> <p>(省 略)</p> <p>第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>六・六%</p>
<p>第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (f) (省 略)</p> <p>(g) 第八五・一八項の機器の部分品（第八五・一八項参照）、第八五・一九項若しくは第八五・二二項の機器の部分品（第八五・二二項参照）又は第八五・二五項から第八五・二八項までの機器の部分品（第八五・二九項参照）として、特に設計した家具</p>		

<p>九三・〇五</p> <p>九三〇五・一〇</p> <p>九三〇五・二一</p> <p>九三〇五・二九</p> <p>九三〇五・九一</p> <p>九三〇五・九九</p>	<p>第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品</p> <p>同 上</p> <p>第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの</p> <p>散弾銃の銃身</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>	<p>六・六%</p> <p>六・六%</p> <p>六・六%</p>
<p>第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (f) 同 上</p> <p>(g) 第八五・一八項の機器の部分品（第八五・一八項参照）、第八五・一九項から第八五・二二項までの機器の部分品（第八五・二二項参照）又は第八五・二五項から第八五・二八項までの機器の部分品（第八五・二九項参照）として、特に設計した家具</p>		

(h) (1) (省略)

2 第九四・〇一項から第九四・〇三項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。

ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものである場合においても当該各項に属する。

(a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具（単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。）及びユニット式家具

(b) 腰掛け及び寝台

3 及び 4 (省略)

第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並び

にこれらの部分品及び附属品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) (1) (省略)

(m) 液体ポンプ（第八四・一三項参照）、液体又は気体のろ過機及び清浄機（第八四・二一項参照）、電動機（第八五・〇一項参照）、トランスフォーマー（第八五・〇四項参照）、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わない。）（第八五・二三項参照）、無線遠隔制御機器（第八五・二六項参照）並びにコードレス赤外線遠隔操作装置（第八五・四三項参照）

第八五・四三項参照

(n) (v) (省略)

2 (省略)

(h) (1) 同上

2 第九四・〇一項から第九四・〇三項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。

ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものである場合においても当該各項に属する。

(a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具及びユニット式家具

(b) 同上

3 及び 4 同上

第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並び

にこれらの部分品及び附属品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) (1) 同上

(m) 液体ポンプ（第八四・一三項参照）、液体又は気体のろ過機及び清浄機（第八四・二一項参照）、電動機（第八五・〇一項参照）、トランスフォーマー（第八五・〇四項参照）並びに無線遠隔制御機器（第八五・二六項参照）

(n) (v) 同上

2 (省略)

<p>九五・〇四</p>	<p>ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）</p>	<p>無税</p>	
<p>九五〇四・二〇 九五〇四・三〇</p>	<p>（省 略） その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用自動装置を除く。）</p>	<p>無税</p>	
<p>九五〇四・四〇 九五〇四・五〇</p>	<p>（省 略） ビデオゲーム用のコンソール</p>	<p>無税</p>	
<p>号注 1  九五〇四・五〇号には、次の物品を含む。 (a)  ビデオゲーム用のコンソール（テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。） (b)  ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器（携帯用であるかないかを問わない。） この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器（九五〇四・三〇号参照）を含まない。</p>			
	<p>九五・〇四</p>	<p>遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）</p>	<p>無税</p>
	<p>九五〇四・一〇 九五〇四・二〇 九五〇四・三〇</p>	<p>テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム 同 上 その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）</p>	<p>無税</p>
<p>九五〇四・四〇</p>	<p>同 上</p>	<p>無税</p>	

九五〇四・九〇	又は機器(第九五〇四・三〇号の物品を除く。) (省 略)	無税
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品(キヤップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。)	無税
九六〇八・一〇	(省 略)	六・六%
九六〇八・二〇	(省 略)	六・六%
九六〇八・三〇	万年筆その他のペン 一  軸又はキヤップに貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこ うを使用したもの 二  その他のもの	無税

九五〇四・九〇	同上	無税
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品(キヤップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。)	無税
九六〇八・一〇	同上	六・六%
九六〇八・二〇	同上	六・六%
九六〇八・三一	万年筆その他のペン 製図用ペン(墨汁を使用するものに限る。) 一  軸又はキヤップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこ うを使用したもの 二  その他のもの	無税
九六〇八・三九	その他のもの	六・六%

<p>九六〇八・四〇 ～ 九六〇八・九九 九六・一八 九六一八・〇〇 九六・一九 九六一九・〇〇</p>	<p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品(材料を問わない。)</p> <p>一 紙製、セルロースウオツディング製、セルロース繊維のウエブ製又は紡織用繊維のウオツディング製のもの 二 綿製のもの 三 その他のもの</p>	<p>六・五% 無税 三・九%</p>
--	---	-------------------------

<p>九六〇八・四〇 ～ 九六〇八・九九 九六・一八 九六一八・〇〇</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>二 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの その他のもの</p>	<p>六・六% 無税</p>
--	---	----------------

付表第二 少額輸入貨物に対する簡易税率表（第三条の三関係）

番号	品目	税率
四	次に掲げる物品 (1)～(3) (省略) (4) 別表第〇九一〇・一一号の一又は第〇九一〇・一二号の一に掲げる物品 (5) 別表第一二二二・二二二号に掲げる物品 (6)～(14) (省略)	一〇%

付表第二 少額輸入貨物に対する簡易税率表（第三条の三関係）

番号	品目	税率
四	次に掲げる物品 (1)～(3) 同上 (4) 別表第〇九一〇・一〇号の一に掲げる物品 (5) 別表第一二二二・二二〇号の一に掲げる物品 (6)～(14) 同上	一〇%



改 正 案

現 行

（課税物件の確定の時期）

第四条 関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況による。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める時における現況による。

一～四 （省 略）

五 第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定により積込みの承認を受けて保税地域から引き取られた船用品若しくは機用品で、その指定された積込みの期間内に船舶若しくは航空機に積み込まれないもの又は第六十三条第一項（保税運送）若しくは第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物で、その指定された運送の期間内に運送先に到着しないもの（第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に掲げるものを除く。） 積込み又は運送が承認された時（第二十三条第一項後段の規定により一括して積込みの承認を受けた場合にあつては当該承認に係る外国貨物が保税地域から引き取られた時とし、第六十三条第一項後段の規定により一括して運送の承認を受けた場合にあつては当該承認に係る外国貨物が発送された時）

五の二 （省 略）

五の三 第六十七条の二第二項第二号（輸出申告又は輸入申告の手続）に該当して輸入申告がされた貨物であつて、輸入の許可を受けたもの（第一号、第二号、第三号の二、第五号及び前号に掲げるものを除く。） 当該輸入の許可の時

（課税物件の確定の時期）

第四条 同 上

一～四 同 上

五 第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み）の規定により積込みの承認を受けて保税地域から引き取られた船用品若しくは機用品で、その指定された積込みの期間内に船舶若しくは航空機に積み込まれないもの又は第六十三条第一項（保税運送）若しくは第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物で、その指定された運送の期間内に運送先に到着しないもの（第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に掲げるものを除く。） 積込み又は運送が承認された時（第二十三条第一項後段の規定により一括して積込みの承認を受けた場合にあつては当該承認に係る外国貨物が保税地域から引き取られた時とし、第六十三条第一項後段の規定により一括して運送の承認を受けた場合にあつては当該承認に係る外国貨物が発送された時）

五の二 同 上

五の三 第六十七条の二第一項第二号（輸出申告又は輸入申告の時期）に該当して輸入申告がされた貨物であつて、輸入の許可を受けたもの（第一号、第二号、第三号の二、第五号及び前号に掲げるものを除く。） 当該輸入の許可の時

六〇八 (省 略)

2 (省 略)

(帳簿の備付け等)

第七条の九 特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該特例申告貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの(第七条の十一第二項及び第七条の十二第一項第二号において「帳簿書類」という。)を保存しなければならない。

2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。)第四条(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロファイルによる保存等)、第六条第一項から第五項まで(電磁的記録による保存等の承認の申請等)、第七条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)、第八条から第十条まで(電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロファイルによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)並びに第十一条(第三項第二号から第四号までを除く。)(他の国税に関する法律の規定の適用)の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税法第七条の九第一項(帳簿の備付け等)の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿(以下「関税関係帳簿」という。)」と、「納税地等の所轄税務署長(財務省令で定める場合にあつ

六〇八 同 上

2 同 上

(帳簿の備付け等)

第七条の九 特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該特例申告貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの(第七条の十一第二項(承認の失効)及び第七条の十二第一項第二号(承認の取消し)において「帳簿書類」という。)を保存しなければならない。

2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。)第四条(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロファイルによる保存等)、第六条第一項から第五項まで(電磁的記録による保存等の承認の申請等)、第七条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)、第八条から第十条まで(電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロファイルによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)並びに第十一条(第三項第二号から第五号までを除く。)(他の国税に関する法律の規定の適用)の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税法第七条の九第一項(帳簿の備付け等)の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿(以下「関税関係帳簿」という。)」と、「納税地等の所轄税務署長(財務省令で定める場合にあつ

ては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）  
「とあるのは「同法第七条の第二項（申告の特例）の承認をした税関長（以下「承認税関長」という。）」と、同条第二項中「国税関係書類の全部」とあるのは「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類（以下「国税関係書類」という。）の全部」と、同法第五条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同条第三項中「国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の」と、同法第六条第一項中「国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）」とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第九条中「代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）」とあるのは「代える日」と、  
「同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同法第十条中「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と、同法第十一条第三項第一号中「所得税法第四十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第一百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）」とあるのは「関税法第七条の十二第一項第二号（承認の取消し）」と、「帳簿書類」とあるのは「政令で定めるところ」と、「、第五条各項」とあるのは「若しくは第五条各項」と、「若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）」とあるのは「

ては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）  
「とあるのは「同法第七条の第二項（申告の特例）の承認をした税関長（以下「承認税関長」という。）」と、同条第二項中「国税関係書類の全部」とあるのは「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類（以下「国税関係書類」という。）の全部」と、同法第五条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同条第三項中「国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の」と、同法第六条第一項中「国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）」とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第九条中「代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）」とあるのは「代える日」と、  
「同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同法第十条中「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と、同法第十一条第三項第一号中「所得税法第四十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第一百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）」とあるのは「関税法第七条の十二第一項第二号（承認の取消し）」と、「帳簿書類」とあるのは「政令で定めるところ」と、「、第五条各項」とあるのは「若しくは第五条各項」と、「若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）」とあるのは「

に規定する財務省令で定めるところ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(更正の請求)

第七条の十五 納税申告をした者は、当該申告に係る税額等の計算が関税に関する法律の規定に従っていないこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大である場合には、当該申告に係る貨物の輸入の許可があるまで又は当該許可の日（特例申告貨物については、特例申告書の提出期限）から五年以内（第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けた者に係る場合にあつては、当該承認の日の翌日から起算して五年を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日まで）に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、その申告に係る税額等（当該税額等に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」という。）があつた場合には、その請求に係る税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

(還付及び充当)

第十三条 (省 略)

2 前項の過誤納金を還付し、又は第七項の規定により還付すべき金額を充当する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から還付のため支払決定をする日又は充当をする日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を

に規定する財務省令で定めるところ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(更正の請求)

第七条の十五 納税申告をした者は、当該申告に係る税額等の計算が関税に関する法律の規定に従っていないこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大である場合には、当該申告に係る貨物の輸入の許可があるまで又は当該許可の日（特例申告貨物については、特例申告書の提出期限）から一年以内（第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けた者に係る場合にあつては、当該承認の日の翌日から起算して一年を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日まで）に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、その申告に係る税額等（当該税額等に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による更正の請求があつた場合には、その請求に係る税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

(還付及び充当)

第十三条 同上

2 同上

乗じて計算した金額（以下この条並びに附則第四項及び第五項において「還付加算金」という。）をその還付し、又は充当すべき金額に加算する。

- 一 更正若しくは第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金（次号に掲げるものを除く。） 当該過納金に係る関税の納付があつた日（その日が当該関税（過少申告加算税又は前条第一項の規定により課される重加算税にあつては、その納付の起因となつた関税）の第十二条第八項に規定する法定納期限前である場合には、当該法定納期限）
- 二 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。）により納付すべき税額が減少した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金 その更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日

三 同 上

3～7 (省 略)

(更正、決定等の期間制限)

第十四条 関税についての更正、決定又は賦課決定は、これらに係る関税の法定納期限等から五年（第六条の二第一項第二号イ又はホ（税額の確定の方式）に規定する関税で課税標準の申告があつたものに係る賦課決定については、三年）を経過した日以後においては、することができない。

- 一 更正若しくは第七条の十六第二項（決定）の規定による決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金（次号に掲げるものを除く。） 当該過納金に係る関税の納付があつた日（その日が当該関税（過少申告加算税又は前条第一項の規定により課される重加算税にあつては、その納付の起因となつた関税）の第十二条第八項に規定する法定納期限前である場合には、当該法定納期限）
- 二 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立てについての決定若しくは裁決又は判決を含む。）により納付すべき税額が減少した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金 その更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日

三 同 上

3～7 同 上

(更正、決定等の期間制限)

第十四条 次に掲げる更正又は賦課決定は、これらに係る関税の法定納期限等から三年を経過した日（同日前に期限後特例申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から二年を経過した日とのいずれか遅い日）以後においては、することができない。

- 一 第七条の十六第二項（決定）の規定による決定についての更正以外の更正（次項第三号に掲げる更正を除く。）
- 二 第六条の二第一項第二号イ又はホ（賦課課税方式）に掲げる関税で課税標準の申告があつたものに係る賦課決定

2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税についてする賦課決定は、同項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ。

3 偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税についての更正、決定又は賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限等から七年を経過する日まで、することができ。

4 (省 略)

(徴収権の消滅時効)

第十四条の二 関税の徴収を目的とする国の権利（以下この条において「関税の徴収権」という。）は、その関税の法定納期限等（前条第二項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについ

三 第六条の二第一項第二号ロからニまでに掲げる関税に係る賦課決定  
四 第六条の二第一項第二号へに掲げる過少申告加算税又は第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課される重加算税に係る賦課決定

2 次に掲げる決定、更正又は賦課決定は、これらに係る関税の法定納期限等から五年を経過した日以後においては、することができない。

一 第七条の十六第二項（決定）の規定による決定

二 前号の決定についての更正

三 法定納期限等から三年を経過した日以後に期限後特例申告書の提出があつた関税についての更正

四 第六条の二第一項第二号イ又はホ（賦課課税方式）に掲げる関税で課税標準の申告がなかつたものに係る賦課決定

五 第六条の二第一項第二号へに掲げる無申告加算税又は第十二条の四第二項（重加算税）の規定により課される重加算税に係る賦課決定

3 偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税についての第一項各号又は前項各号に掲げる更正、決定又は賦課決定は、これらの規定にかかわらず、法定納期限等から七年を経過する日まで、することができ。

4 同 上

(徴収権の消滅時効)

第十四条の二 関税の徴収を目的とする国の権利（以下この条において「関税の徴収権」という。）は、その関税の法定納期限等から三年間（前条第二項又は第三項に規定する更正、決定又は賦課決定に

ては、当該更正があつた日とする。)から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十二条第二項(国税の徴収権の消滅時効)及び第七十三条(第三項第四号を除く。)(時効の中断及び停止)の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号(更正又は決定による納付)」とあるのは「関税法第九条第二項(申告納税方式による関税等の納付)」と、同項第二号中「重加算税(第六十八条第一項又は第二項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるものに限る。)」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国税」とあるのは「関税」と、「又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第四項(更正、決定等の期間制限)」に規定する法定納期限等(同条第二項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日)」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告(関税法第七条の第十四条第一項第一号(修正申告)に規定する納税申告をいう。)に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等(加算税に係る賦課決定を除く。)」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項(更正及び決定)の規定による決定又は賦課決定(過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。)」と、同項第三号

に係る関税については、五年間)行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十二条第二項(国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力)及び第七十三条(時効の中断及び停止)(第三項第四号を除く。)の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号(更正又は決定による納付)」とあるのは「関税法第九条第二項(申告納税方式による関税の納付)」と、同項第二号中「重加算税(第六十八条第一項又は第二項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるものに限る。)」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項(過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の納付)」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国税」とあるのは「関税」と、「又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第四項(法定納期限等)」に規定する法定納期限等」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告(関税法第七条の第十四条第一項第一号(修正申告)に規定する納税申告をいう。)に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等(加算税に係る賦課決定を除く。)」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項(決定)の規定による決定又は賦課決定(過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。)」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納

中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 (省 略)

(還付請求権の時効)

第十四条の三 関税の過誤納又は関税に関する法律の規定による関税の払戻し若しくは還付に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効）及び前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(入港手続)

第十五条 (省 略)

2～9 (省 略)

10 税関長は、第六十九条の十一（輸入してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港に入港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項（許可）、第百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）又は第百三十条の二（本邦内で発着する旅客等の運送）の許可を受けた者（以下「航空運送事業者」という。）が運航するものに限る。）の運

、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3 同上

(還付請求権の時効)

第十四条の三 関税の過誤納又は関税に関する法律の規定による関税の払戻し若しくは還付に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から三年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力）及び前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(入港手続)

第十五条 同上

2～9 同上



航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の入港の前に、当該外国貿易機に係る予約者（航空券の予約をした者をいう。以下同じ。）が、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

11 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を利用してその情報を閲覧することができ、状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

（特殊船舶等の入港手続）

第十五条の三（省 略）

2及び3（省 略）

4 税関長は、第六十九条の十一（輸入してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港に入港しようとする特殊航空機（特殊船舶等のうち航空機であるものをいう。以下同じ。）であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の入港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

5 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者

（特殊船舶等の入港手続）

第十五条の三 同 上

2及び3 同 上

が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十八条の二 (省 略)

2 (省 略)

3 特殊航空機が税関空港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の三の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 (省 略)

(不開港への出入)

第二十条 外国貿易船等の船長又は機長は、税関長の許可を受けた場合を除くほか、当該外国貿易船等を不開港に出入させてはならない。ただし、検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合又は遭難その他やむを得ない事故がある場合は、この限りでない。

2 外国貿易船等が前項ただし書の事故により不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちにその事由を付してその旨を税関職員に(税関職員がいなくときは警察官に)届け出なければならない。

3 税関長は、第六十九条の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、不開港に入港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る。)の運航者その他財務

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十八条の二 同 上

2 同 上

3 特殊船舶等のうち航空機であるもの(次項において「特殊航空機」という。)が税関空港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の三の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 同 上

(不開港への出入)

第二十条 外国貿易船等の船長又は機長は、税関長の許可を受けた場合を除く外、当該外国貿易船等を不開港に出入させてはならない。但し、検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合又は遭難その他やむを得ない事故がある場合は、この限りでない。

2 外国貿易船等が前項但書の事故に因り不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちにその事由を付してその旨を税関職員に(税関職員がいなくときは警察官に)届け出なければならない。

省令で定める者に対し、当該外国貿易機の入港の前に、当該外国貿易機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

4 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができるとする状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

(特殊船舶等の不開港への出入)

第二十条の二 (省 略)

2及び3 (省 略)

4 税関長は、第六十九条の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、不開港に入港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る。)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の入港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

5 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

(外国貨物を置く場所の制限)

(特殊船舶等の不開港への出入)

第二十条の二 同上

2及び3 同上

(外国貨物を置く場所の制限)

第三十条 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 三 (省 略)

四 信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項（定義）に規定する信書便物をいう。第七十四条、第七十八条の三並びに第二百二十二条第一項及び第二項において同じ。）のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの

五 第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の規定による輸出申告が行われ、税関長の輸出の許可を受けた貨物（以下「特例輸出貨物」という。）

2 (省 略)

(指定の取消し後における外国貨物)

第四十一条 指定保税地域の指定が取り消された場合において、その取消しの際、当該指定保税地域に外国貨物（特例輸出貨物を除く。第四十七条第三項（第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）及び第六十二条の六第一項において同じ。）があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その指定が取り消された場所を指定保税地域とみなす。

(外国貨物を置くことの承認)

第四十三条の三 (省 略)

2 (省 略)

3 第六十七条の二（輸出申告又は輸入申告の手続）の規定は、第一

第三十条 同上

一 三 同上

四 信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項（定義）に規定する信書便物をいう。第七十四条（輸入を許可された貨物とみなすもの）、第七十八条の三（信書等に係る郵便物についての規定の準用）並びに第二百二十二条第一項及び第二項（郵便物等の差押え）において同じ。）のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの

五 第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行い、税関長の輸出の許可を受けた貨物（以下「特定輸出貨物」という。）

2 同上

(指定の取消し後における外国貨物)

第四十一条 指定保税地域の指定が取り消された場合において、その取消しの際、当該指定保税地域に外国貨物（特定輸出貨物を除く。第四十七条第三項（許可の失効）（第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）及び第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）において同じ。）があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その指定が取り消された場所を指定保税地域とみなす。

(外国貨物を置くことの承認)

第四十三条の三 同上

2 同上

3 第六十七条の二（輸出申告又は輸入申告の時期）の規定は、第一

項の承認の申請をする場合について準用する。

(保税運送)

第六十三条 外国貨物（郵便物、特例輸出貨物及び政令で定めるその他の貨物を除く。第六十三条の九第一項及び第六十五条の三を除き、以下この章において同じ。）は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所相互間（次条第一項及び第六十三条の九第一項において「特定区間」という。）に限り、外国貨物のまま運送することができる。

この場合において、税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる。

2～6 (省 略)

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物にあつては、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下この条及び次条第二項第二号において「メキシコ協定」という。）第五条1（メキシコ協定附属書1の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものに限る。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

項の承認の申請をする場合について準用する。

(保税運送)

第六十三条 外国貨物（郵便物、特定輸出貨物及び政令で定めるその他の貨物を除く。第六十三条の九第一項及び第六十五条の三を除き、以下この章において同じ。）は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所相互間（次条第一項及び第六十三条の九第一項において「特定区間」という。）に限り、外国貨物のまま運送することができる。

この場合において、税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる。

2～6 同上

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物にあつては、関税暫定措置法第八条の二第一項第二号（特惠関税等）に規定する特定鉱工業産品等であつて同項の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものに限る。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

(輸出申告又は輸入申告の手續)

第六十七条の二 輸出申告又は輸入申告は、輸出又は輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等(保税地域又は第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所をいう。次項において同じ。)の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。

2| 輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域等に入れた後にするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 (省 略)

二 当該貨物(メキシコ協定第五条1(メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。)の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。)につき、特例輸入者又は特例委託輸入者が政令で定めるところにより輸入申告を行う場合

3| (省 略)

(輸出申告の特例)

第六十七条の三 次に掲げる者は、前条第一項の規定にかかわらず、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができる。この場合において、第二号に掲げる者は、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港

(輸出申告又は輸入申告の時期)

第六十七条の二 輸出申告又は輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域等(保税地域又は第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所をいう。第一号において同じ。)に入れた後にするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 同上

二 当該貨物(関税暫定措置法第八条の二第一項第二号(特惠関税等)に規定する特定鉱工業産品等であつて同項の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。)につき、特例輸入者又は特例委託輸入者が政令で定めるところにより輸入申告を行う場合

2| 同上

(輸出申告の特例)

第六十七条の三 次に掲げる者は、輸出申告をする場合において、前条第一項の規定の適用を受けないことを希望する旨の申出をすることができる。この場合においては、当該輸出申告については、同項の規定を適用しない。

又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない。

一 (省 略)

二 貨物を輸出しようとする者であつて当該貨物の輸出に係る通関  
手続を認定通関業者に委託した者(第六項、次条第一項及び第六  
十七条の五において「特定委託輸出者」という。)

三 認定製造者(第六十七条の十四(規則等に関する改善措置)に  
規定する認定製造者をいう。以下この号及び第四項において同じ  
。 )が製造した貨物を当該認定製造者から取得して輸出しようと  
する特定製造貨物輸出者(第六十七条の十三第二項(製造者の認  
定)に規定する特定製造貨物輸出者をいう。第四項、次条第一項  
及び第六十七条の五において同じ。)

2 外国貿易船(これに準ずるものとして政令で定める船舶を含む。  
以下この項において同じ。)に積み込んだ状態で輸出申告をするこ  
とが必要な貨物を輸出しようとする者は、前条第一項の規定にか  
かわらず、政令で定めるところにより税関長の承認を受けて、当該外  
国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告をすること  
ができる。

3 (省 略)

4 特定製造貨物輸出者は、特定製造貨物輸出申告(第一項の規定に  
より特定製造貨物輸出者が行う輸出申告をいう。以下この節にお

一 同 上

二 貨物を輸出しようとする者であつて当該貨物の輸出に係る通関  
手続を認定通関業者に委託した者(次項において「特定委託輸出  
者」という。)

三 認定製造者(第六十七条の十四(規則等に関する改善措置)に  
規定する認定製造者をいう。以下この号及び第四項において同じ  
。 )が製造した貨物を当該認定製造者から取得して輸出しようと  
する特定製造貨物輸出者(第六十七条の十三第二項(製造者の認  
定)に規定する特定製造貨物輸出者をいう。次項及び第四項にお  
いて同じ。)

2 特定輸出申告(前項の規定により特定輸出者が行う前条第一項の  
規定を適用しない輸出申告をいう。以下同じ。)、特定委託輸出申  
告(前項の規定により特定委託輸出者が行う同条第一項の規定を適  
用しない輸出申告をいう。第六項及び第七十九条の四第三項にお  
いて同じ。)及び特定製造貨物輸出申告(前項の規定により特定製造  
貨物輸出者が行う前条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。  
以下この節において同じ。)は、その申告に係る貨物が置かれてい  
る場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関  
空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対してしなければ  
ならない。この場合において、特定委託輸出者は、その申告に係る  
貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もう  
とする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委  
託しなければならない。

3 同 上

4 特定製造貨物輸出者は、特定製造貨物輸出申告に際しては、当該  
特定製造貨物輸出申告に係る貨物の品名、数量その他の政令で定め

て同じ。)に際しては、当該特定製造貨物輸出申告に係る貨物の品名、数量その他の政令で定める事項を記載した書面であつて認定製造者が作成したもの(第六十七条の十三第三項第二号イ及び第六十七条の十七第一項第三号において「貨物確認書」という。)を税関長に提出しなければならない。

5 (省 略)

6 特定輸出申告(第一項の規定により特定輸出者が行う輸出申告をいう。以下同じ。)、特定委託輸出申告(同項の規定により特定委託輸出者が行う輸出申告をいう。第七十九条の四第三項において同じ。)及び特定製造貨物輸出申告の申告事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸出の許可の取消し)

第六十七条の四 特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者は、特例輸出貨物が輸出されないこととなつたことその他の事由により当該特例輸出貨物が輸出の許可を受けている必要がなくなつたときは、その許可をした税関長に対し、当該許可を取り消すべき旨の申請をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による申請があつたとき、その他この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、特例輸出貨物が外国貿易船等に積み込まれるまでの間に当該特例輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すことができる。

3 税関長は、前項の規定により輸出の許可を取り消す場合において必要があると認めるときは、税関職員に当該特例輸出貨物の検査をさせることができる。

(特例輸出貨物の亡失等の届出)

第六十七条の五 第三十四条本文(外国貨物の廃棄)の規定は保税地

る事項を記載した書面であつて認定製造者が作成したもの(第六十七条の十三第三項第二号イ及び第六十七条の十七第一項第三号において「貨物確認書」という。)を税関長に提出しなければならない。

5 同 上

6 特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の申告事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。



域以外の場所にある特例輸出貨物を廃棄する場合について、第四十五条第三項（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定は保税地域以外の場所にある特例輸出貨物が亡失した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条本文中「税関に」とあるのは「輸出の許可をした税関長に」と、第四十五条第三項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「当該特例輸出貨物に係る特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者」と、「税関長」とあるのは「輸出の許可をした税関長」と読み替えるものとする。

（承認の要件）

第六十七条の六 税関長は、第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ及びロ （省 略）

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ニト （省 略）

チ 第六十七条の十一第一号又は第二号ロ（承認の取消し）の規定により第六十七条の三第一項第一号の承認を取り消された日から三年を経過していない者であること。

二及び三 （省 略）

（規則等に関する改善措置）

第六十七条の七 （省 略）

（承認の要件）

第六十七条の四 税関長は、前条第一項第一号の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 同 上

イ及びロ 同 上

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ニト 同 上

チ 第六十七条の九第一号又は第二号ロ（承認の取消し）の規定により前条第一項第一号の承認を取り消された日から三年を経過していない者であること。

二及び三 同 上

（規則等に関する改善措置）

第六十七条の五 同 上

(帳簿の備付け等)

第六十七條の八 特定輸出者は、政令で定めるところにより、特定輸出貨物(特定輸出申告が行われ、税関長の輸出の許可を受けた貨物)をいう。第六十七條の十第二項及び第九十四條第二項において同じ。の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該特定輸出貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの(第六十七條の十第二項及び第六十七條の十一第一号において「帳簿書類」という。)を保存しなければならない。

2 電子帳簿保存法第四條(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五條(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第六條第一項から第五項まで(電磁的記録による保存等の承認の申請等)、第七條第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)、第八條から第十條まで(電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)並びに第十一條(第三項第二号から第四号までを除く。)(他の国税に関する法律の規定の適用)の規定は、特定輸出者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四條第一項	国税関係帳簿の全部又は一部	関税法第六十七條の八第一項(帳簿の備付け等)の規定により備付

(帳簿の備付け等)

第六十七條の六 特定輸出者は、政令で定めるところにより、特定輸出貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該特定輸出貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの(第六十七條の八第二項(承認の失効)及び第六十七條の九第一号(承認の取消し)において「帳簿書類」という。)を保存しなければならない。

2 電子帳簿保存法第四條(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五條(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第六條第一項から第五項まで(電磁的記録による保存等の承認の申請等)、第七條第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)、第八條から第十條まで(電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)並びに第十一條(第三項第二号から第五号までを除く。)(他の国税に関する法律の規定の適用)の規定は、特定輸出者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
同上	同上	関税法第六十七條の六第一項(帳簿の備付け等)の規定により備付

第六條第一項	第五條第三項	第五條第一項	第四條第二項		
国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その	国税関係帳簿書類の	国税関係帳簿の全部又は一部	国税関係書類の全部	納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）	け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿（以下「関税関係帳簿」という。）
を開始する日	関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の	関税関係帳簿	関税法第六十七條の八第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類（以下「関税関係書類」という。）の全部	同法第六十七條の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認をした税関長（以下「承認税関長」という。）	同法第六十七條の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認をした税関長（以下「承認税関長」という。）
を開始する日	関税関係帳簿の備付けを開始する日	関税関係帳簿	関税法第六十七條の八第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類（以下「関税関係書類」という。）の全部	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿（以下「関税関係帳簿」という。）

第九條	備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）	関税関係帳簿の種類、当該関税関係帳簿	関税関係帳簿	関税関係帳簿の全部又は一部	代える日（当該関税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）	同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条第一項	特定輸出者	所得税法第四百五十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第六十六条（申告、	第十條	所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者	第十一條第三項第一号
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	関税法第六十七条の九第一号（承認の取消し）

納付及び還付)において準用する場合を含む。		
帳簿書類)	政令で定めるところ	
、第五条各項	若しくは第五条各項	
若しくは第十条(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)	に規定する財務省令で定めるところ	

(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出)  
第六十七条の九 (省 略)

(承認の失効)

第六十七条の十 第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

- 一 (省 略)
- 二 特定輸出者が死亡した場合で、第六十七条の十二において準用する第四十八条の二第二項(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。
- 三(五 (省 略)

2 第六十七条の三第一項第一号の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人(承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人)は、その失効前に輸出の許可を受けた特定輸出貨物に係る第六十七条の八第一項(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の備付け及び記載並びに帳簿書類の保存の義務並びにこの法

同上	同上	
同上	同上	
同上	同上	

(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出)  
第六十七条の七 同 上

(承認の失効)

第六十七条の八 同 上

- 一 同 上
- 二 特定輸出者が死亡した場合で、第六十七条の十において準用する第四十八条の二第二項(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。
- 三(五 同 上

2 第六十七条の三第一項第一号の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人(承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人)は、その失効前に輸出の許可を受けた特定輸出貨物に係る第六十七条の六第一項(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の備付け及び記載並びに帳簿書類の保存の義務並びにこの法

律その他の関税に関する法律の規定により課される当該特定輸出貨物に係るその他の義務を免れることができない。

(承認の取消し)

第六十七条の十一 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認を取り消すことができる。

一 第六十七条の八第一項(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の備付け若しくは記載若しくは帳簿書類の保存が同項に規定する政令で定めるところに従つて行われていないとき、又は帳簿書類に不実の記載があるとき。

二 特定輸出者が次のいずれかに該当するとき。

イ 第六十七条の六第一号又は第二号(承認の要件)に適合しないこととなつたとき。

ロ 第六十七条の七(規則等に関する改善措置)の規定による税関長の求めに応じなかつたとき。

(許可の承継についての規定の準用)

第六十七条の十二 (省 略)

律その他の関税に関する法律の規定により課される当該特定輸出貨物に係るその他の義務を免れることができない。

(承認の取消し)

第六十七条の九 同 上

一 第六十七条の六第一項(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の備付け若しくは記載若しくは帳簿書類の保存が同項に規定する政令で定めるところに従つて行われていないとき、又は帳簿書類に不実の記載があるとき。

二 同 上

イ 第六十七条の四第一号又は第二号(承認の要件)に適合しないこととなつたとき。

ロ 第六十七条の五(規則等に関する改善措置)の規定による税関長の求めに応じなかつたとき。

(許可の承継についての規定の準用)

第六十七条の十 同 上

(輸出の許可の取消し)

第六十七条の十一 特定輸出者は、特定輸出貨物が輸出されないこととなつたことその他の事由により当該特定輸出貨物が輸出の許可を受けている必要がなくなつたときは、その許可をした税関長に対し、当該許可を取り消すべき旨の申請をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による申請があつたとき、その他この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定輸出貨物が外国貿易船等に積み込まれるまでの間に当該特定輸出貨物に係る輸

出の許可を取り消すことができる。

- 3 税関長は、前項の規定により輸出の許可を取り消す場合において必要があると認めるときは、税関職員に当該特定輸出貨物の検査をさせることができる。

(特定輸出貨物の亡失等の届出)

第六十七条の十二 第三十四条本文(外国貨物の廃棄)の規定は保税地域以外の場所にある特定輸出貨物を廃棄する場合について、第四十五条第三項(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定は保税地域以外の場所にある特定輸出貨物が亡失した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条本文中「税関に」とあるのは「輸出の許可をした税関長に」と、第四十五条第三項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「当該特定輸出貨物に係る特定輸出貨者」と、「税関長」とあるのは「輸出の許可をした税関長」と読み替えるものとする。

(製造者の認定)

第六十七条の十三 (省 略)

2 (省 略)

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ及びロ (省 略)

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ニ(チ) (省 略)

二 (省 略)

(製造者の認定)

第六十七条の十三 同上

2 同上

3 同上

一 同上

イ及びロ 同上

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ニ(チ) 同上

二 同上

三 特定製造貨物輸出者が次のいずれにも該当すること。

イ 第六十七條の六第一号イからチまで（承認の要件）のいずれにも該当しないこと。

ロ（省 略）

4（省 略）

（輸出してはならない貨物）

第六十九條の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）にいう覚せい剤原料を含む。）。ただし、政府が輸出するもの及び他の法令の規定により輸出することができるとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸出するものを除く。

二及び三（省 略）

四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで又は第七号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2及び3（省 略）

（輸入してはならない貨物）

第六十九條の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤（覚せい剤取締法にいう覚せい剤原料を含む。）並びにあへん吸煙具。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

三 同上

イ 第六十七條の四第一号イからチまで（承認の要件）のいずれにも該当しないこと。

ロ 同上

4 同上

（輸出してはならない貨物）

第六十九條の二 同上

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚せい剤（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）にいう覚せい剤原料を含む。）。ただし、政府が輸出するもの及び他の法令の規定により輸出することができるとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸出するものを除く。

二及び三 同上

四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2及び3 同上

（輸入してはならない貨物）

第六十九條の十一 同上

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚せい剤（覚せい剤取締法にいう覚せい剤原料を含む。）並びにあへん吸煙具。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。



二 拳銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びに拳銃部  
品。ただし、他の法令の規定により輸入することができることと  
されている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するもの  
を除く。

三 五の二 (省 略)

六 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手（郵便切手  
以外の郵便に関する料金を表す証券を含む。以下この号において  
同じ。）又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品（印紙の模造  
品にあつては印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号  
）第一条第二項の規定により財務大臣の許可を受けて輸入するも  
のを除き、郵便切手の模造品にあつては郵便切手類模造等取締法  
（昭和四十七年法律第五十号）第一条第二項の規定により総務大  
臣の許可を受けて輸入するものを除く。）並びに不正に作られた  
代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成す  
る電磁的記録をその構成部分とするカード（その原料となるべき  
カードを含む。）

七 九 (省 略)

十 不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又  
は第十一号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争  
の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで又は第  
七号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2 及び 3 (省 略)

(外国貨物の積戻し)

第七十五条 本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた  
貨物（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号

二 けん銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びにけん  
銃部品。ただし、他の法令の規定により輸入することができるこ  
ととされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入する  
ものを除く。

三 五の二 同 上

六 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手（郵便切手  
以外の郵便に関する料金を表す証券を含む。以下この号において  
同じ。）又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品（印紙の模造  
品にあつては印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号  
）第一条第二項の規定により財務大臣の許可を受けて輸入するも  
のを除き、郵便切手の模造品にあつては郵便切手類模造等取締法  
（昭和四十七年法律第五十号）第一条第二項の規定により総務大  
臣の許可を受けて輸入するものを除く。）並びに不正に作られた  
代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成す  
る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつて  
は認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計  
算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をその構成部  
分とするカード（その原料となるべきカードを含む。）

七 九 同 上

十 不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで（定義）に  
掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第  
十九条第一項第一号から第五号まで（適用除外等）に定める行為  
を除く。）を組成する物品

2 及び 3 同 上

(外国貨物の積戻し)

第七十五条 本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた  
貨物（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号

（第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならぬものを除く。第八十条の四第一項及び第二項並びに第一百一十一条第一項第一号において同じ。）を除く。）の積戻しには、第六十七条（輸出又は輸入の許可）、第六十七条の二第一項（輸出申告又は輸入申告の手続）、第六十八条から第六十九条の十まで（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・輸出してはならない貨物・輸出してはならない貨物に係る認定手続・輸出してはならない貨物に係る申立て手続等・輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め・輸出差止申立てに係る供託等・輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等・輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め・輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）及び第七十条（証明又は確認）の規定を準用する。この場合において、第六十九条の二第一項中「貨物」とあるのは「貨物（第六十九条の十一第二項の規定により積戻しを命じられたものを除く。）」と、同項第三号及び第四号中「物品」とあるのは「物品（他の法令の規定により積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより積み戻すものを除く。）」とする。

（郵便物の輸出入の簡易手続）

第七十六条 郵便物（その価格（輸入されるものについては、課税標準となるべき価格）が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）及び第三項の政令で定める場合に係るものを除く。以下この項、第九十四条及び第九十九条の二第九号において同じ。）については、第六十七条から第六十九条まで（輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の手続・輸出申告

）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならぬものを除く。第八十条の四第一項及び第二項並びに第一百一十一条第一項第一号において同じ。）を除く。）の積戻しには、第六十七条（輸出又は輸入の許可）、第六十七条の二（輸出申告又は輸入申告の時期）、第六十八条から第六十九条の十まで（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・輸出してはならない貨物・輸出してはならない貨物に係る認定手続・輸出してはならない貨物に係る申立て手続等・輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め・輸出差止申立てに係る供託等・輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等・輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め・輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）及び第七十条（証明又は確認）の規定を準用する。この場合において、第六十九条の二第一項中「貨物」とあるのは「貨物（第六十九条の十一第二項の規定により積戻しを命じられたものを除く。）」と、同項第三号及び第四号中「物品」とあるのは「物品（他の法令の規定により積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより積み戻すものを除く。）」とする。

（郵便物の輸出入の簡易手続）

第七十六条 郵便物（その価格（輸入されるものについては、課税標準となるべき価格）が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）及び第三項の政令で定める場合に係るものを除く。以下この項、第九十四条及び第九十九条の二第九号において同じ。）については、第六十七条から第六十九条まで（輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の時期・輸出申告

の特例・輸出の許可の取消し・特例輸出貨物の亡失等の届出・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・製造者の認定・規則等に関する改善措置・認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出・認定の失効・認定の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所）及び第七十条から第七十三条まで（証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り）の規定は適用せず、前条中「仮に陸揚げされた貨物（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものを除く。第八十条の四第一項とあるのは、「外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものに限る」と読み替えて、同条の規定を適用する。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

3 (省 略)

4 第七十条の規定は、第一項ただし書の規定により検査を受ける郵便物について準用する。この場合において、同条第一項中「輸出申告又は輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査」とあるのは、「第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物

の特例・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸出の許可の取消し・特定輸出貨物の亡失等の届出・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所）及び第七十条から第七十三条まで（証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り）の規定は適用せず、前条中「仮に陸揚げされた貨物（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものを除く。第八十条の四第一項及び第二項並びに第八十一条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものに限る」と読み替えて、同条の規定を適用する。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

3 同上

4 第七十条（証明又は確認）の規定は、第一項ただし書の規定により検査を受ける郵便物について準用する。この場合において、同条第一項中「輸出申告又は輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査」とあるのは、「第七十六条第一項ただし書の

に係る税関の審査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない」とあるのは「郵便事業株式会社は、その郵便物を発送し、又は名宛人に交付しない。」と読み替えるものとする。

5 (省 略)

(行政手続法の適用除外)

第八十八条の二 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項（適用除外）及び第四条第一項（国の機関等に対する処分等の適用除外）に定めるもののほか、この法律又は他の関税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為（第七十一条第二項（原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入）の規定に基づくものを除く。）については、行政手続法第二章（申請に対する処分）（第八条（理由の提示）を除く。）及び第三章（不利益処分）（第十四条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三条第一項及び第三十五条第三項（行政指導の方式）に定めるもののほか、この法律又は他の関税に関する法律に基づく関税の納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（行政手続法第二条第六号（定義）に規定する行政指導をいう。）については、行政手続法第三十五条第二項及び第三十六条（複数の者を対象とする行政指導）の規定は、適用しない。

(税関事務管理人)

第九十五条 (省 略)

2 (省 略)

3 税関関係手続等を処理した税関事務管理人は、当該税関関係手続

検査その他郵便物に係る税関の審査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない」とあるのは「郵便事業株式会社は、その郵便物を発送し、又は名あて人に交付しない。」と読み替えるものとする。

5 同 上

(行政手続法の適用除外)

第八十八条の二 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項（適用除外）及び第四条第一項（国の機関等に対する処分等の適用除外）に定めるもののほか、この法律又は他の関税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為（第七十一条第二項（原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入）の規定に基づくものを除く。）については、行政手続法第二章（申請に対する処分）及び第三章（不利益処分）の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三条第一項（適用除外）及び第三十五条第三項（書面の交付を要しない行政指導）に定めるもののほか、この法律又は他の関税に関する法律に基づく関税の納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（行政手続法第二条第六号（定義）に規定する行政指導をいう。）については、行政手続法第三十五条第二項（行政指導に係る書面の交付）及び第三十六条（複数の者を対象とする行政指導）の規定は、適用しない。

(税関事務管理人)

第九十五条 同 上

2 同 上

3 税関関係手続等を処理した税関事務管理人は、当該税関関係手続

等に係る申告者等が第七条の九第一項及び第六十七条の八第一項（帳簿の備付け等）並びに前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により保存すべきこととされている帳簿書類について、税関長から提示を求められた場合には、当該税関長に当該帳簿書類を提示しなければならない。この場合において、当該申告者等は、当該税関事務管理人に対して、その提示のため必要な便宜を与えなければならない。

#### 4 （省 略）

##### （税関職員の権限）

第五十五条 税関職員は、この法律（第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除く。）又は関税率法その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

一 外国貿易船等、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機若しくは車両で外国貨物を積んでいるもの、これらに積まれている貨物、保税地域にあり、若しくは保税地域に出し入れされる貨物又はこれらの貨物以外の外国貨物について、所有者、占有者、管理者、船長、機長、運送人その他の関係者に質問し、若しくは検査し、又はこれらに代えて関係書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を提示させ、若しくは提出させること。

二 前号に掲げる貨物についての帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電

等に係る申告者等が第七条の九第一項及び第六十七条の六第一項（帳簿の備付け等）並びに前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により保存すべきこととされている帳簿書類について、税関長から提示を求められた場合には、当該税関長に当該帳簿書類を提示しなければならない。この場合において、当該申告者等は、当該税関事務管理人に対して、その提示のため必要な便宜を与えなければならない。

#### 4 同 上

##### （税関職員の権限）

第五十五条 同 上

一 外国貿易船等、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機若しくは車両で外国貨物を積んでいるもの、これらに積まれている貨物、保税地域にあり、若しくは保税地域に出し入れされる貨物又はこれらの貨物以外の外国貨物について、所有者、占有者、管理者、船長、機長、運送人その他の関係者に質問し、若しくは検査し、又はこれらに代えて関係書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を提示させ、若しくは提出させること。

二 前号に掲げる貨物についての帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電

磁的記録を含む。第四号の二から第六号まで及び第百五条の三において同じ。)を検査し、又は当該貨物若しくはそのある場所に封かんを施すこと。

三 第四十三条の四(外国貨物を置くことの承認等の際の検査)(第六十一条の四及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)、第六十一条第三項(保税工場外における保税作業)(第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)、第六十二条の三第二項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)、第六十三条第二項(保税運送)、第六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条において準用する場合を含む。)、第六十七条の四第三項(輸出の許可の取消し)又は第七十六条第一項ただし書(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する検査に際し、見本を採取し、又は提供させること。

四 五 (省 略)

六 輸入された貨物について、その輸入者、その輸入に係る通関業務を取り扱った通関業者、当該輸入の委託者、不当廉売(関税法第八條第一項(不当廉売関税)に規定する不当廉売をいう。)された貨物(同条第三十六項の規定により不当廉売された貨物の輸入とみなされるものを含む。)の国内における販売を行った者その他の関係者(次項及び次条において「輸入者等」という。)に質問し、当該貨物若しくは当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めること。

2 | 税関職員は、前項第六号の規定により輸入者等に対して物件の提出を求めた場合において必要があるときは、その求めに応じて当該輸入者等から提出された物件を留め置くことができる。

3 | 税関職員は、第一項の規定により職務を執行するときは、財務省令で定めるところにより、制服を着用し、かつ、その身分を示す証

磁的記録を含む。第四号の二から第六号まで及び次条において同じ。)を検査し、又は当該貨物若しくはそのある場所に封かんを施すこと。

三 第四十三条の四(外国貨物を置くことの承認等の際の検査)(第六十一条の四及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)、第六十一条第三項(保税工場外における保税作業)(第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。)、第六十二条の三第二項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)、第六十三条第二項(保税運送)、第六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条において準用する場合を含む。)、第六十七条の十一第三項(輸出の許可の取消し)又は第七十六条第一項ただし書(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する検査に際し、見本を採取し、又は提供させること。

四 五 同 上

六 輸入された貨物について、その輸入者、その輸入に係る通関業務を取り扱った通関業者、当該輸入の委託者、不当廉売(関税法第八條第一項に規定する不当廉売をいう。)された貨物(同条第三十六項の規定により不当廉売された貨物の輸入とみなされるものを含む。)の国内における販売を行った者その他の関係者に質問し、又は当該貨物若しくは当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査すること。

2 | 税関職員は、前項の規定により職務を執行するときは、財務省令で定めるところにより、制服を着用し、且つ、その身分を示す証票

票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入者等に対する調査の事前通知等)

第百五条の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九(第四項を除く。)から第七十四条の十一(第六項及び第七項を除く。)まで(納税義務者等に対する調査の事前通知等・事前通知をしない場合の書面の交付・調査の終了通知)の規定は、税関長が、税関職員に輸入者等に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

<p>読み替える国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第七十四条の九第一項</p>	<p>税務署長等(国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一(調査の終了通</p>	<p>税関長</p>

を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

知) までにおいて同じ。 )	国税庁等又は税関	税関
(以下同条 納税義務者、調書等の 提出義務者又は納税義 務者の取引先等(以下 「納税義務者等」とい う。)	一 (以下第七十四条の十 輸入者等(関税法第百 五条第一項第六号(税 関職員の権限)に規定 する「輸入者等」をい う。以下この条及び次 条において同じ。)	調査
調査(税関の当該職員 が行う調査にあつては 、消費税等の課税物件 の保税地域からの引取 り後に行うものに限る 。以下同条までにおい て同じ。)	同号	調査
第七十四条の二から第 七十四条の六まで(当 該職員の質問検査権) 納税義務者等(当該納 税義務者又は調書等の 提出義務者について税 務代理人がある場合に は、当該税務代理人を 含む。次条第二項にお いて同じ。)	輸入者等	調査



第七十四条の九第 二項	納税義務者等	当該納税義務者である	輸入者（関税法第百五 条第一項第六号に掲げ る輸入者をいう。第七 十四条の十一において 同じ。）である
	第七十四条の九第 三項	税務署長等	税関長
	納税義務者等	輸入者等	
	第七十四条の十第 一項	税務署長等	税関長
	納税義務者等の	輸入者等の	
	国税庁等若しくは税関	税関	
	国税に	関税に	
	第七十四条の十第 二項	税務署長等	税関長
	納税義務者等	輸入者等	
	第七十四条の十一 第一項	税務署長等	税関長
	納税	関税	
更正決定等（第三十六 条第一項（納税の告知 ）に規定する納税の告 知（同項第二号に係る ものに限る。）を含む 。以下この条において 同じ。）	更正、決定又は賦課決 定（以下この条におい て「更正決定等」とい う。）		
納税義務者（第七十四 条の九第四項第一号） 納税義務者等に対する 調査の事前通知等）に	輸入者		

		掲げる納税義務者をい う。以下この条におい て同じ。）	
第七十四条の十一 第二項	国税	関税	
第七十四条の十一 第二項	納税義務者	輸入者	
第七十四条の十一 第三項	納税義務者 期限後申告	輸入者	
	納税申告書	関税法第七条の四第一 項（期限後特例申告） の規定による期限後特 例申告	
第七十四条の十一 第四項	納税申告書 税務署長等 納税義務者	これらの申告に係る申 告書	
	期限後申告書の提出若 しくは源泉徴収による 所得税の納付	税関長	
第七十四条の十一 第五項	納税義務者	輸入者	
第七十四条の十一 第八項	第七十四条の二から第 七十四条の六まで（当 該職員の質問検査権）	関税法第七条の四第二 項に規定する期限後特 例申告書の提出	
	納税義務者	輸入者	
	納税義務者	輸入者	
	納税義務者	輸入者	

（官公署等への協力要請）

第一百五條の三（省 略）

第百十四條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲

（官公署等への協力要請）

第一百五條の二 同 上

第百十四條の二 同 上

役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第十一項前段（入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

一の二 （省 略）

一の三 第十六条第一項（貨物の積卸し）の規定による報告をせず、かつ、書類の提出をせず、若しくは偽つた報告若しくは偽つた書類の提出をして貨物の積卸しをした者又は同条第二項の規定による書類を提示せず、若しくは偽つた書類を提示して貨物の積卸しをした者

一の四 第二十条第四項前段（不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

二 十 （省 略）

十の二 第一百五条第一項第六号の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

十一 （省 略）

第一百五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の九第一項、第六十七条の八第一項又は第九十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）（帳簿の備付け等）の規定に違反して帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

一の二 第十五条の三第五項前段（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

二 （省 略）

二の二 第二十条の二第五項前段（特殊船舶等の不開港への出入）

一 同上

一の二 第十六条第一項（貨物の積卸し）の規定による報告をせず、かつ、書類の提出をせず、若しくは偽つた報告若しくは偽つた書類の提出をして貨物の積卸しをした者又は同条第二項の規定による書類を呈示せず、若しくは偽つた書類を呈示して貨物の積卸しをした者

二 十 同上

十一 同上

第一百五条の二 同上

一 第七条の九第一項、第六十七条の六第一項又は第九十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）（帳簿の備付け等）の規定に違反して帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

二 同上

の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

三 (省 略)

四 第三十四条の二又は第六十一条の三(記帳義務)(第六十二条の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

五 十三 (省 略)

第百十六条 重大な過失により第百十一条第一項第二号(許可を受けないで輸出入する等の罪)、第百十三条(許可を受けないで不開港に出入する罪)、第百十四条、第百十四条の二(第十号及び第十号の二を除く。)、第百十五条(報告を怠つた等の罪)又は第百十五条の二(第一号、第四号及び第十三号を除く。)(帳簿の記載を怠つた等の罪)の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。

三 同上

四 第三十四条の二又は第六十一条の三(記帳義務)(第六十二条の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

五 十三 同上

第百十六条 重大な過失により第百十一条第一項第二号(許可を受けないで輸出入する等の罪)、第百十三条(許可を受けないで不開港に出入する罪)、第百十四条、第百十四条の二(第十号を除く。)、第百十五条(報告を怠つた等の罪)又は第百十五条の二(第一号、第四号及び第十三号を除く。)(帳簿の記載を怠つた等の罪)の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。

○ とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（行政手続法の適用除外）          第十条の三 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項（適用除外）に定めるもののほか、この法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政手続法第二章（申請に対する処分）（第八条（理由の提示）を除く。）及び第三章（不利益処分）（第十四条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政手続法の適用除外）          第十条の三 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項（適用除外）に定めるもののほか、この法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政手続法第二章（申請に対する処分）及び第三章（不利益処分）の規定は、適用しない。</p>
<p>2 （省略）</p>	<p>2 同上</p>

○ 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号) (第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(暫定税率)</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十四年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十四年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>(航空機部分品等の免税)</p> <p>第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <p>一 四 (省 略)</p> <p>(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のう</p>	<p>(暫定税率)</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十三年三月三十一日まで(同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内)に輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>(航空機部分品等の免税)</p> <p>第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成二十三年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <p>一 四 同 上</p> <p>(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成二十二年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のう</p>

ちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2／7 （省 略）

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しく

ちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2／7 同 上

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成二十二年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定

は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 (省 略)

2 及び 3 (省 略)

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り)。(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限り)。(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。)(が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成二十三年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)(に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半

にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 同 上

2 及び 3 同 上

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成二十二年度までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り)。(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限り)。(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。)(が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成二十二年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)(に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半



期の翌四半期の初日（その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々月の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十三年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2及び3 (省 略)

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。）並びに同法別表第二〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二、第二〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二〇六・三〇号の二の(ロ)及び第二〇六・四九号の二の(ロ)に掲げる豚のくず肉、同表第二〇二一〇・一一号、第二〇二一〇・一二号、第二〇二一〇・一九号及び第二〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲

期の翌四半期の初日（その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々月の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十二年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2及び3 同 上

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十二年度までの各年度において、関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。）並びに同法別表第二〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二、第二〇三・二二号の二及び第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二〇六・三〇号の二の(ロ)及び第二〇六・四九号の二の(ロ)に掲げる豚のくず肉、同表第二〇二一〇・一一号、第二〇二一〇・一二号、第二〇二一〇・一九号及び第二〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲

げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二（省略）

2 平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当する場合であつて、かつ、前項に規定する場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち第一項第一号又は第二号に定める期間と前項に定める期間が重複する期間（以下この条において「重複期間」という。）内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第三号」とあるのは「同表第一項第

げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 同上

2 平成七年度から平成二十二年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当する場合であつて、かつ、前項に規定する場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち第一項第一号又は第二号に定める期間と前項に定める期間が重複する期間（以下この条において「重複期間」という。）内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第三号」とあるのは「同表第一項第四号」と、同表第〇二〇三・一一号の

四号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第三号」とあるのは「同表第二項第四号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第三号」とあるのは「同表第三項第四号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第三号」とあるのは「同表第四項第四号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

4 6 (省 略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八条 加工又は組立てのため、平成二十六年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品(関税率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。)で、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内

二の(1)中「同表第二項第三号」とあるのは「同表第二項第四号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第三号」とあるのは「同表第三項第四号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第三号」とあるのは「同表第四項第四号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

4 6 同 上

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十二年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八条 加工又は組立てのため、平成二十三年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品(関税率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。)で、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内

に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

2 (省 略)  
一 (省 略)

(特惠関税等)

第八条の二 経済が開発の途上にある国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するものうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成三十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 (省 略)

二 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。）同法別表に定める税率（別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める税率）及び協定税率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た税率

三 (省 略)

に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

2 同 上  
一 (省 略)

(特惠関税等)

第八条の二 経済が開発の途上にある国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するものうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成三十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 同 上

二 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除き、第八条の四第一項において「特定鉱工業産品等」という。）同法別表に定める税率（別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める税率）及び協定税率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た税率（同表に定める係数が〇・〇とされている物品にあつては、無税）

三 同 上

2 前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるものうち、当該一の特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないと認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特恵受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

3 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税（第一項の規定により課される関税をいう。）について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国（次条において「特別特恵受益国」という。）を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの（関税率法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）及び同項第一号に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。）で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

#### 4 (省略)

##### (特恵関税等の適用の停止)

第八条の三 特恵受益国等（特別特恵受益国を除く。）を原産地とする前条第一項各号に掲げる物品の輸入が同項各号に定める税率の適用により増加し、その輸入が、これと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、当該産業を保護するため緊急に必要があると認めら

2 前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるものうち、当該一の特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度、当該物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないと認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特恵受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

3 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税（第一項の規定により課される関税をいう。）について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国（次条において「特別特恵受益国」という。）を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの（関税率法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）並びに同項第一号及び第二号に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。）で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

#### 4 同上

##### (特恵関税の適用の停止の原則等)

第八条の三 特恵受益国等（特別特恵受益国を除く。次条において同項各号に定める税率の適用により増加し、その輸入が、これと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、当該産業を保護するため緊急に

れるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間並びに必要  
があるときは国又は地域を指定し、同項の規定の適用を停止するこ  
とができる。

2 (省 略)

第八条の四 削除

必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、物品  
及び期間並びに必要があるときは国又は地域を指定し、同項の規定  
の適用を停止することができる。

2 同 上

(鉱工業産品等に対する特惠関税の適用の停止の特例等)

第八条の四 前条第一項の規定にかかわらず、平成十三年度から平成  
二十二年度までの各年度において、特惠受益国等を原産地とする特  
定鉱工業産品等のうち第八条の二第一項の規定の適用を受けること  
ができるもの(以下この条において「特定特惠鉱工業産品等」とい  
う。)について、その輸入額又は輸入数量(以下この条において「  
輸入額等」という。)が、あらかじめ財務大臣が告示する額又は数  
量(以下この条において「限度額等」という。)を超えることとな  
つたときは、財務大臣は、その超えることとなつた特定特惠鉱工業  
産品等及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月  
の翌月十五日の翌日から当該年度の末日までに輸入申告(同項の規  
定の適用を受けることができるものとされていた期間中に同項の規  
定四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(  
同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二  
条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申  
請(以下この項及び第八条の六第四項において「蔵入れ申請等」と  
いう。)がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六条  
第三項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による提示(課税標準  
となるべき価格が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその  
他の政令で定めるものを除く。))に係るものを除く。第八条の六第  
四項において同じ。)を含む。))又は蔵入れ申請等がされるものに  
ついては、第八条の二第一項の規定は、適用しない。一の特恵受益  
国等を原産地とする一の特定特惠鉱工業産品等の各年度における輸

入額等が、当該特定特恵鉱工業産品等に係る限度額等の五分の一を  
超えることとなつたときも、当該特恵受益国等を原産地とする当該  
特定特恵鉱工業産品等について、また同様とする。

2 各年度における限度額等は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ  
、それぞれ当該各号に定める方法により算出して得た額又は数量を  
別表第三の各項目ごとに合計したものとす。

一 平成十三年度 別表第三第五六項に掲げる物品及び関稅定率法  
等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二十一号）第四条の  
規定による改正前のこの法律（以下この号において「旧法」とい  
う。）第八条の四第一項に規定する特定特恵鉱工業産品等のうち  
平成十一年度に旧法第八条の二第一項又は第四項の規定の適用を  
受けたもの（政令で定める国を原産地とするものを除く。）の輸  
入額等に百分の百三を乗じる方法

二 平成十四年度から平成二十二年度までの各年度 当該年度の前  
年度の限度額等に百分の百三を乗じる方法

3 第一項の輸入額等は、関稅法第百二条第一項第一号の統計の数值  
又は当該統計の作成方法に準じて、別表第三の各項目ごとに毎月集計  
し、これを順次加算して算出するものとする。

4 第一項に規定する当該月の翌月十五日は、関稅法第二条の二（期  
間の計算及び期限の特例）の規定の適用については、同条に規定す  
る期限とみなす。

（經濟連携協定に基づく関稅割当制度等）

第八条の六 同 上

（經濟連携協定に基づく関稅割当制度等）

第八条の六 經濟連携協定において関稅の讓許が一定の數量を限度と  
して定められている物品（次項に規定する物品を除く。）について  
は、その讓許の便益は、当該一定の數量の範圍内において、当該物  
品の使用の実績及び見込みその他國民經濟上の必要な考慮に基づい  
て政府が行う割当てを受けた者がその受けた數量の範圍内で輸入す

るものに適用する。

2及び3 (省 略)

4 各年度において、経済連携協定において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、その輸入額が、当該一定の額を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた物品及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌々月の初日から当該年度の末日までに輸入申告（当該譲許の便益の適用を受けることができるものとされていた期間中に関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六条第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による提示（課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）に係るものを除く。）を含む。）又は蔵入れ申請等がされるものについては、当該譲許の便益は、適用しない。

5 (省 略)

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法 別表の 番号	品 名	税 率
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。） （、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す	

2及び3 同上

4 各年度において、経済連携協定において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、その輸入額が、当該一定の額を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた物品及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌々月の初日から当該年度の末日までに輸入申告（当該譲許の便益の適用を受けることができるものとされていた期間中に蔵入れ申請等がされた物品に係るものを除くものとし、関税法第七十六条第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による提示を含む。）又は蔵入れ申請等がされるものについては、当該譲許の便益は、適用しない。

5 同上

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法 別表の 番号	品 名	税 率
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。） （、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す	



ものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに  
廃油

石油及び歴青油(原油を除く。  
。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

二七二〇・一一

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)

(一) 揮発油

C その他のもの  
うち

政令で定める  
石油化学製品  
の製造に使用するもの

無税

ものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに  
廃油

石油及び歴青油(原油を除く。  
。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

二七二〇・一一

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)

(一) 揮発油

C その他のもの  
(1) 政令で定める

石油化学製品  
の製造に使用するもの

(2) その他のもの  
(i) 平成一九年

三月三十一日  
までに輸入

無税

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

<p style="text-align: center;">(iv)</p> <p style="text-align: center;">平成二〇年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日までの輸 入されるも の</p>	<p style="text-align: center;">(iii)</p> <p style="text-align: center;">平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日までの輸 入されるも の</p>	<p style="text-align: center;">(ii)</p> <p style="text-align: center;">平成一九年 四月一日か ら平成二〇 年三月三一 日までの輸 入されるも の</p>
円   一、一七	円   一、一七九	円   一、二四〇
ト   一 リ   一 ツ   七	ト   一 リ   一 ツ   九	ト   一 リ   一 ツ   〇

---

---

(二) 灯油  
 B| その他のもの  
 (1) ノルマルパラ  
 フィン（直鎖  
 飽和炭化水素  
 の含有量が全  
 重量の九五％  
 以上のものに  
 限る。）  
 (2) その他のもの  
 のうち  
 政令で定め  
 る石油化学

無税

(二) 灯油  
 B| その他のもの  
 (1) ノルマルパラ  
 フィン（直鎖  
 飽和炭化水素  
 の含有量が全  
 重量の九五％  
 以上のものに  
 限る。）  
 (2) その他のもの  
 のうち  
 政令で定め  
 る石油化学  
 製品の製造  
 (v) 平成二二年  
 四月一日か  
 ら平成二三  
 年三月三一  
 日までに輸  
 入されるも  
 の  
 日までに輸  
 入されるも  
 の  
 円  
 一、〇五六  
 トルにつき  
 一キロリッ  
 トルにつき  
 九九五円  
 無税

製品の製造  
に使用する  
もの

無税

(ii)の  
その他のもの  
に使用する  
もの

1|平成一九

年三月三

一日まで

に輸入さ

れるもの

2|平成一九

年四月一

日から平

成二〇年

三月三一

日までに

輸入され

るもの

3|平成二〇

年四月一

日から平

成二一年

三月三一

日までに

輸入され

無税

一キロリッ  
トルにつき  
四九三円

一キロリッ  
トルにつき  
四六四円

(三) 軽油のうち  
政令で定める石  
油化学製品の製  
造に使用するも  
の

無税

の	(1) 軽油 政令で定める石 油化学製品の製 造に使用するも の	るもの	輸入され 日までに 三月三一 成二三年 日から平 年四月一 平成二二	5	るもの	輸入され 日までに 三月三一 成二二年 日から平 年四月一 平成二一	4	るもの
無税		一キロリッ トルにつき 三七五円		四〇五円		一キロリッ トルにつき 四三四円		



二七〇・一九

その他のもの

一 石油及び歴青油（石

油及び歴青油以外の  
物品を加えたもので  
、その物品の重量が  
全重量の五%未満の  
ものを含む。）

(一) 灯油

B その他のもの

(1) ノルマルパラ

フィン（直鎖

飽和炭化水素

の含有量が全

重量の九五%

以上のものに

二七〇・一九

その他のもの

一 石油及び歴青油（石

油及び歴青油以外の  
物品を加えたもので  
、その物品の重量が  
全重量の五%未満の  
ものを含む。）

(一) 灯油

B その他のもの

(1) ノルマルパラ

フィン（直鎖

飽和炭化水素

の含有量が全

重量の九五%

以上のものに

(v)

の 輸入されるも  
三日までに

平成二二年四  
月一日から平  
成二三年三月  
三十一日までに  
輸入されるも  
の

一キロリッ  
トルにつき  
八八七円

一キロリッ  
トルにつき  
八一九円

		(2) 限る。)	
		その他のもの	
		のうち	
		政令で定め	
		る石油化学	
		製品の製造	
		に使用する	
		もの	
			無税

				(2) 限る。)
				その他のもの
				(i) 政令で定め
				る石油化学
				製品の製造
				に使用する
				もの
				(ii) その他のもの
				の
				1) 平成一九
				年三月三
				日まで
				に輸入さ
				れるもの
				2) 平成一九
				年四月一
				日から平
				成二〇年
				三月三一
				日までに
				輸入され
				るもの
				3) 平成二〇
				年四月一
				無税



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

5|

4|

平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの

平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの

平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの

一キロリットルにつき  
三七五円

一キロリットルにつき  
四〇五円

一キロリットルにつき  
四三四円

(二)

軽油のうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

無税

(二)

軽油

(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

(2) (i)

平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの

(ii)

平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(iii)

平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの

無税

円 | 一、〇九三 | トルにつ | 一キロリッ

円 | 一、〇二四 | トルにつ | 一キロリッ

一キロリッ

(三) 重油及び粗油  
 A) 温度一五度にお  
 ける比重が〇・  
 九〇三七以下の  
 もの  
 (b) その他のもの  
 のうち  
 温度一五度  
 における比  
 重が〇・八

(三) 重油及び粗油  
 A) 温度一五度にお  
 ける比重が〇・  
 九〇三七以下の  
 もの  
 (b) その他のもの  
 (1) 温度一五度  
 における比  
 重が〇・八  
 三以上で引

(v) 平成二二年四  
 月一日から平  
 成二三年三月  
 三十一日までに  
 輸入されるも  
 の  
 (iv) 平成二一年四  
 月一日から平  
 成二二年三月  
 三十一日までに  
 輸入されるも  
 の

一キロリッ  
 トルにつき  
 八一九円

一キロリッ  
 トルにつき  
 八八七円

一キロリッ  
 トルにつき  
 九五六円

---

---

三以上で引  
火点が温度  
一三〇度以  
下のもの（  
本邦に到着  
した時にお  
いてこれら  
の性質を有  
するもの又  
は政令で定  
めるところ  
により本邦  
に到着した  
石油製品に  
他の石油製  
品を混合し  
て得たもの  
でこれらの  
性質を有す  
るものに限  
る。）のう  
ち、農林漁  
業の用に供  
するもの

---

無税

---

---

(2)

(i) 平成一九  
以下のもの  
の〇・三%  
量が全重量  
硫黄の含有  
するもの  
業の用に供  
す、農林漁  
業の用に供  
するものに限  
る。）のう  
ち、農林漁  
業の用に供  
するもの

---

無税

---

---

年三月三  
一日まで  
に輸入さ  
れるもの

(ii)

平成一九  
年四月一  
日から平  
成二〇年  
三月三一  
日までに  
輸入され  
るもの

(iii)

平成二〇  
年四月一  
日から平  
成二一年  
三月三一  
日までに  
輸入され  
るもの

一キロリッ  
トルにつき  
円 一、九〇二

一キロリッ  
トルにつき  
円 一、六一三

一キロリッ  
トルにつき  
円 一、三二五



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

(iv)		(iii)		(ii)	
年四月一	平成二一	年四月一	平成二〇	年四月一	平成一九
		日から平		日から平	
		成二一年		成二〇年	
		三月三一		三月三一	
		日までに		日までに	
		輸入され		輸入され	
		るもの		るもの	
					れるもの
円	一、六一四	円	一、九九九	円	二、三八四
	トルにつき		トルにつき		トルにつき
	一キロリツ		一キロリツ		一キロリツ





---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

(iii)										(ii)					(i)					
るもの	輸入され	日までに	三月三一	成二一年	日から平	年四月一	平成二〇	るもの	輸入され	日までに	三月三一	成二〇年	日から平	年四月一	平成一九	れるもの	に輸入さ	一日まで	年三月三	平成一九
一キロリツ								一、四〇〇								一、六八七				
トルにつき								円								円				

---



---



---



---



---



---



---



---



---

(i)の		(2)その他のもの	(v)の						(iv)の									
に輸入さ	一日まで	平成一九	るもの	輸入され	日までに	三月三一	成二三年	日から平	年四月一	平成二二	るもの	輸入され	日までに	三月三一	成二二年	日から平	年四月一	平成二一
			五三七円	一キロリツ	トルにつき						八二四円	一キロリツ	トルにつき					円) 一、一、二、二

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

(iv)		(iii)		(ii)	
年四月一	平成二一	年四月一	平成二〇	年四月一	平成一九
		日から平		日から平	
		成二一年		成二〇年	
		三月三一		三月三一	
		日までに		日までに	
		輸入され		輸入され	
		るもの		るもの	
					れるもの
円	一、四四七	円	一、八四七	円	二、二四六
	トルにつき		トルにつき		トルにつき
	一キロリツ		一キロリツ		一キロリツ


(v)																	
<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">(v)</td> <td style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td>るもの</td> <td>輸入され</td> <td>日までに</td> <td>三月三一</td> <td>成二三年</td> <td>日から平</td> <td>年四月一</td> <td>平成二二</td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td>るもの</td> <td>輸入され</td> <td>日までに</td> <td>三月三一</td> <td>成二二年</td> <td>日から平</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	(v)	<table border="0"> <tr> <td>るもの</td> <td>輸入され</td> <td>日までに</td> <td>三月三一</td> <td>成二三年</td> <td>日から平</td> <td>年四月一</td> <td>平成二二</td> </tr> </table>	るもの	輸入され	日までに	三月三一	成二三年	日から平	年四月一	平成二二	<table border="0"> <tr> <td>るもの</td> <td>輸入され</td> <td>日までに</td> <td>三月三一</td> <td>成二二年</td> <td>日から平</td> </tr> </table>	るもの	輸入され	日までに	三月三一	成二二年	日から平
(v)	<table border="0"> <tr> <td>るもの</td> <td>輸入され</td> <td>日までに</td> <td>三月三一</td> <td>成二三年</td> <td>日から平</td> <td>年四月一</td> <td>平成二二</td> </tr> </table>	るもの	輸入され	日までに	三月三一	成二三年	日から平	年四月一	平成二二	<table border="0"> <tr> <td>るもの</td> <td>輸入され</td> <td>日までに</td> <td>三月三一</td> <td>成二二年</td> <td>日から平</td> </tr> </table>	るもの	輸入され	日までに	三月三一	成二二年	日から平	
るもの	輸入され	日までに	三月三一	成二三年	日から平	年四月一	平成二二										
るもの	輸入され	日までに	三月三一	成二二年	日から平												
<table border="0"> <tr> <td>一キロリツ</td> <td>トルにつき</td> <td>六四八円</td> </tr> </table>	一キロリツ	トルにつき	六四八円	<table border="0"> <tr> <td>一キロリツ</td> <td>トルにつき</td> <td>一、〇四八円</td> </tr> </table>	一キロリツ	トルにつき	一、〇四八円										
一キロリツ	トルにつき	六四八円															
一キロリツ	トルにつき	一、〇四八円															



(省略)	別表の番号	関税定率法		
	品名			
	れるもの	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	税 率	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの
	れるもの	平成八年三月三十一日まで輸入されるもの		平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの
	されるもの	平成九年三月三十一日まで輸入されるもの		平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの
	の	平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの		平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの
	の	平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの		平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの
の	平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの		
の	平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日まで輸入されるもの		

同上	別表の番号	関税定率法		
	品名			
	れるもの	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	税 率	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの
	れるもの	平成八年三月三十一日まで輸入されるもの		平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの
	されるもの	平成九年三月三十一日まで輸入されるもの		平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの
	の	平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの		平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの
	の	平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの		平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの
の	平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの		
の	平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日まで輸入されるもの		

別表第三 鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表（第八條の二関係）

項名	品目	係数
一	関税率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第二八二五・八〇号に掲げる物品のうち 三酸化アンチモン	〇・八
二	関税率表第二九〇五・四四号に掲げる物品	〇・六
三	関税率表第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号の一又は第二九二二・四二号の一に掲げる物品	〇・八
四	関税率表第三〇〇六・一〇号の二の(二)に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの以外 のもの 関税率表第三〇〇六・九一号に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの（両面を全てプラス	〇・八

別表第三 特定鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表（第八條の二、第八條の四関係）

項名	品目	係数
一	同上	〇・〇
二	関税率表第二八四九・一〇号に掲げる物品 関税率表第二八四九・九〇号に掲げる物品のうち 炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第二八五二・〇〇号の二の(三)に掲げる物品のうち 水銀の炭化物	〇・〇
三	同上	〇・二
四	関税率表第二九〇六・一一号に掲げる物品	同上

一〇	関税率表第三九二六・九〇号の二に掲げる物品のうち ポリスチレンのもの及びアクリル樹脂のもの	〇・八
九	関税率表第三九一四・〇〇号に掲げる物品のうち 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの 関税率表第三九一四・〇〇号に掲げる物品のうち	〇・四
八	関税率表第三六・〇四項に掲げる物品	〇・八
七	関税率表第三五〇五項に掲げる物品	〇・二
六	関税率表第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号に掲げる物品	〇・八
五	関税率表第三三〇一・二五号の一の（二）に掲げる物品	〇・八
四		
三		
二		
一	関税率表第四一四・二〇号に掲げる物品	〇・六

チックで塗布し、又は被覆したものに限る。

一四	関税率表第三〇〇六・九一号及び第三九二六・九〇号の二に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）	〇・二
一三	同上	〇・二
一二	同上	〇・〇
一一	関税率表第三五〇五・一〇号の二又は第三五〇五・二〇号に掲げる物品	〇・二
一〇	関税率表第三五〇五・一〇号の一に掲げる物品	〇・〇
九	同上	〇・六
八	同上	〇・六
七	関税率表第二九二二・四二号の一に掲げる物品	〇・八
六	関税率表第二九一八・一五号の一に掲げる物品	〇・〇
五	関税率表第二九一八・一四号に掲げる物品	〇・六
四		
三		
二		
一	同上	同上



一 二	<p>関税率表第四一類に掲げる物品（関税率表第四一〇一・二〇号の二、第四一〇一・五〇号の二、第四一〇一・九〇号の二、第四一〇四・一〇一・四一〇四・一九号の二、第四一〇四・四一〇四・四一〇四及び二、第四一〇四・四九号の二及び二、第四一〇五・三〇号の一、第四一〇六・二二号の一、第四一〇七・一一号の二、第四一〇七・一二号の二、第四一〇七・一九号の二、第四一〇七・九一号の二、第四一〇七・九二号の二、第四一〇七・九九号の二、第四一〇七・〇〇号の二の（一）、第四一〇七・一〇四・一一二・〇〇号の二の（一）、第四一〇七・一〇四・二〇号に掲げる物品を除く。）</p>	〇・二
一 三	<p>関税率表第四三〇二・一一号に掲げる物品 関税率表第四三〇二・一九号、第四三〇二・二〇号又は第四三〇二・三〇号の二に掲げる物品のうち</p>	〇・二

一 六	同上	同上
一 七	<p>関税率表第四二〇二・一一号、第四二〇二・一二号、第四二〇二・二一号、第四二〇二・二二二号、第四二〇二・二九号、第四二〇二・三一一号、第四二〇二・三二二号、第四二〇二・三九一号、第四二〇二・九二号又は第九六〇五・〇〇号に掲げる物品</p>	〇・八
一 八	<p>関税率表第四二〇五・〇〇号の二又は第九三〇五・九九号の一に掲げる物品</p>	〇・六
一 九	<p>関税率表第四二類に掲げる物品（関税率表第四二・〇三項に掲げる物品並びに第一七項及び第一八項に掲げるものを除く。）</p>	〇・二
二 〇	同上	同上

一五		一四
<p>関税率表第四四〇八・一〇号の二の(一)、第四四〇八・三二号の一、第四四〇八・三九号の一の(一)、三の(一)若しくは四の(一)、第四四〇八・九〇号の一の(一)若しくは二の(一)、第四四〇九・二二号の一、第四四二二・一〇号の二、第四四二二・九四号、第四四二二・九九号、第四四二〇・</p>	<p>欄間以外のもの        関税率表第四四一八・九〇号の二の(二)に掲げる物品のうち        関税率表第四四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の一又は第四四〇七・九九号の一に掲げる物品のうち        かんながけし又はやすりがけしたものの以外のもの        関税率表第四四一八・九〇号の二の(二)に掲げる物品のうち</p>	<p>羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの        関税率表第四四・〇四項、第四四〇五・〇〇号、第四四〇七・一〇号、第四四〇八・一〇号の二の(二)、第四四〇八・三二号の二、第四四〇八・三九号の一の(二)若しくは四の(二)、第四四〇八・九〇号の一の(二)若しくは二の(二)、第四四〇九・一〇号、第四四〇九・二二号の二、第四四〇九・二九号の一若しくは二、第四四一〇項、第四四一一項、第四四一三項から第四四一七項まで、第四四一八・四〇号から第四四一八・七九号まで、第四四一八・九〇号の一、第四四一九・〇〇号、第四四二〇・九〇号の二、第四四二一・一〇号又は第四四二一・九〇号の三の(二)に掲げる物品</p>
〇・八		〇・六

							九〇号の一又は第四四二二・九〇号の一に掲げる物品

								二二
							関税率表第四三〇二・三〇号の一、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち	〇・六
							羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	〇・〇
							関税率表第四四〇三・九九号の一に掲げる物品	〇・〇
							関税率表第四四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の一又は第四四〇七・九九号の一に掲げる物品のうち	〇・〇
							かんながけし又はやすりがけしたもの	
							関税率表第四四〇九・二九号の三の(一)に掲げる物品	
							関税率表第四四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の一又は第四四〇七・九九号の一に掲げる物品のうち	〇・六
							かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの	
							関税率表第四四〇八・一〇号の二の(二)、第四四〇八・三一号の二、第四四〇八・三九号の四の(二)又は第四四〇八・九〇号の二の(二)に掲げる物品のうち	〇・六
							合板用单板	
							関税率表第四四〇八・一〇号の二の(二)、第四四〇八・三一号の二、第四四〇八・三九号の四の(二)又は第四四〇八・九〇号の二の(二)に掲げる物品のうち	〇・〇
							合板用单板以外のもの	

一六	関税率表第四六〇二・一一号、第四六〇二・一二号又は第四六〇二・一九号の一に掲げる物品 関税率表第四六〇二・一九号の二に掲げる物品のうち 畳床以外のもの								
									〇・六

三四	同上	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	
	同上	関税率表第四四類に掲げる物品（関税率表第四四一・一〇号の一、第四四一・三二号、第四四一・三三号及び第四四一・三九号に掲げる物品並びに第二二項から第三二項までに掲げるものを除く。）	物品 関税率表第四四二・九〇号の三の一に掲げる物品	関税率表第四四一九・〇〇号の一に掲げる物品	欄間 物品のうち 関税率表第四四一八・九〇号の二の一に掲げる物品	関税率表第四四〇八・一〇号の二の一、第四四〇八・三一号の一、第四四〇八・三九号の一の一、三の一若しくは四の一、第四四〇八・九〇号の一若しくは二の一、第四四一・一〇号の二、第四四一・九四号、第四四一・九九号又は第四四二〇・九〇号の一に掲げる物品	掲げる物品 関税率表第四四・一〇項又は第四四・一一項に掲げる物品	関税率表第四四〇九・二一号の一又は第四四二一・九〇号の一に掲げる物品	関税率表第四四〇八・三九号の一の二又は第四四〇八・九〇号の一の二に掲げる物品
	同上	〇・〇	〇・〇	〇・六	〇・〇	〇・六	〇・六	〇・六	

一七	関税率表第五一・〇六項、第五一・〇七項、第五一・一一項又は第五一・一二項に掲げる物品	〇・八
一八	関税率表第五二・〇四項、第五二〇五・一一号の一、第五二〇五・一二号の一、第五二〇五・一三号の一、第五二〇五・一四号の一、第五二〇五・一五号の一、第五二〇五・二一号の一、第五二〇五・二二号の一、第五二〇五・二三号の一、第五二〇五・二四号の一、第五二〇五・二六号の一、第五二〇五・二七号の一、第五二〇五・二八号の一、第五二〇五・三一号の一、第五二〇五・三二号の一、第五二〇五・三三号の一、第五二〇五・三四号の一、第五二〇五・三五号の一、第五二〇五・四一号の一、第五二〇五・四二号の一、第五二〇五・四三号の一、	〇・八

三五	削除	
三六	関税率表第五〇〇六・〇〇号の二、第五〇〇七・一〇号又は第五八〇三・〇〇号の二の(一)に掲げる物品	〇・〇
三七	関税率表第五一・〇六項に掲げる物品	〇・六
三八	関税率表第五一・〇七項に掲げる物品	〇・六
三九	関税率表第五一一・一一号の一、第五一一・一九号の一、第五一一・二〇号の一、第五一一・三〇号の一、第五一一・九〇号の一、第五一一・一一号の一、第五一一・一二号の一、第五一一・一三号の一、第五一一・二〇号の一、第五一一・二二・三〇号の一又は第五一一・二・九〇号の一に掲げる物品	〇・六
四〇	関税率表第五一・一一項又は第五一・一二項に掲げる物品(第三九項に掲げるものを除く。)	〇・六
四一	関税率表第五二・〇四項、第五二〇五・一一号の一、第五二〇五・一二号の一、第五二〇五・一三号の一、第五二〇五・一四号の一、第五二〇五・一五号の一、第五二〇五・二一号の一、第五二〇五・二二号の一、第五二〇五・二三号の一、第五二〇五・二四号の一、第五二〇五・二六号の一、第五二〇五・二七号の一、第五二〇五・二八号の一、第五二〇五・三一号の一、第五二〇五・三二号の一、第五二〇五・三三号の一、第五二〇五・三四号の一、第五二〇五・三五号の一、第五二〇五・四一号の一、第五二〇五・四二号の一、第五二〇五・四三号の一、	〇・六

一九	<p>関税率表第五三〇九項又は第五三一〇〇号の一に掲げる物品      関税率表第五三〇八・九〇号の二に掲げる物品のうち      ラミー糸</p>	<p>第五二〇五・四四号の一、第五二〇五・四六号の一、第五二〇五・四七号の一、第五二〇五・四八号の一、第五二〇六・一一号の一、第五二〇六・一二号の一、第五二〇六・一三号の一、第五二〇六・一四号の一、第五二〇六・一五号の一、第五二〇六・二一号の一、第五二〇六・二二号の一、第五二〇六・二三号の一、第五二〇六・二四号の一、第五二〇六・二五号の一、第五二〇六・三一号の一、第五二〇六・三二号の一、第五二〇六・三三号の一、第五二〇六・三四号の一、第五二〇六・三五号の一、第五二〇六・四一号の一、第五二〇六・四二号の一、第五二〇六・四三号の一、第五二〇六・四四号の一、第五二〇六・四五号の一、第五二〇七・一〇号の一若しくは二の(一)又は第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(一)に掲げる物品</p>
〇・八		

四二	<p>同上</p>	<p>第五二〇五・四四号の一、第五二〇五・四六号の一、第五二〇五・四七号の一、第五二〇五・四八号の一、第五二〇六・一一号の一、第五二〇六・一二号の一、第五二〇六・一三号の一、第五二〇六・一四号の一、第五二〇六・一五号の一、第五二〇六・二一号の一、第五二〇六・二二号の一、第五二〇六・二三号の一、第五二〇六・二四号の一、第五二〇六・二五号の一、第五二〇六・三一号の一、第五二〇六・三二号の一、第五二〇六・三三号の一、第五二〇六・三四号の一、第五二〇六・三五号の一、第五二〇六・四一号の一、第五二〇六・四二号の一、第五二〇六・四三号の一、第五二〇六・四四号の一、第五二〇六・四五号の一、第五二〇七・一〇号の一若しくは二の(一)、第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(一)、第五八〇二・一一号、第五八〇二・一九号又は第五八〇三・〇〇号の一に掲げる物品</p>
〇・二		
四三	<p>関税率表第五四〇二・二〇号の二の(一)、第五四〇二・三三三号の二の(一)、第五四〇二・四六号の二の(一)、第五四〇二・四七号の二の(一)、第五四〇二・五二号の二の(一)又は第五四〇二・六二号の二の(一)に掲げる物品</p>	
〇・六		

二〇	関税率表第五四類に掲げる物品	〇・八
二二	関税率表第五五類に掲げる物品	〇・八
二三	関税率表第五六〇四・九〇号の一の(二)のB若しくは三、第五六〇七・二九号、第五六〇七・四一号、第五六〇七・四九号又は第五六〇七・五〇号に掲げる物品 関税率表第五六〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち アバカ(マニラ麻又はムサ・テクステイリス) (その他の硬質繊維のもの以外のもの)	〇・八
二四	関税率表第五七〇二・一〇号、第五七〇二・三一号、第五七〇二・三二号、第五七〇二・三九号、第五七〇二・四一号、第五七〇二・四二号、第五七〇二・四九号、第五七〇二・五〇号、第五七〇二・九一号、第五七〇二・九二号、第	〇・八

四四	関税率表第五四〇二・四四号の二の(二)に掲げる物品のうち ポリエステルのもの	同上
四五	関税率表第五四類に掲げる物品(第四三項及び第四四項に掲げるものを除く。)	〇・二
四六	関税率表第五五・一二項から第五五・一六項まで又は第五八〇一・三一号の二に掲げる物品	同上
四七	関税率表第五五類に掲げる物品(第四六項に掲げるものを除く。)	〇・六
四八	関税率表第五六〇七・二一号、第五六〇七・二九号、第五六〇七・四一号、第五六〇七・四九号又は第五六〇七・五〇号に掲げる物品 関税率表第五六〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち アバカ(マニラ麻又はムサ・テクステイリス) (その他の硬質繊維のもの以外のもの)	〇・六
四九	同上	同上
五〇	同上	〇・六

		二五	五七〇二・九九号、第五七・〇三項又は第五七〇五・〇〇号に掲げる物品 関税率表第五八〇一・三二一號の二、第五八〇二・一一一號、第五八〇二・一九九號、第五八〇三・〇〇號の一、五八〇六・一〇號、第五八〇六・三一號、第五八〇六・三二號の二、第五八〇六・三九號、第五八〇六・四〇號又は第五八一・一〇〇號の二の(一)若しくは(三)に掲げる物品	〇・八
		二六	関税率表第六〇・〇一項、第六〇〇二・四〇號、第六〇・〇三項、第六〇〇四・一〇號、第六〇・〇五項又は第六〇・〇六項に掲げる物品 関税率表第六〇〇二・九〇號又は第六〇〇四・九〇號に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの	〇・八
		二七	関税率表第六二〇九・二〇號の一若しくは二の(二)のA、第六二〇九・三〇號の一若しくは二の(二)のA、第六二〇九・九〇號の一若しくは二の(二)のA、第六二・一三項、第六二一六・〇〇號又は第六二・一七項に掲げる物品	〇・八

		五一	関税率表第五八〇六・一〇號、第五八〇六・三一號、第五八〇六・三二號の二、第五八〇六・三九號又は第五八〇六・四〇號に掲げる物品	同上
		五二	関税率表第六〇・〇一項、第六〇〇二・四〇號、第六〇・〇三項、第六〇〇四・一〇號、第六〇・〇五項又は第六〇・〇六項に掲げる物品 関税率表第三〇〇六・一〇號の二の(二)、第六〇〇二・九〇號又は第六〇〇四・九〇號に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの	同上
	靴下類	五三	関税率表第六二〇九・二〇號の一、第六二〇九・三〇號の一、第六二〇九・九〇號の一、第六二・一二項又は第六二一六・〇〇號に掲げる物品 関税率表第六二一七・一〇號に掲げる物品のうち	〇・〇



				二八
				関税率表第六三〇一・二〇号から第六三〇一・九〇号まで、第六三〇二・二一号、第六三〇二・二九号、第六三〇二・三一号、第六三〇二・三九号、第六三〇二・五一号、第六三〇二・五九号、第六三〇二・六〇号、第六三〇二・九一号、第六三〇二・九九号、第六三〇三・九一号、第六三〇三・九九号、第六三〇四・一九号、第六三〇四・九二号又は第六三〇四・九九号に掲げる物品 関税率表第六三〇二・二二号、第六三〇二・三二号、第六三〇二・五三号、第六三〇二・九三号、第六三〇三・九二号又は第六三〇四・九三号
			〇・八	

五四	五五	五六	五七	五八
関税率表第六二〇九・二〇号の二の(□)のA、第六二〇九・三〇号の二の(□)のA、第六二〇九・九〇号の二の(□)のA又は第六二一七・九〇号に掲げる物品 関税率表第六二一七・一〇号に掲げる物品のうち 靴下類以外のもの	関税率表第六二・一三項に掲げる物品 関税率表第六二一五・一〇号に掲げる物品	関税率表第六三〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち 絹製のもの(長方形(正方形を含む。)以外の形状に単に裁断したものに限る。)	関税率表第六三〇一・二〇号、第六三〇一・三〇号、第六三〇一・四〇号又は第六三〇一・九〇号に掲げる物品 関税率表第六三〇二・二一号、第六三〇二・二九号、第六三〇二・三一号、第六三〇二・三九号、第六三〇二・五一号、第六三〇二・五九号、第六三〇二・六〇号、第六三〇二・九一号、第六三〇二・九九号、第六三〇三・九一号、第六三〇三・九九号、第六三〇四・一九号、第六三〇四・九二号又は第六三〇四・九九号に掲げる物品	関税率表第六三〇二・二二号、第六三〇二・三二号、第六三〇二・五三号、第六三〇二・九三号、第六三〇三・九二号又は第六三〇四・九三号に掲げる物品のうち
〇・八	〇・二	〇・〇	〇・二	同上

三二						三〇	関税率表第六六・〇一項又は第六六〇三・二〇号に掲げる物品				二九	関税率表第六三〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち 絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に単に裁断したものに限る。）	号に掲げる物品のうち 不織布製のものを除くもの
三二	関税率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうち					〇・八	〇・八				〇・六		

六八	同上					六一	同上						不織布製のものを除くもの
六七	関税率表第七二〇二・四九号に掲げる物品 りん鉄以外のもの					六二	関税率表第七〇・一八項に掲げる物品						
六六	関税率表第七二〇二・三〇号、第七二〇二・五〇号、第七二〇二・七〇号、第七二〇二・八〇号、第七二〇二・九一号又は第七二〇二・九二号に掲げる物品					六三	関税率表第七一・一三項に掲げる物品						
六五	関税率表第七二〇二・一一号又は第七二〇二・一九号に掲げる物品					六四	関税率表第七一七・一九号、第七一七・九〇号の一又は第九一一三・九〇号の二の(一)に掲げる物品						
六四	同上					六五	同上						
六三	同上					六六	関税率表第七二〇二・三〇号、第七二〇二・五〇号、第七二〇二・七〇号、第七二〇二・八〇号、第七二〇二・九一号又は第七二〇二・九二号に掲げる物品						
六二	同上					六七	関税率表第七二〇二・四九号に掲げる物品						
六一	同上					六八	同上						
六〇	同上					五九	関税率表第六四〇五・一〇号の三、第六四〇五・二〇号又は第六四〇五・九〇号の二に掲げる物品						

四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	ち
関税率表第七九・〇一項に掲げる物品	関税率表第七八〇一・一〇号に掲げる物品	関税率表第七六類に掲げる物品	関税率表第七五〇一・二〇号の一又は第七五〇二・一〇号に掲げる物品	掲げる物品	掲げる物品のうち 銅・すず合金（青銅）のもの	精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）以外のもの	ニッケルの含有量が全重量の三三％未満のもの以外のもの	ニッケルの含有量が全重量の三三％未満のもの
〇・六	〇・四	〇・八	〇・六	〇・六	〇・四	〇・八	〇・八	

七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
〇・四	〇・二	〇・〇	同上	〇・〇	〇・〇	〇・六	〇・〇	

四二	関税率表第八一・〇三項、第八一〇六・〇〇号、第八一・〇七項、第八一〇八・九〇号、第八一一・〇〇号、第八一一二・二一号、第八一一二・二二号、第八一一二・二九号、第八一一二・五一号、第八一一二・五二号、第八一一二・五九号、第八一一二・九二号、第八一一二・九九号又は第八一一三・〇〇号に掲げる物品	〇・八
四二	関税率表第九四〇四・一〇号に掲げる物品	〇・八
四三	関税率表第九六〇三・二一号、第九六〇三・二九号、第九六〇三・三〇号、第九六〇三・四〇号、第九六〇三・五〇号又は第九六〇三・九〇号に掲げる物品	〇・八

別表第四

特惠関税例外品目表（第八条の二関係）

三	関税率表第二八三六・二〇号の一に掲げる物品	
四	関税率表第四一〇一・二〇号の二、第四一〇一・五〇号の二、第四一〇一・九〇号の二、第四一〇四・一〇号の二、第四一〇四・一九号の二、第四一〇四・四一号の二（若しくは二、第四一〇四・四九号の二）若しくは二、第四一〇五・三〇号の一、第四一〇六・二二号の一、第四一〇七・一一号の二、第四一〇七・一二号の二、第四一〇七・一九号の二、第四一〇七・九一号の二、第四一〇七・九二号の二、第四一〇七・	

七七	同上	〇・〇
七八	関税率表第九四〇一・九〇号の一又は第九四〇四・一〇号に掲げる物品	〇・〇
七九	削除	
八〇	削除	
八一	同上	〇・〇

別表第四

特惠関税例外品目表（第八条の二関係）

三	同上	
---	----	--

<p>九九号の二、第四一・二・三・四号の二の(一)又は第四一 一三・一〇号の二の(一)に掲げる物品</p>	<p>関税率表第四二類に掲げる物品(関税率表第四二・〇 三項に掲げる物品を除く。)</p>	<p>関税率表第四三〇二・三〇号の一、第四三〇三・一〇 号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの</p>	<p>関税率表第四四一・二・一〇号の一又は第四四一・二・三 一号から第四四一・二・三九号までに掲げる物品</p>	<p>関税率表第四六〇一・二九号の一又は第四六〇一・九 四号の三の(一)に掲げる物品</p>	<p>九 関税率表第五〇〇七・二〇号又は第五〇〇七・九〇号 に掲げる物品 関税率表第五〇〇一・〇〇号又は第五〇〇二・〇〇号 の二に掲げる物品のうち 第八条の五第二項において準用する関税率法第九 条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその 受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のもの</p>	<p>一〇 関税率表第五二〇五・一一号の二、第五二〇五・一二 号の二、第五二〇五・一三号の二、第五二〇五・一四 号の二、第五二〇五・一五号の二、第五二〇五・二一 号の二、第五二〇五・二二号の二、第五二〇五・二三 号の二、第五二〇五・二四号の二、第五二〇五・二六 号の二、第五二〇五・二七号の二、第五二〇五・二八 号の二、第五二〇五・三一号の二、第五二〇五・三二 号の二、第五二〇五・三三号の二、第五二〇五・三四 号の二、第五二〇五・三五号の二、第五二〇五・四一 号の二、第五二〇五・四二号の二、第五二〇五・四三</p>
---	---	---	--	--	--	---

			<p>四 同上</p>	<p>五 同上</p>	<p>六 同上</p>	<p>七 同上</p>
--	--	--	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

号の二、第五二〇五・四四号の二、第五二〇五・四六号の二、第五二〇五・四七号の二、第五二〇五・四八号の二、第五二〇六・一号の二、第五二〇六・一二号の二、第五二〇六・一三号の二、第五二〇六・一四号の二、第五二〇六・一五号の二、第五二〇六・二一号の二、第五二〇六・二二号の二、第五二〇六・二三号の二、第五二〇六・二四号の二、第五二〇六・二五号の二、第五二〇六・三一号の二、第五二〇六・三二号の二、第五二〇六・三三号の二、第五二〇六・三四号の二、第五二〇六・三五号の二、第五二〇六・四一号の二、第五二〇六・四二号の二、第五二〇六・四三号の二、第五二〇六・四四号の二、第五二〇六・四五号の二、第五二〇七・一〇号の二の(二)、第五二〇七・九〇号の二の(二)、第五二〇八・一号から第五二〇八・四九号まで、第五二〇九・一号から第五二〇九・四九号まで、第五二一一・一号から第五二一一・四九号まで、第五二一二・一号から第五二一二・一四号まで又は第五二一二・二一号から第五二一二・二四号までに掲げる物品

関税率表第五二〇八・五一号から第五二〇八・五九号まで、第五二〇九・五一号から第五二〇九・五九号まで、第五二一〇・五一号、第五二一〇・五九号、第五二一一・五一号から第五二一一・五九号まで、第五二一二・一五号又は第五二一二・二五号に掲げる物品のうち

ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行

							機関により証明されているものに限る。) 以外のもの
一一	関税率表第五八〇一・二一號の二、第五八〇一・二二號の二、第五八〇一・二三號の二、第五八〇一・二四號の二、第五八〇一・二五號の二、第五八〇一・二六號の二の(二)、第五八〇三・〇〇號の二の(二)又は第五八一・〇〇號の二の(二)に掲げる物品						
一二	関税率表第六一類に掲げる物品(関税率表第六一一三・〇〇號の一及び第六一一七・八〇號の一に掲げる物品並びに第六一一六・一〇號の一の(二)及び二の(二)に掲げる物品のうち手袋を除く。)						
一三	関税率表第六二・〇一項から第六二・〇八項まで、第六二〇九・二〇號の二の(一)若しくは(二)のB、第六二〇九・三〇號の二の(一)若しくは(二)のB、第六二〇九・九〇號の二の(一)若しくは(二)のB、第六二・〇一項、第六二・一一項又は第六二一五・一〇號に掲げる物品						
一四	関税率表第六三〇二・一〇號、第六三〇二・四〇號、第六三〇三・一二號、第六三〇三・一九號、第六三〇四・一一號又は第六三〇四・九一號に掲げる物品						
一五	関税率表第六四・〇三項から第六四・〇五項までに掲げる物品						
一六	関税率表第七〇・一八項に掲げる物品						
一七	関税率表第七一・一三項、第七一一七・一九號又は第七一一七・九〇號の一に掲げる物品						
一八	関税率表第七二〇二・一一號、第七二〇二・一九號、第七二〇二・三〇號、第七二〇二・四九號、第七二〇二・五〇號又は第七二〇二・七〇號から第七二〇二・						

八	同上						
九	同上						
一〇	関税率表第六二・〇一項から第六二・〇八項まで、第六二〇九・二〇號の二の(一)若しくは(二)のB、第六二〇九・三〇號の二の(一)若しくは(二)のB、第六二〇九・九〇號の二の(一)若しくは(二)のB、第六二・〇一項又は第六二・一一項に掲げる物品						
一一	同上						
一二	関税率表第六四・〇三項、第六四・〇四項、第六四・〇五・一〇號の一若しくは二又は第六四〇五・九〇號の一に掲げる物品						

	九二号までに掲げる物品 関税率表第七二〇二・九九号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの
一九	関税率表第九一三・九〇号の二の(一)に掲げる物品
二〇	関税率表第九三〇五・九九号の一に掲げる物品
二一	関税率表第九四〇一・九〇号の一に掲げる物品
二二	関税率表第九六〇五・〇〇号に掲げる物品

  




○ 関税暫定措置法（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成二十三年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。</p>	<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 同 上</p>

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一及び二 (省 略)

三 関税率法別表第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号及び第一〇〇一・九九号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一〇〇三・一〇号及び第一〇〇三・九〇号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一〇〇八・六〇号に掲げるライ小麦、同表第一〇〇一・〇〇号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一〇二・九〇号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一〇三・一一号、第一〇三・一九号の一及び二、第一〇三・二〇号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇四・一九号の一及び三並びに第一〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一九〇一・二〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)並びに第一九〇一・九〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の(二)及び(三)、第一九〇四・二〇号の二の(二)及び(三)、第一九〇四・三〇号並びに第一九〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

四〇六 (省 略)  
三〇七 (省 略)

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一及び二 同 上

三 関税率法別表第一〇〇一・一〇号及び第一〇〇一・九〇号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一〇〇三・〇〇号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一〇〇八・九〇号の二の(一)に掲げるライ小麦、同表第一〇〇一・〇〇号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一〇二・九〇号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一〇三・一一号、第一〇三・一九号の一及び二、第一〇三・二〇号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇四・一九号の一及び三並びに第一〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一九〇一・二〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)並びに第一九〇一・九〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の(二)及び(三)、第一九〇四・二〇号の二の(二)及び(三)、第一九〇四・三〇号並びに第一九〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

四〇六 同 上  
三〇七 同 上

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八条 加工又は組立てのため、平成二十六年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品（関税率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一 関税率法別表第四二・〇二項に該当する製品のうち外面が革製又はコンポジションレザー製のもの並びに同表第四二・〇三項に該当する製品のうち野球用のグローブ及びミット以外のもの（これらの製品のうち、本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

二 四 (省 略)

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法別表の番号	品名	税率
〇三・〇三	魚（冷凍したものに限るものと	

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八条 加工又は組立てのため、平成二十六年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品（関税率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一 関税率法別表第四二・〇二項に該当する製品のうち外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの並びに同表第四二・〇三項に該当する製品のうち野球用のグローブ及びミット以外のもの（これらの製品のうち、本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

二 同上

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法別表の番号	品名	税率
〇三・〇三	魚（冷凍したものに限るものと	

し、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)

にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラキケントロン・カナドウム)及びめかじき(クスイフィアス・グラデイウス)(肝臓、卵及びしらを除く。)

二 さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)  
肝臓、卵及びしらこ  
二 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵

魚のフィレその他の魚肉(生鮮

〇三〇三・九〇

〇三〇三・五四

〇三・〇四

七%

四・二%

し、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)

その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)  
さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)  
肝臓、卵及びしらこ  
二 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵

魚のフィレその他の魚肉(生鮮

〇三〇三・七四

〇三〇三・八〇

〇三・〇四

七%

四・二%

のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り、細かく切り刻んであるかないかを問わな

い。)  
その他のもの（冷凍したものに限り。）

〇三〇四・九四

すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）のうち

すり身

〇三〇四・九五

さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）を除く。）

一 たら（ガドウス属、

テラグラ属又はメル

ルシウス属のもの）

のうち

すり身

四・二%

四・二%

のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り、細かく切り刻んであるかないかを問わな

い。)  
その他のもの

〇三〇四・九九

一 にしん（クルペア属

のもの）、たら（ガ

ドウス属、テラグラ

属又はメルルシウス

属のもの）、ぶり（

セリオーラ属のもの

）、さば（スコムベ

ル属のもの）、いわ

し（エトルメウス属

）、サルデイノプス属

又はエングラウリス

属のもの）、あじ（

トラクルス属又はデ

カプテルス属のもの

）及びさんま（コロ

ラビス属のもの）の

うち

たら（ガドウス属

）、テラグラ属又は

メルルシウス属の

もの）のすり身

四・二%

四・二%

〇三・〇七

軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）  
（くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。））

いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフエス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオテイウチス属のもの）

その他のもの  
一 冷凍したもののうち

もんごういか（セピア・オフィキナリス）以外のもの

〇四〇一・一〇

脂肪分が全重量の１％以下のもの

三・五％

〇三・〇七

軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）  
（水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。））

いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフエス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオテイウチス属のもの）

その他のもの  
一 冷凍したもののうち

もんごういか以外のもの

〇四〇一・一〇

脂肪分が全重量の１％以下のもの

三・五％

一  
滅菌し、冷凍し又は保  
存に適する処理をした  
ものうち

この号の一、第〇四  
〇一・二〇号の一、  
第〇四〇一・四〇号  
の一並びに第〇四〇  
一・五〇号の一の(一)  
及び(二)に掲げるミル  
ク及びクリーム、第  
〇四〇三・一〇号の  
一並びに第〇四〇三  
・九〇号の一の(一)の  
(2)、(二)の(2)及び(三)の  
(2)に掲げるバターミ  
ルク等、第〇四〇四  
・九〇号の一の(一)の  
(1)及び(2)、(二)の(1)及  
び(2)並びに(三)の(1)及  
び(2)に掲げるミルク  
の天然の組成分から  
成る物品、第一八〇  
六・二〇号の一の(一)  
及び第一八〇六・九  
〇号の二の(一)のAに  
掲げるココアを含有  
する調製食料品、第  
一九〇一・一〇号の

一  
滅菌し、冷凍し又は保  
存に適する処理をした  
ものうち

この号の一、第〇四  
〇一・二〇号の一並  
びに第〇四〇一・三  
〇号の一の(一)及び(二)  
に掲げるミルク及び  
クリーム、第〇四〇  
三・一〇号の一並び  
に第〇四〇三・九〇  
号の一の(一)の(2)、(二)  
の(2)及び(三)の(2)に掲  
げるバターミルク等  
、第〇四〇四・九〇  
号の一の(一)の(1)及び  
(2)、(二)の(1)及び(2)並  
びに(三)の(1)及び(2)に  
掲げるミルクの天然  
の組成分から成る物  
品、第一八〇六・二  
〇号の一の(一)及び第  
一八〇六・九〇号の  
二の(一)のAに掲げる  
ココアを含有する調  
製食料品、第一九〇  
一・一〇号の一の(一)  
及び(二)、第一九〇一

一の(一)及び(二)、第一九〇一・二〇号の一の(一)のA及びB並びに第一九〇一・九〇号の一の(一)のA及びBに掲げる調製食料品、第二一〇一・一二号の二の(一)のA及びB並びに第二一〇一・二〇号の二の(一)のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第二一〇六・一〇号の一並びに第二一〇六・九〇号の一の(一)及び(二)に掲げる調製食料品について、一三三、九四〇トン(全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。)を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項、第〇

・二〇号の一の(一)のA及びB並びに第一九〇一・九〇号の一の(一)のA及びBに掲げる調製食料品、第二一〇一・一二号の二の(一)のA及びB並びに第二一〇一・二〇号の二の(一)のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第二一〇六・一〇号の一並びに第二一〇六・九〇号の一の(一)及び(二)に掲げる調製食料品について、一三三、九四〇トン(全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。)を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項、第〇四・〇三項、第〇四・〇四



〇四〇一・二〇〇

(省略)

四・〇三項、第〇四  
・〇四項、第一八・  
〇六項、第一九・〇  
一項、第二一・〇一  
項及び第二一・〇六  
項において「その他  
の乳製品に係る共通  
の限度数量」という  
。 ( ) 以内のもの

二五%

〇四〇一・二〇〇  
〇四〇一・三〇〇

同上

項、第一八・〇六項  
、第一九・〇一項、  
第二一・〇一項及び  
第二一・〇六項にお  
いて「その他の乳製  
品に係る共通の限度  
数量」という。( ) 以  
内のもの

二五%

脂肪分が全重量の六%を超え  
るもの

一| 滅菌し、冷凍し又は保  
存に適する処理をした

もの及び脂肪分が全重  
量の一三%以上のクリ

ーム(滅菌し、冷凍し  
又は保存に適する処理

をしたものを除く。)

(二)| 脂肪分が全重量の四  
五%以下のものうち

その他の乳製品に  
係る共通の限度数  
量以内のもの

(三)| その他のものうち

その他の乳製品に  
係る共通の限度数

二五%

〇四〇一・四〇

脂肪分が全重量の六%を超え

一〇%以下のもの

一 滅菌し、冷凍し又は保  
存に適する処理をした  
もののうち

その他の乳製品に係  
る共通の限度数量以  
内のもの

〇四〇一・五〇

脂肪分が全重量の一〇%を超  
えるもの

一 滅菌し、冷凍し又は保  
存に適する処理をした

もの及び脂肪分が全重  
量の一三%以上のクリ  
ーム（滅菌し、冷凍し

又は保存に適する処理  
をしたものを除く。）

(一) 脂肪分が全重量の四

五%以下のものの中  
に

その他の乳製品に  
係る共通の限度数  
量以内のもの

(二) その他のものの中

に  
その他の乳製品に  
係る共通の限度数  
量以内のもの

量以内のもの

二五%

〇七二三・一〇

えんどう(ピスム・サテイヴム)

二 その他のもの

(一) その他のもののうち

この号の二の(二)に掲げるえんどう、

第〇七二三・三二

号に掲げる小豆、

第〇七一三・三三

号の二の(二)に掲げるいんげん豆、第

〇七一三・三四号

の二の(二)に掲げるバンバラ豆、第〇

七一三・三五号の二の(二)に掲げるさ

さげ、第〇七一三

・三九号の二の(二)に掲げるその他の

ささげ属又はいんげんまめ属の豆、

第〇七一一・五〇号の二の(二)に掲げるそら豆、第〇七

一三・六〇号の二の(二)に掲げるき豆及び第〇七一三・

〇七二三・一〇

えんどう(ピスム・サテイヴム)

二 その他のもの

(一) その他のもののうち

この号の二の(二)に掲げるえんどう、

第〇七一一・三二

号に掲げる小豆、

第〇七一三・三三

号の二の(二)に掲げるいんげん豆、第

〇七一三・三九号

の二の(二)に掲げるその他のささげ属

又はいんげんまめ属の豆、第〇七一

三・五〇号の二の(二)に掲げるそら豆

及び第〇七一三・九〇号の二の(二)に掲げるその他の乾

燥した豆について、一二〇、〇〇〇

トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込

〇七二三・三三三  
〇七二三・三三四

〇七二三・三三三  
〇七二三・三三四

バ  
ン  
バ  
ラ  
豆  
(ヴイグナ・ウ  
ン)

以  
内  
の  
物  
の

共  
通  
の  
限  
度  
数  
量

一

(二)  
そ  
の  
他  
の  
物  
の  
う  
ち

二  
そ  
の  
他  
の  
物  
の

一

ド  
ゼ  
イ  
ア  
・  
ス  
ブ  
テ  
ル  
ラ  
ネ  
ア

ブ  
テ  
ル  
ラ  
ネ  
ア  
又  
は  
ヴ  
オ  
ア  
ン

バ  
ン  
バ  
ラ  
豆  
(ヴイグナ・ウ  
ン)

(省  
略)

以  
内  
の  
物  
の

数  
量  
」  
と  
い  
う  
。

以  
下  
の  
項  
に  
お  
い  
て

「共  
通  
の  
限  
度  
数  
量」

と  
い  
う  
。

政  
令  
で  
定  
め  
る  
数  
量

の  
条  
件  
を  
勘  
案  
し  
て

、  
国  
際  
市  
況  
そ  
の  
他

の  
条  
件  
を  
勘  
案  
し  
て

、  
政  
令  
で  
定  
め  
る  
数  
量

を  
控  
除  
し  
た  
数  
量

か  
ら  
国  
内  
生  
産  
見  
込  
数  
量

を  
基  
準  
と  
し  
、  
当

該  
年  
度  
に  
お  
け  
る  
国

内  
需  
要  
見  
込  
数  
量

か  
ら  
国  
内  
生  
産  
見  
込  
数  
量

を  
控  
除  
し  
た  
数  
量

に  
お  
い  
て

「共  
通  
の  
限  
度  
数  
量」

一  
〇  
%

一  
〇  
%

〇七二三・三三三

同  
上

数  
量  
を  
控  
除  
し  
た  
数  
量  
、  
国  
際  
市  
況  
そ  
の  
他  
の  
条  
件  
を  
勘  
案  
し  
て  
政  
令  
で  
定  
め  
る  
数  
量  
(以  
下  
の  
項  
に  
お  
い  
て「共  
通  
の  
限  
度  
数  
量」  
と  
い  
う  
。

一  
〇  
%

<p>〇七二三・五〇 〇七二三・六〇</p>	<p>イクラタ） 二 其他のもの (二) 其他のもの ち 共通の限度数量 以内のもの</p>	<p>(省 略) き豆(カヤヌス・カヤン) 二 其他のもの (二) 其他のもののうち 共通の限度数量以 内のもの</p>	<p>一〇・〇一 一〇〇一・一一</p>	<p>小麦及びメスリン デュラム小麦 播種用のもののうち 政府が主要食糧の需給及 び価格の安定に関する法 律第四二条の規定により 輸入するもの、同法第四 三条の規定による連名に よる申込みに応じて行 う政府の買入れ及び売渡 しに係る麦等として輸入 されるもの並びに同法第 五条第一項第三号に規 定する政令で定める麦等</p>
<p>〇七二三・五〇</p>	<p>一〇%</p>	<p>一〇%</p>	<p>一〇・〇一 一〇〇一・一〇</p>	<p>小麦及びメスリン デュラム小麦のうち 政府が主要食糧の需給及 び価格の安定に関する法 律第四二条の規定により 輸入するもの、同法第 四二条の規定により輸 入するもの、同法第 四二条の規定による 連名による申込み に応じて行政府の 買入れ及び売渡 しに係る麦等とし て輸入されるもの 並びに同法第 四二条第一項第 三号に規定する 政令で定める 麦等のうち政 令で定めるところ により農林水 産大臣の証明</p>

一〇〇一・一九

うち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

その他のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

一〇〇一・九一

その他のものうち  
播種用のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う

無税

無税

を受けて輸入されるもの

無税

一〇〇一・九〇

その他のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等とし

一〇〇一・九九

政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四  
五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

メスリン

その他のもの

その他のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

メスリン

二〇%  
無税

二〇%

て輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

メスリン

その他のもの

二〇%  
無税

<p>一〇〇三・九〇</p>	<p>その他のもの</p>
<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等</p>	<p>大麦及び裸麦 播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等</p>
<p>無税</p>	<p>無税</p>

<p>一〇〇三・〇〇</p>	<p>大麦及び裸麦のうち</p>
<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>
<p>無税</p>	<p>無税</p>



<p>のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>一〇・〇八</p>
<p>そば、ミレット及びカナリシード並びにその他の穀物 ライ小麦のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>一〇〇八・六〇</p>

無税

無税

<p>そば、ミレット及びカナリシード並びにその他の穀物</p>	<p>一〇・〇八</p>
<p>二  その他の穀物 （一） ライ小麦のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>一〇〇八・九〇</p>

一一・〇二	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	るもの	無税	
一一〇二・三〇	播種用のもののうち この号、第一二〇二・四一 号及び第一二〇二・四二号 に掲げる落花生について、 七五、〇〇〇トンを基準と し、当該年度における国内 需要見込数量から国内生産 見込数量を控除した数量、 国際市況その他の条件を勘 案して政令で定める数量（ 以下この項において「共通 の限度数量」という。）以 内のもの その他のもの 殻付きのもののうち 共通の限度数量以内のもの	一一〇二・一〇	この号及び第一二〇二・二〇号に掲げる落花生について、七五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの 殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）のうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%
一一〇二・四一	殻付きのもののうち 共通の限度数量以内のもの	一一〇二・二〇	この号及び第一二〇二・二〇号に掲げる落花生について、七五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの 殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）のうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%
一一〇二・四二	殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）のうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%	一〇%	

一九〇四・三〇

の

ブルガー小麦のうち

政府が主要食糧の需給及び  
価格の安定に関する法律第  
四二条の規定により輸入す  
るもの、同法第四三条の規  
定による連名による申込み  
に応じて行う政府の買入れ  
及び売渡しに係る麦等とし  
て輸入されるもの並びに同  
法第四五条第一項第三号に  
規定する政令で定める麦等  
のうち政令で定めるところ  
により農林水産大臣の証明  
を受けて輸入されるもの

一〇%

二五%

二七・一〇

石油及び歴青油（原油を除く。）

（）、これらの調製品（石油又は  
歴青油の含有量が全重量の七〇  
%以上のもので、かつ、石油又  
は歴青油が基礎的な成分を成す  
ものに限るものとし、他の項に  
該当するものを除く。）並びに  
廃油

一九〇四・三〇

ブルガー小麦のうち

政府が主要食糧の需給及  
び価格の安定に関する法  
律第四二条の規定により  
輸入するもの、同法第四  
三条の規定による連名に  
よる申込みに応じて行う  
政府の買入れ及び売渡し  
に係る麦等として輸入さ  
れるもの並びに同法第四  
五条第一項第三号に規定  
する政令で定める麦等の  
うち政令で定めるところ  
により農林水産大臣の証  
明を受けて輸入されるもの

二五%

二七・一〇

石油及び歴青油（原油を除く。）

（）、これらの調製品（石油又は  
歴青油の含有量が全重量の七〇  
%以上のもので、かつ、石油又  
は歴青油が基礎的な成分を成す  
ものに限るものとし、他の項に  
該当するものを除く。）並びに  
廃油

二七〇・一一

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の

物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) 揮発油

C その他のものうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

(二) 灯油

B その他のもの

(1) ノルマルパラ

フィン（直鎖

飽和炭化水素

無税

二七〇・一一

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の

物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) 揮発油

C その他のものうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

(二) 灯油

B その他のもの

(1) ノルマルパラ

フィン（直鎖

飽和炭化水素

無税

二七二〇・一九

飽和炭化水素	フィン（直鎖）	(1) ノルマルパラ	B  その他のもの	(一) 灯油	ものを含む。	全重量の五%未満の	、その物品の重量が	物品を加えたもので	油及び歴青油以外の	石油及び歴青油（石	油及び歴青油（石	の	その他のもの	の	造に使用するも	油化学製品の製	政令で定める石	軽油のうち	(三) もの	に使用する	製品の製造	る石油化学	政令で定め	のうち	(2) その他のもの	限る。）	以上のものに	重量の九五%	の含有量が全																		
															無税																無税																無税

二七二〇・一九

飽和炭化水素	フィン（直鎖）	(1) ノルマルパラ	B  その他のもの	(一) 灯油	ものを含む。	全重量の五%未満の	、その物品の重量が	物品を加えたもので	油及び歴青油以外の	石油及び歴青油（石	油及び歴青油（石	の	その他のもの	の	造に使用するも	油化学製品の製	政令で定める石	軽油のうち	(三) もの	に使用する	製品の製造	る石油化学	政令で定め	のうち	(2) その他のもの	限る。）	以上のものに	重量の九五%	の含有量が全																		
															無税																無税																無税

火点が温度	三以上で引	重が〇・八	における比	温度一五度	のうち	(b) その他のもの	もの	九〇三七以下の	ける比重が〇・	A) 温度一五度にお	(三) 重油及び粗油	の	造に使用するも	油化学製品の製	政令で定める石	(二) 軽油のうち	もの	に使用する	製品の製造	る石油化学	政令で定め	のうち	(2) その他のもの	限る。)	以上のものに	重量の九五%	の含有量が全
-------	-------	-------	-------	-------	-----	------------	----	---------	---------	------------	------------	---	---------	---------	---------	-----------	----	-------	-------	-------	-------	-----	------------	------	--------	--------	--------

無税

無税

無税

火点が温度	三以上で引	重が〇・八	における比	温度一五度	のうち	(b) その他のもの	もの	九〇三七以下の	ける比重が〇・	A) 温度一五度にお	(三) 重油及び粗油	の	造に使用するも	油化学製品の製	政令で定める石	(二) 軽油のうち	もの	に使用する	製品の製造	る石油化学	政令で定め	のうち	(2) その他のもの	限る。)	以上のものに	重量の九五%	の含有量が全
-------	-------	-------	-------	-------	-----	------------	----	---------	---------	------------	------------	---	---------	---------	---------	-----------	----	-------	-------	-------	-------	-----	------------	------	--------	--------	--------

無税

無税

無税

二七二〇・二二〇

一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第二七二〇・二二〇号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの  
石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全

無税

一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの

無税

重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限り、他の号に該当するものを除く。）

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) 揮発油

C その他のものうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

(二) 灯油

B その他のもの

(1) ノルマルパラフィン

（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）

(2) その他のもの

無税

無税



四一〇一・二〇

全形の原皮（スプリットして  
ないもので、重量が一枚につ  
き、単に乾燥したものは八キ  
う  
政令で定める  
石油化学製品  
の製造に使用  
するもの  
軽油のうち  
政令で定める石油  
化学製品の製造に  
使用するもの  
重油及び粗油  
A| 温度一五度におけ  
る比重が〇・九〇  
三七以下のもの  
B| その他のもの  
うち  
温度一五度  
における比重が  
〇・八三以上  
で引火点が温  
度一三〇度以  
下のもの  
う  
ち、農林漁業  
の用に供する  
もの

無税

無税

無税

四一〇一・二〇

全形の原皮（重量が一枚につ  
き、単に乾燥したものは八キ  
ログラム以下、乾式塩蔵をし

ログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）

二  
(省略)

たものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）

二  
同上

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

別表の番号	品名	税率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの
一〇・〇一	小麦及びメスリン デュラム小麦	一キログラムにつき 一円六三銭	一キログラムにつき 一円二七銭	一キログラムにつき 〇円九〇銭	一キログラムにつき 〇円五三銭	一キログラムにつき 〇円一七銭
一〇・〇一・一	播種用のものうち 別表第一一〇〇一・一 九号に掲げる税率の適用 を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき 一円六三銭	一キログラムにつき 一円二七銭	一キログラムにつき 〇円九〇銭	一キログラムにつき 〇円五三銭	一キログラムにつき 〇円一七銭
一〇・〇一・九	その他のものうち 播種用のものうち 別表第一一〇〇一・九 一号に掲げる税率の適用 を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき 一円六三銭	一キログラムにつき 一円二七銭	一キログラムにつき 〇円九〇銭	一キログラムにつき 〇円五三銭	一キログラムにつき 〇円一七銭
一〇・〇一・九九	その他のものうち 別表第一一〇〇一・九九 九号に掲げる税率の適用 を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき 一円六三銭	一キログラムにつき 一円二七銭	一キログラムにつき 〇円九〇銭	一キログラムにつき 〇円五三銭	一キログラムにつき 〇円一七銭
一〇・〇三	大麦及び裸麦	一キログラムにつき 一円六三銭	一キログラムにつき 一円二七銭	一キログラムにつき 〇円九〇銭	一キログラムにつき 〇円五三銭	一キログラムにつき 〇円一七銭

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

別表の番号	品名	税率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの
一〇・〇一	小麦及びメスリン デュラム小麦のうち	一キログラムにつき 一円六三銭	一キログラムにつき 一円二七銭	一キログラムにつき 〇円九〇銭	一キログラムにつき 〇円五三銭	一キログラムにつき 〇円一七銭
一〇・〇一・一〇	播種用のものうち 別表第一一〇〇一・一〇 号に掲げる税率の適用を受 けるもの以外のもの	一キログラムにつき 一円六三銭	一キログラムにつき 一円二七銭	一キログラムにつき 〇円九〇銭	一キログラムにつき 〇円五三銭	一キログラムにつき 〇円一七銭
一〇・〇一・九〇	その他のものうち 別表第一一〇〇一・九〇 号に掲げる税率の適用を受 けるもの以外のもの	一キログラムにつき 一円六三銭	一キログラムにつき 一円二七銭	一キログラムにつき 〇円九〇銭	一キログラムにつき 〇円五三銭	一キログラムにつき 〇円一七銭

項名	品目	税 率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで
一〇〇三・一〇	播種用のものうち 別表第一一〇〇三・一〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム
		ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一
		一円七十三銭	一円四十七銭	一円二〇銭	〇円九十三銭	〇円六七銭
		〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭
		〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭
一〇〇三・九〇	その他のものうち 別表第一一〇〇三・九〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム
		ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一
		一円七十三銭	一円四十七銭	一円二〇銭	〇円九十三銭	〇円六七銭
		〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭
		〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭
一〇〇八・六〇	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 ライ小麦のうち 別表第一一〇〇八・六〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム
		ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一
		一円六十三銭	一円二七銭	〇円九〇銭	〇円五三銭	〇円一七銭
		〇円九〇銭	〇円九〇銭	〇円九〇銭	〇円一七銭	〇円一七銭
		〇円九〇銭	〇円九〇銭	〇円九〇銭	〇円一七銭	〇円一七銭
一九〇四・三〇	ブルガー小麦のうち 別表第一一九〇四・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム
		ムにつき三	ムにつき二	ムにつき二	ムにつき二	ムにつき二
		〇円二〇銭	九円四〇銭	八円六〇銭	七円八〇銭	七円
		〇円二〇銭	九円四〇銭	八円六〇銭	七円八〇銭	七円
		〇円二〇銭	九円四〇銭	八円六〇銭	七円八〇銭	七円

項名	品目	税 率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで
一〇〇三・〇〇	大麦及び裸麦のうち 別表第一一〇〇三・〇〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム
		ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一
		一円七十三銭	一円四十七銭	一円二〇銭	〇円九十三銭	〇円六七銭
		〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭
		〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭	〇円四〇銭
一〇〇八・九〇	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 その他の穀物 二 その他のもの （一）ライ小麦のうち 別表第一一〇〇八・九〇号の二の八・九〇号の二の（一）に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム
		ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一	ムにつき一
		一円六十三銭	一円二七銭	〇円九〇銭	〇円五三銭	〇円一七銭
		〇円九〇銭	〇円九〇銭	〇円九〇銭	〇円一七銭	〇円一七銭
		〇円九〇銭	〇円九〇銭	〇円九〇銭	〇円一七銭	〇円一七銭
一九〇四・三〇	ブルガー小麦のうち 別表第一一九〇四・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム
		ムにつき三	ムにつき二	ムにつき二	ムにつき二	ムにつき二
		〇円二〇銭	九円四〇銭	八円六〇銭	七円八〇銭	七円
		〇円二〇銭	九円四〇銭	八円六〇銭	七円八〇銭	七円
		〇円二〇銭	九円四〇銭	八円六〇銭	七円八〇銭	七円

三	関税率表第0401・四〇号の 一又は第0401・五〇号の の(一)に掲げる物品	八・一%及 び一キログ ラムにつき 二四二円七 八銭	七・九%及 び一キログ ラムにつき 二二六円五 六銭	七・七%及 び一キログ ラムにつき 二二〇円三 三銭	七・五%及 び一キログ ラムにつき 二二四円一 一銭	七・三%及 び一キログ ラムにつき 二一七円八 九銭	七・一%及 び一キログ ラムにつき 二一一円六 七銭	月三十一日 までに輸入 されるもの	月三十一日 までに輸入 されるもの	三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の
二	関税率表第0713・一〇号の 二の(二)、第0713・三二号、 第0713・三三三号の二の(二)、 第0713・三四号の二の(二)、 第0713・三五号の二の(二)、 第0713・三九号の二の(二)、 第0713・五〇号の二の(二)、 第0713・六〇号の二の(二)又 は第0713・九〇号の二の(二) に掲げる物品	一キログラ ムにつき一 三五五円〇 三二円	一キログラ ムにつき一 二八円五〇 二五円	一キログラ ムにつき一 二五円	一キログラ ムにつき一 二二円五〇 一八円	一キログラ ムにつき一 二二円五〇 一八円	一キログラ ムにつき一 一八円	月三十一日 までに輸入 されるもの	月三十一日 までに輸入 されるもの	三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の
一	関税率表第1001・一〇号、 第一〇〇一・九〇号の二、第一 一〇三・一一号、第一一〇三・ 一九号の二、第一一〇三・二〇 号の一若しくは五、第一一〇四 号の二若しくは五、第一一九〇一・二 ・二九号の一、第一一九〇一・二 〇号の一の(二)のB又は第一九〇 一・九〇号の一の(二)のBに掲げ る物品	一キログラ ムにつき三 四四四四銭	一キログラ ムにつき三 三五六銭	一キログラ ムにつき三 二四六七銭	一キログラ ムにつき三 一四七八銭	一キログラ ムにつき三 〇八八九銭	一キログラ ムにつき三 〇円	月三十一日 までに輸入 されるもの	月三十一日 までに輸入 されるもの	三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の
	関税率表第一〇四・一九号の 一に掲げる物品	一キログラ ムにつき四	一キログラ ムにつき四	一キログラ ムにつき四	一キログラ ムにつき三	一キログラ ムにつき三	一キログラ ムにつき三	月三十一日 までに輸入 されるもの	月三十一日 までに輸入 されるもの	三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の

三	関税率表第0401・三〇号の 一の(一)に掲げる物品	同上	同上	同上	同上	同上	同上	月三十一日 までに輸入 されるもの	月三十一日 までに輸入 されるもの	三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の
二	関税率表第0713・一〇号の 二の(二)、第0713・三二号、 第0713・三三三号の二の(二)、 第0713・三四号の二の(二)、 第0713・三五号の二の(二)、 第0713・三九号の二の(二)、 第0713・五〇号の二の(二)又 は第0713・九〇号の二の(二) に掲げる物品	同上	同上	同上	同上	同上	同上	月三十一日 までに輸入 されるもの	月三十一日 までに輸入 されるもの	三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の
一	関税率表第一〇〇一・一〇号、 第一〇〇一・九〇号又は第一〇 〇八・九〇号の二の(一)に掲げる 物品	同上	同上	同上	同上	同上	同上	月三十一日 までに輸入 されるもの	月三十一日 までに輸入 されるもの	三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	月三十一日 までに輸入 されるもの	月三十一日 までに輸入 されるもの	三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の	年三月三十一 日までに輸 入されるも の

二二	一四				
	二四	二二	二一	二〇	一九
規定の適用を受けないもの 関税率表第一三條第一項の 物品のうち は第一二〇二・四二号に掲げる 物品のうち 関税率表第一二〇二・三〇号に 掲げる物品 関税率表第一二〇二・四一号又 は第一二〇二・四二号に掲げる 物品のうち 関税率表第一三條第一項の 規定の適用を受けないもの	関税率表第一〇八・一一号、 第一九〇一・二〇号の二の(二)の Dの(a)又は第一九〇一・九〇号 の一の(二)のD(a)に掲げる物品	関税率表第一九〇四・一〇号の 二の(二)、第一九〇四・二〇号の 二の(二)、第一九〇四・三〇号、 第一九〇四・九〇号の二又は第 二二〇六・九〇号の二の(一)のB の(a)に掲げる物品	関税率表第一〇三・一〇号又 は第一〇〇三・九〇号に掲げる 物品 関税率表第一〇二・九〇号の 一、第一〇三・一九号の一、 第一〇三・二〇号の四、第一 九〇一・二〇号の一の(二)のC又 は第一九〇一・九〇号の一の(二) のCに掲げる物品	関税率表第一〇四・一九号の 三に掲げる物品 関税率表第一〇四・二九号の 三に掲げる物品 関税率表第一九〇四・一〇号の 二の(三)、第一九〇四・二〇号の 二の(三)、第一九〇四・九〇号の 三又は第二二〇六・九〇号の二 の(一)のBの(b)に掲げる物品	二四八九銭 一四七八銭 〇四六七銭 九四五六銭 八四四四銭 七四三三銭
	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム	一キログラム
	三五五九四	二九四八九	二三四八三	一七四七八	一一四七二
	〇五五九四	〇五五九四	〇五五九四	〇五五九四	〇五五九四
	三	二	一	〇	〇
	三	二	一	〇	〇

二二	一四				
	二四	二二	二一	二〇	一九
規定の適用を受けないもの 関税率表第一三條第一項の 物品のうち は第一二〇二・二〇号に掲げる 物品のうち 関税率表第一二〇二・一〇号又 は第一二〇二・二〇号に掲げる 物品のうち 関税率表第一三條第一項の 規定の適用を受けないもの	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上

別表第一の七 課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関  
税対象品目表（第七条の四関係）

項名	品目
三	関税率表第〇四〇一・四〇号の一又は第〇四〇一・五〇号の一の(一)に掲げる物品
四	関税率表第〇四〇一・五〇号の一の(二)に掲げる物品
三五	関税率表第〇七一三・三四号の二の(二)又は第〇七一三・三五号の二の(二)に掲げる物品
三六	関税率表第〇七一三・三九号の二の(二)に掲げる物品のうち 竹小豆以外のもの
三八	関税率表第〇七一三・六〇号の二の(二)又は第〇七一三・九〇号の二の(二)に掲げる物品
三九	関税率表第〇一〇一・一一号又は第〇一〇一・一九号に掲げる物品
四〇	関税率表第〇一〇一・九一号又は第〇一〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン
四一	関税率表第〇一〇一・九一号に掲げる物品のうち メスリン以外のもの 関税率表第〇一〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン以外のもので飼料用のもの以外のもの

別表第一の七 課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関  
税対象品目表（第七条の四関係）

項名	品目
三	関税率表第〇四〇一・三〇号の一の(一)に掲げる物品
四	関税率表第〇四〇一・三〇号の一の(二)に掲げる物品
三五	関税率表第〇七一三・三九号の二の(二)に掲げる物品のうち 竹小豆
三六	関税率表第〇七一三・三九号の二の(二)に掲げる物品のうち 竹小豆以外のもの
三八	関税率表第〇七一三・九〇号の二の(二)に掲げる物品
三九	関税率表第〇一〇一・一〇号に掲げる物品
四〇	関税率表第〇一〇一・九〇号に掲げる物品のうち メスリン
四一	関税率表第〇一〇一・九〇号に掲げる物品のうち メスリン以外のもので飼料用のもの

四二	関税率表第一〇〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン以外のもので飼料用のもの
四三	関税率表第一〇〇三・一〇〇号に掲げる物品 関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの以外のもの
四四	関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの
四五	関税率表第一〇〇八・六〇号に掲げる物品
六九	関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品のうち 殻付きのもの
七〇	関税率表第一二〇二・四一号に掲げる物品のうち 殻を除いたもの(割つてあるかないかを問わない もの) 関税率表第一二〇二・四二号に掲げる物品のうち 関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品のうち のもの

別表第二 農水産物等特惠関税率表(第八条の二関係)

関税率法	品名	税率
〇二・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一 ・〇五項の家きんのもの(生鮮 のもの及び冷蔵し又は冷凍した ものに限る。)	

四二	関税率表第一〇〇一・九〇号に掲げる物品のうち メスリン以外のもので飼料用以外のもの
四三	関税率表第一〇〇三・〇〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの
四四	関税率表第一〇〇三・〇〇号に掲げる物品のうち 飼料用以外のもの
四五	関税率表第一〇〇八・九〇号の二の(一)に掲げる物品
六九	関税率表第一二〇二・一〇号に掲げる物品のうち のもの
七〇	関税率表第一二〇二・二〇号に掲げる物品のうち 関税率法第一三条第一項の規定の適用を受けな いもの

別表第二 農水産物等特惠関税率表(第八条の二関係)

関税率法	品名	税率
〇二・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一 ・〇五項の家きんのもの(生鮮 のもの及び冷蔵し又は冷凍した ものに限る。)	



〇二〇七・一四 ～	(省略)				
〇二〇七・二七	あひるのもの			〇二〇七・一四 ～	同上
〇二〇七・四二	分割してないもの(冷凍したものに限り。)	四・八%		〇二〇七・二七	あひる、がちよう又はほろ鳥のもの
〇二〇七・四三	脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	無税		〇二〇七・三二	分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)
〇二〇七・四五	その他のもの(冷凍したものに限り。)	無税		〇二〇七・三三	二  その他のもの
〇二〇七・五一	肝臓	無税		〇二〇七・三四	分割してないもの(冷凍したものに限り。)
〇二〇七・五一	その他のもの	四・八%		〇二〇七・三五	一  あひるのもの
〇二〇七・五二	がちようのもの	無税			二  その他のもの
〇二〇七・五二	分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	四・八%			脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)
〇二〇七・五三	分割してないもの(冷凍したものに限り。)	四・八%			一  肝臓
〇二〇七・五四	脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	無税			二  その他のもの
〇二〇七・五五	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	四・八%			一  あひるのもの
〇二〇七・五五	その他のもの(冷凍したものに限り。)	無税			二  その他のもの
	一  肝臓	無税			四・八%

〇二〇七・六〇	二     その他のもの ほろほろ鳥のもの 一     肝臓（冷凍したものに 限る。） 二     その他のもの	四・八% 無税
〇二・〇九	家きんの脂肪及び豚の筋肉層の ない脂肪（溶出その他の方法で 抽出してないもので、生鮮のも の及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し 、塩水漬けし、乾燥し又はくん 製したものに限る。） 豚のもの その他のもの	三% 三%
〇三・〇一	魚（生きているものに限る。） 観賞用の魚 淡水魚 二     その他のもの その他のもの	無税 無税
〇三〇一・一九		
〇三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮 のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾 燥し、塩蔵し又は塩水漬けた ものに限るものとし、殻を除い てあるかないかを問わない。） 、くん製した甲殻類（殻を除い てあるかないか又はくん製する	

〇二・〇九	家きんの脂肪及び豚の筋肉層の ない脂肪（溶出その他の方法で 抽出してないもので、生鮮のも の及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し 、塩水漬けし、乾燥し又はくん 製したものに限る。）	三%
〇三〇九・〇〇		
〇三・〇一	魚（生きているものに限る。） 観賞用の魚 二     その他のもの	無税
〇三〇一・一〇		
〇三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮 のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾 燥し、塩蔵し又は塩水漬けた ものに限るものとし、殻を除い てあるかないかを問わない。） 、蒸気又は水煮による調理をし た殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷	

○三〇六・一一	前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)、並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	冷凍したもの	いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)	一  くん製したもの	三・二%
○三〇六・一二	前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)、並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	冷凍したもの	ロブスター(ホマルス属のもの)	一  くん製したもの	三・二%
○三〇六・一四	前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)、並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	冷凍したもの	ノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルヴェギクス)	一  くん製したもの	七・二%
○三〇六・一五	前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)、並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	冷凍したもの	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン(克蘭ゴン・	一  くん製したもの	三・二%
○三〇六・一六	前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)、並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	冷凍したもの	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン(克蘭ゴン・	一  くん製したもの	三・二%

凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)、並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)

〇三〇六・一七	克蘭ゴン及びパンダルス属のもの 一 くん製したもの その他のシュリンプ及びプローン	三・二%
〇三〇六・一九	一 くん製したもの その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 一 えび 二 二 其他のもの （一） くん製したもの 冷凍してないもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	三・二% 七・二%
〇三〇六・二二	ロブスター（ホマルス属のもの） 二 くん製したもの 三 其他のもの	三・二% 四%
〇三〇六・二四	かに 三 其他のもの	三・二% 四%

〇三〇六・二二	冷凍してないもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの） 二 其他のもの	四%
〇三〇六・二三	ロブスター（ホマルス属のもの） 二 其他のもの シュリンプ及びプローン 二 其他のもの	四% 四%

〇三〇六・二五

二 くん製したもの  
ノルウェーロブスター（ネ  
フロプス・ノルヴェギクス  
）

七・二%

〇三〇六・二六

二 くん製したもの  
三 その他のもの  
コールドウォーターシュリ  
ンプ及びコールドウォーター  
ープローン（クランゴン・  
クランゴン及びパンダルス  
属のもの）

三・二%  
四%

〇三〇六・二七

その他のシュリンプ及びピ  
ローン

三・二%  
四%

〇三〇六・二九

その他のもの（甲殻類の粉  
、ミール及びペレット（食  
用に適するものに限る。）  
を含む。）

三・二%  
四%

二 くん製したもの

（一） えび

（二） その他のもの

三 その他のもの

（一） えび

三・二%  
七・二%

四%

〇三・〇七

軟体動物（生きているもの、生

〇三〇六・二九

その他のもの（甲殻類の粉  
、ミール及びペレット（食  
用に適するものに限る。）  
を含む。）

二 その他のもの

（一） えび

四%

〇三・〇七

軟体動物（生きているもの、生



〇三〇七・六〇

一 冷凍したもの  
二 くん製したもの  
かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）

二 くん製したもの

六・四%

〇三〇七・七九

一 冷凍したもの  
二 くん製したもの  
三 貝柱以外のもの  
その他のもの  
（三） その他のものうち  
はまぐり（乾燥したものに限る）  
あわび（ハリオテイス属のもの）  
その他のもの

二 くん製したもの  
三 貝柱以外のもの  
その他のもの

六・四%

（三） その他のものうち

九%

〇三〇七・八九

一 冷凍したもの

五%

<p>二 くん製したもの その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</p>	<p>○三〇七・九九 その他のもの 二 くん製したもののうち いか、スキヤロツ プ（いたやがい科のもの）及び貝柱 以外のもの</p>	<p>六・四%</p>
<p>○三・〇八 水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。） 、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） 並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用</p>	<p>六・四%</p>	

<p>○三〇七・九九 その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</p>	<p>二 その他のもの 四 その他のもの B その他のもの うち はまぐり（乾燥したものに限る。）</p>	<p>九%</p>
---	---	-----------



〇三〇八・一九	に適用するものに限る。）	なまこ（ステイコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの） その他のもの 一 くん製したもの うに（パラケントロトウス・リヴイドウス、ロクセキヌス・アルプス、エキキヌス・エスクレントウス及びストロンギユロケントロトウス属のもの） その他のもの 一 くん製したもの くらげ（ロピレマ属のもの） 二 くん製したもの その他のもの 三 くん製したもの	六・四%
〇三〇八・二九			六・四%
〇三〇八・三〇			六・四%
〇三〇八・九〇			六・四%
〇六・〇四		植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適用するものに限る。）	
〇六〇四・二〇		生鮮のもの	無税
〇六〇四・九〇		その他のもの	無税
〇六・〇四			
〇六〇四・一〇		植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適用するものに限る。）	
		こけ及び地衣	無税
		その他のもの	

○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	○七〇九・五九	きのこ及びトリフ	その他のもの	一・五%
○七〇九・五九	（省 略）	○七〇九・九一	アーティチョーク	その他のもの	一・五%
○七一三・三三	（省 略）	○七一三・三四	バンバラ豆（ヴィグナ・ス ブテルラネア又はヴォアン ドゼイア・スブテルラネア）	二  その他のもの	三%
○七一三・三五	一  播種用のもの（野菜栽培用のものに 限る。）である旨 が政令で定めると ころにより証明さ れたもの 二  その他のもの 三  ささげ（ヴィグナ・ウン グイクラタ） 四  その他のもの 五  播種用のもの（野 菜栽培用のものに 限る。）である旨 が政令で定めると ころにより証明さ れたもの	三%	○六〇四・九一 ○六〇四・九九	生鮮のもの その他のもの	無税 無税
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	○七〇九・五九	きのこ及びトリフ	同 上	一・五%
○七〇九・九〇	その他のもの	○七一三・三三	同 上	二  その他のもの うち アーティチョーク	一・五%

○七二三・五〇 ○七一三・六〇	限る。)である旨 が政令で定めると ころにより証明さ れたもの	三%
○七二三・五〇 ○七一三・六〇	(省略) き豆(カヤヌス・カヤン) 二 その他のもの (一) 播種用のもの(野菜 栽培用のものに 限る。 )である旨が政令 で定めるところによ り証明されたもの	三%
○八〇一・一一 ○八〇一・一二	(省略) 内果皮付きのもの	無税
○八・〇二	その他のナット(生鮮のもの及 び乾燥したものに 限るものとし 、殻又は皮を除 いてあるかない かを問わない。)	無税
○八〇二・一一 ~ ○八〇二・二二	(省略)	無税
○八〇二・二二 ~ ○八〇二・六二	マカダミアナット	二・五%
○八〇二・六一 ○八〇二・六二	殻付きのもの 殻を除いたもの	二・五%
○八〇二・九〇	その他のもの	二・五%
○七二三・五〇	同上	二・五%
○八〇一・一一	同上	二・五%
○八・〇二	その他のナット(生鮮のもの及 び乾燥したものに 限るものとし 、殻又は皮を除 いてあるかない かを問わない。)	二・五%
○八〇二・一一 ~ ○八〇二・二二	同上	二・五%
○八〇二・六〇 ○八〇二・二二	マカダミアナット	二・五%
○八〇二・九〇	その他のもの	二・五%

〇八・〇三	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	無税
〇八〇三・一〇	プランテイン 一 生鮮のもの （一） 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの （二） 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	一〇%
〇八〇三・九〇	その他のもの 一 生鮮のもの （一） 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの （二） 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの 二 乾燥したもの	無税
〇八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）	二〇%
〇八一〇・二二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	三%

〇八・〇三	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	無税
〇八〇三・〇〇	一 生鮮のもの （一） 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの （二） 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	一〇%
〇八〇三・九〇	二 乾燥したもの	二〇%
〇八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）	無税
〇八一〇・二二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	三%

〇八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイ トカーラント、レッドカーラ ント及びグーズベリー	三%
〇八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーそ の他のヴァキニウム属の果实	三%
〇八一〇・六〇	ドリアン	二・五%
〇八一〇・九〇	その他のものうち ランブータン、パッション フルーツ、レイシ及びこれ んし	二・五%
〇八一・九〇	その他のもの 一 砂糖を加えたもの (二) (省 略) (三) サワーチェリー(プ ルヌス・ケラスス) (五) (省 略) 二 その他のもの (二) (省 略) (三) 桃、梨及びベリーの うち (四) ベリー (省 略)	六・九%
〇八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果实	三%

〇八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーそ の他のバキニウム属の果实	三%
〇八一〇・六〇	ドリアン	二・五%
〇八一〇・九〇	その他のものうち ランブータン、パッション フルーツ、レイシ及びこれ んし	二・五%
〇八一・九〇	その他のもの 一 砂糖を加えたもの (二) 同上 (三) サワーチェリー (五) 同上 二 その他のもの (二) 同上 (三) 桃、なし及びベリー のうち (四) 同上 ベリー	六・九%
〇八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果实	三%

を混合したもの

一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり（カスターネア属のもの）、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット（コーラ属のもの）、第〇八〇二・九〇号のナット又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）。

二（省 略）

とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限り。）及びこしやう属のペッパー

（省 略）

（省 略）

とうがらし属又はピメンタ属の果実

乾燥したもの（破碎及び粉

砕のいずれもしてないもの

〇九・〇四

〇九〇四・一一

〇九〇四・一二

〇九〇四・二二

三%

を混合したもの

一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子を除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）

二 同上

とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限り。）及びこしやう属のペッパー

同上

同上

とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限り。）

一 小売用の容器入りにし

〇九・〇四

〇九〇四・一一

〇九〇四・一二

〇九〇四・二〇

三%

○九〇四・二二	<p>に限る。)</p> <p>一 小売用の容器入りにしたもの</p> <p>破碎し又は粉碎したもの</p> <p>一 小売用の容器入りにしたもの</p>	無税
○九・〇七	<p>丁子（果実、花及び花梗に限る。）</p>	無税
○九〇七・一〇	<p>破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</p> <p>一 小売用の容器入りにしたもの</p>	無税
○九〇七・二〇	<p>破碎し又は粉碎したもの</p> <p>一 小売用の容器入りにしたもの</p>	無税
○九・〇八	<p>肉づく、肉づく花及びカルダモン類</p>	無税
○九〇八・一一	<p>肉づく</p> <p>破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</p> <p>一 小売用の容器入りにしたもの</p>	無税
○九〇八・一二	<p>破碎し又は粉碎したもの</p> <p>一 小売用の容器入りにしたもの</p>	無税
○九〇八・二〇	<p>肉づく花</p>	無税
○九・〇七	<p>丁子（果実、花及び花梗に限る。）</p>	無税
○九〇七・〇〇	<p>一 小売用の容器入りにしたもの</p>	無税
○九・〇八	<p>肉づく、肉づく花及びカルダモン類</p>	無税
○九〇八・一〇	<p>肉づく</p> <p>一 小売用の容器入りにしたもの</p>	無税
○九〇八・二〇	<p>肉づく花</p>	無税

○九〇八・二二	破碎及び粉碎のいずれも でないもの	無税
○九〇八・三二	破碎し又は粉碎したもの 一 小売用の容器入りに したもの	無税
○九〇八・三一	カルダモン類 破碎及び粉碎のいずれもし てないもの 一 小売用の容器入りに したもの	無税
○九〇八・三二	破碎し又は粉碎したもの 一 小売用の容器入りに したもの	無税
○九・〇九	アニス、大ういきよう、ういき よう、コリアンダー、クミン又 はカラウエイの種及びジュニパ ーベリー	無税
○九〇九・二二	コリアンダーの種 破碎及び粉碎のいずれもし	無税

○九〇八・三〇	一 小売用の容器入りにし たもの	無税
○九〇九・一〇	カルダモン類 一 小売用の容器入りにし たもの	無税
○九・〇九	アニス、大ういきよう、ういき よう、コリアンダー、クミン又 はカラウエイの種及びジュニパ ーベリー アニス又は大ういきよの種 一 小売用の容器入りにし たもの 二 その他のもの □ 破碎し又は粉碎した もの	無税
○九〇九・二〇	コリアンダーの種 一 小売用の容器入りにし たもの	無税



〇九〇九・二二

てないもの

一 小売用の容器入りにしたもの

破碎し又は粉碎したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

二 その他のもの

クミンの種

破碎及び粉碎のいずれもしていないもの

一 小売用の容器入りにしたもの

破碎し又は粉碎したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

二 その他のもの

〇九〇九・三二

無税

無税

無税

無税

無税

無税

〇九〇九・三〇

たもの

二 その他のもの

(二) 破碎し又は粉碎した  
もの

クミンの種

一 小売用の容器入りにしたもの

二 その他のもの

(二) 破碎し又は粉碎した  
もの

〇九〇九・四〇

カラウエイの種

一 小売用の容器入りにしたもの

二 その他のもの

(二) 破碎し又は粉碎した  
もの

〇九〇九・五〇

ういきよの種及びジュニパーベリー

一 小売用の容器入りにしたもの

二 その他のもの

(二) 破碎し又は粉碎した  
もの

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

○九〇九・六一	アニス、大ういきよう、カラ ウエイ又はういきようの種及 びジュニパーベリー	破砕及び粉砕のいずれもし てないもの	一 小売用の容器入りに したもの	破砕し又は粉砕したもの	○九〇九・六二
○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、 タイム、月けい樹の葉、カレー その他の香辛料	しょうが	二 その他のもの	破砕及び粉砕のいずれもし てないもの	○九一〇・一一
○九一〇・一二	破砕し又は粉砕したもの	二 その他のもの	二 小売用の容器入りに したもの	一 小売用の容器入りに したもの	二 その他のもの

無税 無税

無税 無税

無税 無税

無税

○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、 タイム、月けい樹の葉、カレー その他の香辛料	しょうが	二 小売用の容器入りに したもの	二 小売用の容器入りに したもの	二 小売用の容器入りに したもの	二 小売用の容器入りに したもの	もの
○九一〇・一〇	その他の香辛料	しょうが	二 小売用の容器入りに したもの	二 小売用の容器入りに したもの	二 小売用の容器入りに したもの	二 小売用の容器入りに したもの	無税

無税 無税

〇九一〇・二〇	サフラン		
〇九一〇・三〇	一 小売用の容器入りにしたもの うこん		
〇九一〇・九一	一 小売用の容器入りにしたもの 二 小売用の容器入りにしたもの 三 小売用の容器入りにしたもの この類の注1(b)の混合物	三・六%	
〇九一〇・九九	一 小売用の容器入りにしたもの 二 小売用の容器入りにしたもの その他のもの	無税	
一〇〇二・二〇	ライ麦		
一〇〇二・一〇	播種用のもの	無税	
一〇〇二・九〇	二 その他のもの	無税	
一〇〇七・一〇	グレーンソルガム		
一〇〇七・九〇	播種用のもの	無税	
	二 その他のもの	無税	
	その他のもののうち	無税	
	関税率法第一三条第一項		

〇九一〇・二〇	サフラン		
〇九一〇・三〇	一 小売用の容器入りにしたもの うこん		
〇九一〇・九一	一 小売用の容器入りにしたもの 二 小売用の容器入りにしたもの 三 小売用の容器入りにしたもの この類の注1(b)の混合物	三・六%	
〇九一〇・九九	一 小売用の容器入りにしたもの 二 小売用の容器入りにしたもの その他のもの	無税	
一〇〇二・二〇	ライ麦		
一〇〇二・一〇	播種用のもの	無税	
一〇〇二・九〇	二 その他のもの	無税	
一〇〇七・一〇	グレーンソルガム		
一〇〇七・九〇	播種用のもの	無税	
	二 その他のもの	無税	
	その他のもののうち	無税	
	関税率法第一三条第一項の適用を受けない		

一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリシード並びにその他の穀物	無税
一〇〇八・四〇	フォニオ(ディギタリア属のもの)	無税
一〇〇八・五〇	二  その他のもの キヌア(ケノポディウム・クイノア)	無税
一〇〇八・九〇	二  その他のもの その他の穀物	無税
一・〇二	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)	無税
一〇二・九〇	その他のもの 四  その他のものうち ライ麦粉	七・五%
一一・一一	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限り、とし、粉砕してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チョコリー)	七・五%

一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリシード並びにその他の穀物	無税
一〇〇八・九〇	その他の穀物 二  その他のもの (二) その他のもの	無税
一・〇二	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)	無税
一〇二・九〇	ライ麦粉	七・五%
一一・一一	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限り、とし、粉砕してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チョコリー)	七・五%

一 二 二 二 ・ 二 一	キコリウム・インテュブス変種 サテイヴム)の根で煎つてない ものを含むものとし、他の項に 該当するものを除く。 海藻その他の藻類 食用に適するもの	八%
一 二 二 二 ・ 二 九	その他のもの 一 ぶのり属、あまのり 属、あおのり属、ひ とえぐさ属、とろろ こんぶ属又はこんぶ 属のもののうち ぶのり属のもの	無税
一 二 二 二 ・ 二 九 九	その他のもの チコリーの根 その他のもの 二  その他のもの	四・五% 無税
一 六 ・ 〇 四	魚(調製し又は保存に適する処 理をしたものに限る。)、キャ ビア及び魚卵から調製したキャ	無税

一 二 二 二 ・ 二 〇	キコリウム・インテュブス変種 サテイヴム)の根でいつてない ものを含むものとし、他の項に 該当するものを除く。 海藻その他の藻類 一 食用のもの(生鮮のも の及び冷蔵し、冷凍し 又は乾燥したものに限 る。)	八%
(三) その他のもののうち ひじき(ヒジキア ・フスイフォルミ ス)	二  その他のもの (一) ぶのり属、あまのり 属、あおのり属、ひ とえぐさ属、とろろ こんぶ属又はこんぶ 属のもののうち ぶのり属のもの	無税
一 二 二 二 ・ 二 九 九	その他のもの その他のもの 二  チコリーの根 四  その他のもの	四・五% 無税
一 六 ・ 〇 四	魚(調製し又は保存に適する処 理をしたものに限る。)、キャ ビア及び魚卵から調製したキャ	無税

一六〇四・一一 ～ 一六〇四・一六	一六〇四・一七 一六〇四・一九 一六〇四・二〇	うなぎ (省 略)	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)	ピア代用物	七・二%
一六〇四・三一 一六〇四・三二	キヤビア及びその代用物 キヤビア キヤビア代用物	同上	同上	同上	四・八%
一六〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)	同上	同上	同上	四・八%
一六〇五・一〇	かに	同上	同上	同上	七・二%
一六〇五・二二	二 その他のもの シュリンプ及びプローン 気密容器入りでないもの 一 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	同上	同上	同上	七・二%
一六〇五・二九	その他のもの	同上	同上	同上	三・二%

一六〇五・三〇	ロブスター	一 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	一 えび (一) 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%
一六〇五・五一	軟体動物	二 その他のもの	七・二%
一六〇五・五二	かき		七・二%
一六〇五・五三	スキヤロップ（いたや貝を含む。）		七・二%
一六〇五・五四	いかのうち		七・二%
	気密容器入りのもの		九%
一六〇五・三〇	ロブスター	一 くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	一 えび (一) くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%
一六〇五・九〇	その他のもの	二 その他のもの 一 くん製したもののうちいか、帆立貝及び貝柱以外のもの	七・二%
	その他のもの	(一) その他のもの	六・四%

一六〇五・五五	たこ	七・二%
一六〇五・五六	クラム、コックル及びアー	七・二%
一六〇五・五七	クシエル	七・二%
一六〇五・五八	あわび	七・二%
一六〇五・五九	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	七・二%
	その他のもの	七・二%
	一 いかのうち	九%
	気密容器入りのもの	七・二%
	二 その他のもの	八%
一六〇五・六一	なまこ	八%
一六〇五・六二	うに	八%
一六〇五・六三	くらげ	八%
一六〇五・六九	その他のもの	七・二%
	一 うに	八%
	二 くらげ	八%
	三 その他のもの	七・二%
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	

二〇・〇三	いか（気密容器入りのものに限る。）	九%
	くらげ	八%
	なまこ及びうに	八%
	その他のもの	七・二%
二〇〇三・二〇	トリフ	
	一 気密容器入りのもの（容器とも一個の重量	
	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	



二〇〇三・九〇

その他のもの

一 トリフ

(一) 気密容器入りのもの

(容器とも一個の

重量が一〇キログラ

ム以下のものに限る

。)

(二) その他のもの

二〇〇八

二〇〇八・一九

果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）

ナット、落花生その他の種（

これらを相互に混合してある

かないかを問わない。）

その他のもの（混合したものを含む。）

一 砂糖を加えたもの

(一) (省略)

(二) その他のもの

A カシューナット

四・八%  
五・三%

が一〇キログラム以下

のものに限る。）

二) その他のもの

二〇〇八

二〇〇八・一九

果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）

ナット、落花生その他の種（

これらを相互に混合してある

かないかを問わない。）

その他のもの（混合したものを含む。）

一 砂糖を加えたもの

(一) 同上

(二) その他のもの

A カシューナット

四・八%  
五・三%

			及びその他の煎 つたナット	五・五%
	二	その他のもの		
	(一)	パルプ状のもの		
	A	カシューナット (煎つたものを 除く。)	五%	
	B	(省略)		
	(二)	その他のもの		
	A	アーモンド(煎 つたものに限る 。 ) 及びマカダ ミアナット(煎 つたものを除く 。 )	二・五%	
	B	マカダミアナツ ト(煎つたもの に限る。 ) 及び ペカン(煎つた ものに限る。 )	二・五%	
	C	ココヤシの実、 ブラジルナット 、パラダイスナ ット、ヘーゼル ナット(コリユ ルス属のもの) 、カシューナツ ト及びぎんなん		

			及びその他のい つたナット	五・五%
	二	その他のもの		
	(一)	パルプ状のもの		
	A	カシューナット (いつたものを 除く。 )	五%	
	B	同上		
	(二)	その他のもの		
	A	アーモンド(い つたものに限る 。 ) 及びマカダ ミアナット(い つたものを除く 。 )	二・五%	
	B	マカダミアナツ ト(いつたもの に限る。 ) 及び ペカン(いつた ものに限る。 )	二・五%	
	C	ココヤシの実、 ブラジルナット 、パラダイスナ ット、ヘーゼル ナット、カシュー ナット及びぎ んなんのうち ココヤシの実		

二〇〇八・九七	二〇〇八・九一 二〇〇八・九三	二〇〇八・四〇 ～ 二〇〇八・七〇	
---------	--------------------	-------------------------	--

二〇〇八・九七	二〇〇八・九一 二〇〇八・九三	二〇〇八・四〇 ～ 二〇〇八・七〇	のうち ココヤシの実 、ブラジルナ ット、パラダ イスナット及 びヘーゼルナ ット（コリュ ルス属のもの ） カシューナツ ト	四％ 五％
混合したもの	一 砂糖を加えたもの （二） その他のもの	（省略） その他のもの（混合したもの （第二〇〇八・一九号のもの を除く。）を含む。）		
一 ミックスドフルーツ 、フルーツサラダ及	克蘭ベリー（ヴァキニウ ム・マクロカルボン、ヴァ キニウム・オクシココス及 びヴァキニウム・ヴィテイ スダイア）			
五・五％				

二〇〇八・九七	二〇〇八・九一 二〇〇八・九二	二〇〇八・四〇 ～ 二〇〇八・七〇	
---------	--------------------	-------------------------	--

二〇〇八・九七	二〇〇八・九一 二〇〇八・九二	二〇〇八・四〇 ～ 二〇〇八・七〇	同上 、ブラジルナ ット、パラダ イスナット及 びヘーゼルナ ット カシューナツ ト	四％ 五％
混合したもの	同上	その他のもの（混合したもの （第二〇〇八・一九号のもの を除く。）を含む。）		
一 ミックスドフルーツ 、フルーツサラダ及 びフルーツカクテル のうち	砂糖を加えてない もの			
三％				

別表第四 特惠関税例外品目表（第八条の二関係）	
項名	品目
二 関税率表第二七二〇・一二号の一、第二七二〇・一九号の一、第二七二〇・二〇号の一、第二七二一・一四号の一、第二七二一・一九号の二、第二七二一・二一	<p>二〇〇八・九九 （省略）</p> <p>二〇〇九</p> <p>果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>二 野菜ジュース</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>気密容器入りのもの</p> <p>七・六%</p>
	<p>びフルーツカクテルのうち</p> <p>砂糖を加えてないもの</p> <p>三%</p>

別表第四 特惠関税例外品目表（第八条の二関係）	
項名	品目
二 関税率表第二七二〇・一一号の一の(一)のAの(b)、B若しくはC、(二)若しくは(三)、第二七二〇・一九号の一、第二七二一・一四号の一、第二七二一・一九号の二、	<p>二〇〇八・九九 同上</p> <p>二〇〇九・八〇</p> <p>果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）</p> <p>二 野菜ジュース</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>気密容器入りのもの</p> <p>七・六%</p>

号又は第二七一・二九号に掲げる物品	一 関税率表第五八〇一・二二二 号の二、第五八〇一・二三号の二、第五八〇一・二六 号の二の(一)、第五八〇一・二七号の二、第五八〇三・ 〇〇号の二の(二)又は第五八一・〇〇号の二の(二)に掲 げる物品
-------------------	---

別表第五 特別特惠関税例外品目表(第八条の二、第八条の三関係)

項名	品目
一	関税率法別表(以下この表において「関税率表」という。) 第三〇一・九九号の二の(一)、第三〇二・四一号、第三〇二・四二号、第三〇二・四三号の一、第三〇二・四四号、第三〇二・四五号、第三〇二・五一号、第三〇二・五四号の一、第三〇三・二五五号、第三〇三・二五九号の一、第三〇三・二八九号の一、第三〇三・五一号、第三〇三・五三 号の一、第三〇三・五四号、第三〇三・五五号、 第三〇三・六三三号、第三〇三・六六号の一、第三 〇三・六七号、第三〇三・六九号の一、第三〇三・ 三・八九号の一、第三〇三・九〇号の二、第三〇三・ 四・四四号の一、第三〇三・四四九号の一、第三〇三・ 四・五三号の一、第三〇三・五九号の一、第三〇三・ 四・七一号、第三〇三・七四号の一、第三〇三・四・ 七五号、第三〇三・七九号の一、第三〇三・四・八六 号、第三〇三・四・八九号の一、第三〇三・四・九四号、 第三〇三・四・九五号の一、第三〇三・四・九九号の一、

第二七一・二二二号又は第二七一・二九号に掲げる物品	一 関税率表第五八〇一・二二二 号の二、第五八〇一・二三号の二、第五八〇一・二四 号の二、第五八〇一・二五号の二、第五八〇一・二六 号の二の(一)、第五八〇三・〇〇号の二の(一)又は第五八 一一・〇〇号の二の(二)に掲げる物品
---------------------------	--

別表第五 特別特惠関税例外品目表(第八条の二、第八条の三関係)

項名	品目
一	関税率法別表(以下この表において「関税率表」という。) 第三〇一・九九号の二の(一)、第三〇二・四〇号、第三〇二・五〇号、第三〇二・六一号の一、第三〇二・六四号、第三〇二・六九号の一、第三〇三・五一号、第三〇三・五二号、第三〇三・七四号、第三〇三・七八号の一、第三〇三・七九号の一、第三〇三・ 八〇号の二、第三〇三・一九号の一の(一)若しくは二 の(一)、第三〇三・四・二九号の一、第三〇三・四・九九号 の一、第三〇三・五・一〇号、第三〇三・五・五一号、第 〇三・五・六一号から第三〇三・五・六三号まで、第三 〇三・五・六九号の二、第三〇三・七・二二号、第三〇三・ 七・二九号、第三〇三・七・四九号の二、第三〇三・七・ 九一号の二又は第三〇三・七・九九号の一の(一)若しくは 二の(一)若しくは(二)に掲げる物品 関税率表第三〇二・七〇号の一又は第三〇三・五・二 〇号の三に掲げる物品のうち

第〇三〇五・一〇号、第〇三〇五・五一号、第〇三〇五・六一号から第〇三〇五・六三号まで、第〇三〇七・二一号、第〇三〇七・二九号の一若しくは三、第〇三〇七・七一号の一又は第〇三〇七・七九号の一の(一)若しくは三の(一)に掲げる物品

関税率表第〇三〇二・九〇号の一又は第〇三〇五・二〇号の三に掲げる物品のうち

たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵

関税率表第〇三〇五・三二号に掲げる物品のうち

たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)

関税率表第〇三〇五・三九号の二に掲げる物品のうちにしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)関税率表第〇三〇五・五九号の二、第〇三〇五・六九号の二、第〇三〇五・七二号の二の(二)若しくは三の(二)又は第〇三〇五・七九号の二の(二)若しくは三の(二)に掲げる物品のうち

にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス

たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵

関税率表第〇三〇五・三〇号の二又は第〇三〇五・五九号の二に掲げる物品のうち

にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)又はさんま(コロラビス属のもの)

関税率表第〇三〇七・四一号、第〇三〇七・四九号の

一、第〇三〇七・九一号の三又は第〇三〇七・九九号の一の(二)に掲げる物品のうち

もんごういか以外のもの

関税率表第〇三〇七・九一号の四の(二)に掲げる物品のうち

軟体動物(赤貝(生きているものに限る。)、あわび、あさり及びしじみを除く。)

関税率表第〇三〇七・九九号の一の(四)のBに掲げる物品のうち

あわび、あさり及びしじみ以外のもの

関税率表第〇三〇七・九九号の二の(四)のBに掲げる物品のうち

はまぐり(乾燥したものに限り。以外のもの)

<p>七 品 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる物</p>	<p>五 関税率表第一七〇一・一二号の二、第一七〇一・一四号の二、第一七〇一・九一號、第一七〇一・九九号、第一七〇二・三〇号の二の(一)又は第一七〇二・九〇号の五の(二)のAに掲げる物品 関税率表第一七〇二・四〇号の二又は第一七〇二・六〇号の二に掲げる物品のうち 砂糖を加えたもの 関税率表第一七〇二・九〇号の一に掲げる物品のうち 分蜜糖 関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品のうち 分蜜糖のもの</p>	<p>四 関税率表第一二二・二二号の一又は二に掲げる物品 関税率表第一二二・二二号の三に掲げる物品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)及びわかめ (ウンダリア・ピンナティフィダ)以外のもの</p>	<p>属のもの) 関税率表第三〇七・四一號又は第三〇七・四九號の一若しくは三に掲げる物品のうち もんごういか(セピア・オフィキナリス)以外のもの 関税率表第三〇七・九一號又は第三〇七・九九号の一若しくは三に掲げる物品のうち いか(もんごういかを除く。)、スキヤロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱</p>
---	---	--	--

<p>七 品 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる物</p>	<p>五 関税率表第一七〇一・一一号の二、第一七〇一・一二号の二、第一七〇一・九一號、第一七〇一・九九号、第一七〇二・三〇号の二の(一)又は第一七〇二・九〇号の五の(二)のAに掲げる物品 関税率表第一七〇二・四〇号の二又は第一七〇二・六〇号の二に掲げる物品のうち 砂糖を加えたもの 関税率表第一七〇二・九〇号の一に掲げる物品のうち 分みつ糖 関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品のうち 分みつ糖のもの</p>	<p>四 関税率表第一二二・二〇号の一の(一)又は(二)に掲げる物品 関税率表第一二二・二〇号の一の(三)に掲げる物品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)及びわかめ (ウンダリア・ピンナティフィダ)以外のもの</p>	
---	---	--	--

関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち

分蜜糖のもの

関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(イ)に掲げる物品のうち

各成分のうち第一二二二・二二二号の物品の重量が最大のもの

関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(b)のハの(ロ)のIIの(四)に掲げる物品のうち

第一二二二・二二二号の物品(ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)を除く。)のもの

関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち

分みつ糖のもの

関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(イ)に掲げる物品のうち

各成分のうち第一二二二・二二二号の物品の重量が最大のもの

関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(b)のハの(ロ)のIIの(四)に掲げる物品のうち

第一二二二・二二二号の物品(ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)を除く。)のもの



○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）（附則第六条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（入出港手続の免除）</p> <p>第五条 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている航空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの（以下「公用機」という。）には、関税法第十五条から第十九条まで、<u>第二十条第三項及び第四項、第二十条の二（第三項を除く。）</u>、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条の規定は、適用しない。ただし、同法第十五条第三項及び第九項に規定する入港届（同条第一項及び第七項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面（次項において「積荷目録」という。）を含む。）並びに同法第十七条に規定する出港届は、提出しなければならない。</p> <p>2 前項ただし書の場合において、当該公用船又は公用機が第九条の規定による税関の検査を免除される物品を積載しているときは、<u>同項ただし書に規定する積荷目録のうち当該物品に係る部分については、同項ただし書に規定する当該積荷目録にその積載している旨を記載すれば足る。</u></p> <p>3 （省 略）</p> <p>4 合衆国の安全を保持するためその他これに類する事由により、<u>第一項ただし書及び前項並びに関税法第二十条第一項及び第二項並びに第二十条の二第三項の規定により難いときは、これらの規定は、適用しない。</u></p>	<p>（入出港手続の免除）</p> <p>第五条 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている航空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの（以下「公用機」という。）には、関税法第十五条から第十九条まで、<u>第二十条の二第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条の規定は、適用しない。</u>ただし、同法第十五条第三項及び第九項に規定する入港届（同条第一項及び第七項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面（次項において「積荷目録」という。）を含む。）並びに同法第十七条に規定する出港届は、提出しなければならない。</p> <p>2 前項但書の場合において、当該公用船又は公用機が第九条の規定による税関の検査を免除される物品を積載しているときは、<u>前項但書に規定する積荷目録のうち当該物品に係る部分については、前項但書に規定する当該積荷目録にその積載している旨を記載すれば足る。</u></p> <p>3 同 上</p> <p>4 合衆国の安全を保持するためその他これに類する事由により、<u>第一項ただし書及び前項並びに関税法第二十条及び第二十条の二第三項の規定により難いときは、これらの規定は、適用しない。</u></p>

(関税免除物品の製造等)

第十条 (省 略)

2 関税法第三十五条、第百条第二号並びに第百五条第一項第五号、第三項及び第四項の規定は、前項に規定する物品又は倉庫若しくは工場について準用する。

(関税免除物品の製造等)

第十条 同 上

2 関税法第三十五条、第百条第二号並びに第百五条第一項第五号、第二項及び第三項の規定は、前項に規定する物品又は倉庫若しくは工場について準用する。

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（免税輸入資材等の製造等）          第三条（省 略）          2 関税法第三十五条、第百条第二号並びに第百五条第一項第五号、          第三項及び第四項の規定は、前項に規定する資材等又は工場につい          て準用する。</p>	<p>（免税輸入資材等の製造等）          第三条 同 上          2 関税法第三十五条、第百条第二号並びに第百五条第一項第五号、          第二項及び第三項の規定は、前項に規定する資材等又は工場につい          て準用する。</p>

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

<p>（保税運送等の場合の免税）          第十一条（省 略）</p>	<p>（保税運送等の場合の免税）          第十一条 同 上</p>
<p>2 特例輸出貨物（関税法第三十条第一項第五号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する特例輸出貨物をいう。次項において同じ。）である課税物品を保税地域から引き取る場合には、その引取りに係る内国消費税を免除する。</p>	<p>2 特定輸出貨物（関税法第三十条第一項第五号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する特定輸出貨物をいう。次項において同じ。）である課税物品を保税地域から引き取る場合には、その引取りに係る内国消費税を免除する。</p>
<p>3 前項の規定は、当該保税地域が次の各号に掲げる特例輸出貨物である課税物品の区分に応じ当該各号に定める場所に該当する場合には、当該課税物品については、たばこ税法第五条（保税地域に該当する製造場）、揮発油税法第四条（保税地域に該当する石油ガスの充てん場）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特例輸出貨物である課税物品の区分に応じ、当該場所を保税地域でない当該各号に定める場所とみなして、消費税法等の規定を適用する。</p> <p>一 一三（省 略）          二 一三（省 略）          三 一三（省 略）          四 及び 五（省 略）</p>	<p>3 前項の規定は、当該保税地域が次の各号に掲げる特定輸出貨物である課税物品の区分に応じ当該各号に定める場所に該当する場合には、当該課税物品については、たばこ税法第五条（保税地域に該当する製造場）、揮発油税法第四条（保税地域に該当する石油ガスの充てん場）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定輸出貨物である課税物品の区分に応じ、当該場所を保税地域でない当該各号に定める場所とみなして、消費税法等の規定を適用する。</p> <p>一 一三 同 上          二 一三 同 上          三 一三 同 上          四 及び 五 同 上</p>
<p>（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）          第十六条（省 略）</p> <p>2 保税工場又は総合保税地域における保税作業により、原油等を製品の原料として消費する場合には、石油石炭税法第五号第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。この場合において、当</p>	<p>（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）          第十六条 同 上</p> <p>2 保税工場又は総合保税地域における保税作業により、原油等を製品の原料として消費する場合には、石油石炭税法第五号第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。この場合において、当</p>

該原油等を原料として製造された製品が関税定率別表第二七一〇・一一号、第二七一〇・一九号若しくは第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、同表第二七・一一項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素又は同表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したものに該当するときは、当該製品を石油石炭税法第三条（課税物件）に規定する石油製品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素若しくは石炭とみなして、石油石炭税法及びこの法律の規定を適用する。

3 3 (省 略)

(関税法の準用)

第二十条 関税法第十二条第一項（延滞税）（同法第十三条の二（過大な払戻し等に係る関税額の徴収）の規定に係る部分に限る。）及び第十三条の二の規定は、第十五条第二項、第十六条第四項、第十六条の三第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による還付が、これを受ける者の申請に基づいて過大な額で行われた場合について、同法第十三条の三（関税の納付不足がある場合の補完的納税義務）の規定は、輸入の許可を受け、又は第九条第一項の規定による承認を受けて引き取られた課税物品につき納付された内国消費税に不足額があつた場合について、同法第十四条（更正、決定等の期間制限）及び第十四条の二第一項（徴収権の消滅時効）の規定は、保税地域からの引取りに係る課税物品に対する内国消費税につき更正、決定又は徴収をする場合について、同法第六十二条の十三（総合保税地域の貨物の管理者の連帯納税義務）の規定は、総合保税地域の許可を受けた法人が第十条第三項（第十六条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により課税物品に係る内国消費税を納める義務を負うこととなつた場合について、同法第一百七条（

該原油等を原料として製造された製品が関税定率別表第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、同表第二七・一一項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素又は同表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したものに該当するときは、当該製品を石油石炭税法第三条（課税物件）に規定する石油製品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素若しくは石炭とみなして、石油石炭税法及びこの法律の規定を適用する。

3 3 同 上

(関税法の準用)

第二十条 関税法第十二条第一項（延滞税）（同法第十三条の二（過大な払戻し等に係る関税額の徴収）の規定に係る部分に限る。）及び第十三条の二の規定は、第十五条第二項、第十六条第四項、第十六条の三第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による還付が、これを受ける者の申請に基づいて過大な額で行われた場合について、同法第十三条の三（関税の納付不足がある場合の補完的納税義務）の規定は、輸入の許可を受け、又は第九条第一項の規定による承認を受けて引き取られた課税物品につき納付された内国消費税に不足額があつた場合について、同法第十四条（更正、決定等の期間制限）、第十四条の二第一項（徴収権の消滅時効）及び第十四条の三第一項（還付請求権の時効）の規定は、保税地域からの引取りに係る課税物品に対する内国消費税につき更正、決定、徴収又は還付をする場合について、同法第六十二条の十三（総合保税地域の貨物の管理者の連帯納税義務）の規定は、総合保税地域の許可を受けた法人が第十条第三項（第十六条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により課税物品に係る内国消費税を納める義務

税関長の権限の委任)の規定は、税関長が当該内国消費税につきその権限を行使する場合について、同法第百十八条第四項(没収等が行われた場合の関税の不徴収)の規定は、同条第一項又は第二項その他の法律の規定により没収又は追徴が行われた課税物品に係る内国消費税について、それぞれ準用する。

を負うこととなつた場合について、同法第百七条(税関長の権限の委任)の規定は、税関長が当該内国消費税につきその権限を行使する場合について、同法第百十八条第四項(没収等が行われた場合の関税の不徴収)の規定は、同条第一項又は第二項その他の法律の規定により没収又は追徴が行われた課税物品に係る内国消費税について、それぞれ準用する。

改 正 案	現 行
<p>（引取りに係る石油製品等の免税）</p> <p>第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十四年三月三十一日まで（第四号に掲げる重油及び粗油については、平成二十三年三月三十一日まで（に、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する）。</p> <p>一 ガス状炭化水素を採取する際に採取された原油のうち温度十五度において〇・八〇一七を超えない比重を有するもので、政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p> <p>二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七一〇・一一号の一の(一)のCに掲げる揮発油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p> <p>三 関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一一号の一の(二)のBの(2)若しくは第二七一〇・一九号の一の(一)のBの(2)に掲げる灯油又は同表第二七一〇・一一号の一の(三)若しくは第二七一〇・一九号の一の(二)に掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p> <p>四 関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)に掲げる重油及び粗油のうち温度十五度における比重が〇・八三</p>	<p>（引取りに係る石油製品等の免税）</p> <p>第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十四年三月三十一日まで（第四号に掲げる重油及び粗油については、平成二十三年三月三十一日まで（に、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する）。</p> <p>一 同上</p> <p>二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七一〇・一一号の一の(一)のCの(1)に掲げる揮発油</p> <p>三 関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一一号の一の(二)のBの(2)の(i)若しくは第二七一〇・一九号の一の(一)のBの(2)の(i)に掲げる灯油又は同表第二七一〇・一一号の一の(三)の(1)若しくは第二七一〇・一九号の一の(二)の(1)に掲げる軽油</p> <p>四 関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)の(1)に掲げる重油及び粗油</p>

以上で引火点が温度百三十度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）で、農林漁業の用に供するもの

五  
(省 略)

2  
7  
(省 略)

同上

五  
同  
上

2  
7  
同  
上



○ 租税特別措置法（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行				
<p>（特定の石油製品を特定の運送の用に供した場合の石油石炭税の還付）</p> <p>第九十条の三の四 次<table border="1"> <tr> <td data-bbox="898 208 1209 1126"> <p>の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油又は関税込率法別表第二七〇・一九号の(三)若しくは第二七一〇・二〇号の(四)に掲げる原油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九</p> </td> <td data-bbox="898 1126 1209 2038"> <p>の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油又は関税込率法別表第二七一〇・一九号の(三)に掲げる原油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九</p> </td> </tr> </table> <p>条第一号に定める税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額を当該特定用途石油製品の製造者又は当該特定用途石油製品を保税地域から引き取つた者（政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。）に（当該特定用途石油製品の製造者が当該特定用途石油製品の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、</p> </p>	<p>の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油又は関税込率法別表第二七〇・一九号の(三)若しくは第二七一〇・二〇号の(四)に掲げる原油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九</p>	<p>の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油又は関税込率法別表第二七一〇・一九号の(三)に掲げる原油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九</p>	<p>第九十条の三の四 次<table border="1"> <tr> <td data-bbox="148 1126 898 2038"> <p>の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油又は関税込率法別表第二七一〇・一九号の(三)に掲げる原油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税</p> </td> <td data-bbox="148 1126 898 2038"> <p>の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油又は関税込率法別表第二七一〇・一九号の(三)に掲げる原油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税</p> </td> </tr> </table> <p>法第九条第一号に定める税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額を当該特定用途石油製品の製造者又は当該特定用途石油製品を保税地域から引き取つた者（政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。）に（当該特定用途石油製品の製造者が当該特定用途石油製品の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定用途石油製品の製造者に）還付する。</p> </p>	<p>の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油又は関税込率法別表第二七一〇・一九号の(三)に掲げる原油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税</p>	<p>の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油又は関税込率法別表第二七一〇・一九号の(三)に掲げる原油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税</p>
<p>の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油又は関税込率法別表第二七〇・一九号の(三)若しくは第二七一〇・二〇号の(四)に掲げる原油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九</p>	<p>の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油又は関税込率法別表第二七一〇・一九号の(三)に掲げる原油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九</p>				
<p>の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油又は関税込率法別表第二七一〇・一九号の(三)に掲げる原油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税</p>	<p>の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油又は関税込率法別表第二七一〇・一九号の(三)に掲げる原油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税</p>				

当該特定用途石油製品の製造者に）還付する。

<p>三 鉄道事業法第三条第一項の規定による許可を受けた者</p>	<p>二 海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む同法第三条第一項の規定による許可を受けた者</p>	<p>一 内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業を営む同法第三条第一項の規定による登録を受けた者又は同条第二項の規定に基づき届出を行った者</p>
<p>軽油</p>	<p>軽油又は重油</p>	<p>軽油（関税率法別表第二七一〇・一二一〇の(三)、第二七一〇・一九号の(一)(二)又は第二七一〇・二〇号の(三)に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。）又は重油（同表第二七一〇・一九号の(三)又は第二七一〇・二〇号の(四)に掲げる重油をいう。以下この条において同じ。）</p>
<p>同法第三条に規定する第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用途に限る。）</p>	<p>同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用その他の財務省令で定める用途を除く。）</p>	<p>内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業に係る同条第一項に規定する内航運送の用</p>
<p>三 同上</p>	<p>二 同上</p>	<p>一 内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業を営む同法第三条の規定による登録を受けた者又は同条の規定に基づき届出を行った者</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>軽油（関税率法別表第二七一〇・一一一〇の(三)又は第二七一〇・一九号の(一)(二)に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。）又は重油（同表第二七一〇・一九号の(三)に掲げる重油をいう。以下この条において同じ。）</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業に係る同条第一項に規定する内航運送の用</p>

<p>四 航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を営む同法第百条第一項の規定による許可を受けた者</p>	<p>航空機燃料</p>	<p>同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用</p>
--	--------------	-----------------------------------

255 (省 略)

(引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの(以下この条において「石油製品等」という。)を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十四年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一 (省 略)

二 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一第二七二〇・一二号の(一)のC又は第二七二〇・二〇号の(一)の(一)のCに掲げる揮発油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

三 関税暫定措置法別表第一第二七二〇・一二号の(一)のBの(2)、第二七二〇・一九号の(一)のBの(2)若しくは第二七二〇・二〇号の(一)のBの(2)に掲げる灯油又は同表第二七二〇・一二号の(一)の(三)、第二七二〇・一九号の(一)の(二)若しくは第二七二〇・二〇号の(一)の(三)に掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

<p>四 同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
-------------	-----------	-----------

255 同上

(引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの(以下この条において「石油製品等」という。)を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十四年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一 同上

二 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一第二七二〇・一一号の(一)のCに掲げる揮発油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

三 関税暫定措置法別表第一第二七二〇・一一号の(一)のBの(2)若しくは第二七二〇・一九号の(一)のBの(2)に掲げる灯油又は同表第二七二〇・一一号の(一)の(三)若しくは第二七二〇・一九号の(一)の(二)に掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

四 関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)又は第二七一〇・二〇号の一の(四)のAの(b)に掲げる重油及び粗油のうち温度十五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度百三十度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。)で、農林漁業の用に供するもの

五 (省 略)

2 〽 7 (省 略)

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十四年三月三十一日まで、課税済みの原油等から本邦において製造された関税率法別表第二七一〇・一九号の一の(三)のA又は第二七一〇・二〇号の一の(四)のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、第九十条の三の二第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に(当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に)還付する。

2 〽 8 (省 略)

(石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付)

第九十条の六の二 課税済みの原油等又は関税率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号若しくは第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(同表第二七一〇・一九号

四 関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)に掲げる重油及び粗油のうち温度十五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度百三十度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。)で、農林漁業の用に供するもの

五 同 上

2 〽 7 同 上

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十四年三月三十一日まで、課税済みの原油等から本邦において製造された関税率法別表第二七一〇・一九号の一の(三)のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、第九十条の三の二第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に(当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に)還付する。

2 〽 8 同 上

(石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付)

第九十条の六の二 課税済みの原油等又は関税率法別表第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(同表第二七一〇・一九号の一の(三)に掲げる粗油

の(三)又は第二七一〇・二〇号の一の(四)に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのものを除く。以下この条において「石油調製品等」という。)から同表第二七一三・一一号若しくは第二七一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七一三・二〇号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。を製造する者その他政令で定める者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。))が、政令で定める手続により石油アスファルト等を製造することについてその製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、平成二十五年三月三十一日までに、当該製造場から移出(政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。))し、又は当該製造場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等のうち課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものから製造された石油アスファルト等につき、当該課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものに係る石油石炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が、当該石油アスファルト等の原料とされた原油又は石油製品に係る石油石炭税の納税者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油アスファルト等製造業者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に)還付する。

2  
7 (省 略)

で石油石炭税課税済みのものを除く。以下この条において「石油調製品等」という。)から同表第二七一三・一一号若しくは第二七一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七一三・二〇号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。を製造する者その他政令で定める者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。))が、政令で定める手続により石油アスファルト等を製造することについてその製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、平成二十五年三月三十一日までに、当該製造場から移出(政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。))し、又は当該製造場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等のうち課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものから製造された石油アスファルト等につき、当該課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものに係る石油石炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が、当該石油アスファルト等の原料とされた原油又は石油製品に係る石油石炭税の納税者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油アスファルト等製造業者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に)還付する。

2  
7 同上

○ 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 石油製品 関稅定率法別表第二七一〇・一一号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品（外国から本邦に到着したものに限る。）をいう。</p> <p>三〇五 （省 略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 同 上</p> <p>二 石油製品 関稅定率法別表第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品（外国から本邦に到着したものに限る。）をいう。</p> <p>三〇五 同 上</p>